

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

政府関係金融機関等特集 2025.1
873

主 要 目 次

政府関係金融機関等の概要

——統 計——

政府関係金融機関等一覧表

連続貸借対照表・連続損益計算書

貸付額の推移・融資条件

財務省 財務総合政策研究所 編

政府関係金融機関等特集

	頁		頁
I 政府関係機関	1	(v) 危機対応円滑化業務	48
1 沖縄振興開発金融公庫	1	(vi) 特定事業等促進円滑化業務	49
2 株式会社日本政策金融公庫	6	3 株式会社国際協力銀行	51
(i) 国民一般向け業務	6	4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	54
(ii) 農林水産業者向け業務	24	II 株式会社日本政策投資銀行	56
(iii) 中小企業者向け業務	27	III 株式会社商工組合中央金庫	59
(iv) 信用保険等業務	30		

統計

	頁		頁		頁
I 総括	66	②中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	97	(2) 連続損益計算書	121
(1) 政府関係金融機関等一覧表	66	(2) 連続損益計算書	98	(3) 危機対応円滑化業務実績	122
(2) 政府関係金融機関等の目的一覧表	66	①中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	98	(4) 原資の構成と推移	122
(3) 令和6年度財政投融资計画対象法人のうち融資業務のある法人の内訳	67	②中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	99	vi. 特定事業等促進円滑化業務	124
II 政府関係機関	68	(3) 融資業務	100	(1) 連続貸借対照表	124
1. 沖縄振興開発金融公庫	68	①貸付額の推移(実行ベース)	100	(2) 連続損益計算書	125
(1) 連続貸借対照表	68	②業種別貸付額の推移(実行ベース)	101	(3) 特定事業等促進円滑化業務実績	126
(2) 連続損益計算書	69	③原資の構成と推移(資金ベース)	101	(4) 原資の構成と推移	126
(3) 貸付実績推移	70	④貸付制度	102	3. 株式会社国際協力銀行	128
(4) 原資の構成と推移	70	⑤金利の推移	106	(1) 連続貸借対照表	128
(5) 主な貸付条件	71	(4) 証券化支援業務	108	(2) 連続損益計算書	129
2. 株式会社日本政策金融公庫	76	①原資の構成と推移(資金ベース)	108	(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表	130
(1) 連続貸借対照表	76	②保証型に係る業種別保証状況	108	(4) 原資の構成と推移	130
(2) 連続損益計算書	78	③保証型に係る都道府県別保証状況	109	4. 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	132
i. 国民一般向け業務	80	④買取型(キャッシュ方式)に係る業種別貸付状況	110	(1) 連続貸借対照表	132
(1) 連続貸借対照表	80	⑤買取型(シンセティック方式)に係る業種別貸付状況	110	(2) 連続損益計算書	133
(2) 連続損益計算書	81	⑥買取型(キャッシュ方式)に係る都道府県別貸付状況	111	(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表	134
(3) 貸付金額の推移	82	⑦買取型(シンセティック方式)に係る都道府県別貸付状況	112	(4) 原資の構成と推移	134
(4) 普通貸付大分類業種別貸付状況	82	iv. 信用保険等業務	114	III 株式会社日本政策投資銀行	136
(5) 原資の構成と推移	82	(1) 連続貸借対照表	114	(1) 連続貸借対照表	136
(6) 金利の推移	82	(2) 連続損益計算書	115	(2) 連続損益計算書	137
(7) 現行貸付条件	84	(3) 信用保険等業務	116	(3) 投融資額の推移	139
ii. 農林水産業者向け業務	88	①融資基金原資の推移	116	(4) 原資の構成と推移	139
(1) 連続貸借対照表	88	②信用保証協会に対する年度別貸付状況	116	IV 株式会社商工組合中央金庫	140
(2) 連続損益計算書	89	③保険種類別保険利用状況	117	(1) 連続貸借対照表	140
(3) 貸付額の推移	90	④保険種類別保険金支払状況	118	(2) 連続損益計算書	141
(4) 原資の構成と推移	90	⑤保険種類別元本回収金納付状況	119	(3) 年度別貸出実行額	141
(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表	91	v. 危機対応円滑化業務	120	(4) 年度別業種別貸出実行額	142
iii. 中小企業者向け業務	96	(1) 連続貸借対照表	120	(5) 原資の構成と推移	142
(1) 連続貸借対照表	96			(6) 商工債年度別発行額及び発行残高	143
①中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	96			(7) 業務委託状況	143
				(8) 貸出条件	143

I. 政府関係機関

1. 沖縄振興開発金融公庫

1. 設立の経緯

(1) 戦後長く米国の施政権下に置かれていた沖縄がわが国に返還されることについて、日米両国間の合意が昭和44年11月の日米首脳会談の結果成立し、これを実施に移すための両国政府間の交渉と並行して復帰対策が検討された。この場合、復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方については、

- ① 本土の各機関がそれぞれ沖縄地域において業務に当たる。
- ② 公庫を新設し、本土の各機関の業務をすべてこの公庫で行い、本土の機関は沖縄に進出しない。
- ③ 公庫を新設するが、その業務は本土の一部の機関の業務に限定し、それ以外の分野については、本土の機関が進出する。
- ④ 本土の各機関がそれぞれ沖縄において業務に当たることが、このほかに沖縄の特殊産業に重点的に融資を行う基金ないし事業団を設立する。

といった諸事案が考えられた。また、琉球政府においては、国・県出資により、「沖縄開発金融公庫」を設立し従来の沖縄の政策金融機関のうち琉球開発金融公社等を引き継がせるという構想を発表した。これらが最終的には、昭和46年3月23日閣議決定された沖縄復帰対策要綱（第2次分）において、「総合公庫方式（ただし、輸銀、公営公庫、信用保険公庫等の業務については、その性格からして除かれる。）」を取ることとなった理由としては、沖縄の特殊事情を考慮し、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に即した政策金融を一元的に行い、資金の効率的運用を図ることのほか、沖縄の政策金融機関からの職員の引継ぎ及び貸付条件の本土公庫とのバランス等の配慮もあったものと思われる。復帰対策要綱の内容は次のとおりである。

「四 沖縄振興開発公庫

ア 沖縄の経済・社会の振興・開発を促進するとともに、住民生活の安定・向上を図るため、沖縄振興開発公庫（仮称）を設立する。

イ 沖縄振興開発公庫は、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫、農林漁業金融公庫および住宅金融公庫の業務に相当する業務等を総合的に行うものとする。

ウ 沖縄振興開発公庫は、大衆金融公庫、琉球開発金融公社ならびに琉球政府の産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計および運搬船建造資金融通特別会計が行っている業務を引き継ぐものとする。

エ 沖縄振興開発公庫の貸付条件は、沖縄の産業・経済の実情を勘案し、適切なものとする。」

なお、その後、名称は沖縄振興開発金融公庫に改められるとともに、46年9月3日閣議決定された復帰対策要綱（第3次分）においては、沖縄の政策金融機関の職員の受入につき、次のとおり定められた。

「8 大衆金融公庫及び琉球開発金融公社の職員受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫及び琉球開発金融公社に勤務している職員は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。」

(2) このような経緯を経たのち、当公庫設立の基礎となる沖縄振興開発金融公庫法案は、46年10月12日に閣議決定され、10月16日に第67国会（いわゆる沖縄国会）に提出し、11月16日に衆議院本会議において提案理由説明が行われ、同日衆議院大蔵委員会に付託された。その後同委員会において審議が行われたが、第67国会の最終日に継続審議となった。第68国会において引き続き審議が行われ、復帰直前の47年5月12日に参議院本会議において可決成立し、5月13日に昭和47年法律第31号をもって公布施行された。これにより急速設立手続きを進め、本土復帰当日の47年5月15日から業務を開始することとなった。

(3) 設立以降も、当公庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として議論が行われている。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、平成18年に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、当公庫は「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。」とされた。さらに、二度の沖縄振興特別措置法の一部改正法（平成24年4月1日施行、令和4年4月1日施行）による同規定の改正を経て、新政策金融機関への統合時期は令和14年度以降となった。

2. 目 的

当公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする（公庫法第1条）。このように当公庫は、沖縄に主たる事務所を有する唯一の政府関係金融機関として、沖縄の自立型経済の構築・発展、離島活性化などにおいて、国・県の重点施策と一体となった取り組みや民間金融機関と協調・連携した取り組みを推進する役割を担うことが期待されている。

3. 現 況

（1）機構

当公庫は本店を沖縄県（那覇市）に置き、関係行政機関との折衝・調整等のために東京に本部を設置するほか、県内に中部、北部、宮古及び八重山の4支店を設置している。

役職員の定員は、役員5名（理事長、副理事長、理事3人（非常勤監事1名は除く）、職員222人、計227人（令和6年度予算定員）である。

（2）資本金

当公庫の資本金は、琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の各種特別会計から承継する純資産の額が政府から公庫に出資されたものとされる（公庫法附則第4条）他、新規政府出資によって構成されるが、前者は215億5千6百万円と評価され、後者は昭和47年度、昭和63年度から平成14年度（平成3年度を除く。）にかけて、平成17年度、平成24年度から平成27年度（平成26年度を除く。）にかけて、平成30年度から令和5年度（令和4年度を除く。）にかけて一般会計から1,218億7千8百万円、昭和53年度から昭和59年度（昭和56年度を除く。）及び平成4年度から平成13年度にかけて、平成20年度、平成22年度から令和元年度（平成25年度を除く。）にかけて、令和3年度から令和5年度（令和4年度を除く。）にかけて財政投融资特別会計（旧産業投資特別会計）から127億1千5百万円の出資が行われたので、令和6年3月31日現在の資本金は1,561億4千9百万円である。

（3）政府の関与

当公庫は沖縄振興開発金融公庫法のもと設立された全額政府出資の特殊法人であり、予算は国会議決の対象である。また、業務方法書、事業計画及び資金計画、資金の借入れ、債券の発行等の主務大臣認可が必要である。

（4）業務の内容

① 貸付等

沖縄において、産業の開発を促進するための長期資金を供給すること及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付を除く）の3機関に相当する下記の業務を一元的に行っている。

ア 産業開発資金

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の貸付け、債務保証、社債取得及び貸付債権の譲受け

イ 生業資金

沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営む者に対する小口の事業資金の貸付け、及び沖縄に住所を有する者に対する恩給担保資金並びに小口の教育資金の貸付け

ウ 住宅資金

沖縄において自ら居住するための住宅を必要とする者等及び住宅を賃貸する事業を行う者等に対する住宅の建設又は購入等に必要な資金の貸付け

エ 農林漁業資金

沖縄において農業、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人等に対する必要な長期資金の貸付け

オ 中小企業資金

沖縄において事業を行う中小企業者に対する、当該事業の振興に必要な長期資金の貸付け、社債の取得

カ 医療資金

沖縄において病院、診療所等の施設を開設する者に対する当該施設の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付け

キ 生活衛生資金

沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者等に対する当該営業を営むために必要な施設の設置、整備又は営業に必要な資金の貸付け

ク その他

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

② 出資

ア 企業等に対する出資

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

イ 新事業創出促進出資

沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資

（5）業務委託

公庫は、その業務の一部を金融機関等に委託し得ることとなっており（公庫法第20条）、現在、生業資金、中小企業資金、生活衛生資金、住宅資金及び農林漁業資金について、民間金

融機関及び地方公共団体等（住宅資金又は農林漁業資金についての工事審査等に限る。）に業務を委託している。委託金融機関（令和5年度末）は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、沖縄県労働金庫、みずほ銀行及び整理回収機構の計10機関で、九州信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、みずほ銀行及び整理回収機構を除きすべて県内の金融機関である。

（6）融資条件

当公庫の貸出金利その他の融資条件は、本土に比べて立ち遅れている復帰後の沖縄の経済、社会情勢を十分勘案し決定されている。

当公庫の貸付制度（産業開発資金を除く。）は、それぞれ対応する本土機関に準じて定められ、おおむね同一となっているが、当公庫独自のものとして下記制度がある。

- ① 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者が、事業を行うために必要な資金
 - ii 産業イノベーション促進地域において、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者が、事業を行うために必要な資金
- ② 沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金
 - ・観光拠点施設関連事業
 - ・地域資源活用型観光関連事業
 - ・宿泊関連事業
 - ・交通関連事業
 - ・旅行サービス関連事業
 - ・情報通信関連事業
 - ・飲食・小売事業
 - ii 国家戦略特別区域法第8条第7項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金
- ③ 沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内（以下「指定地域内」という。）において情報通信関連事業を営むために必要な資金（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - ii 指定地域内において情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を営むために必要な資金（中小企業資金、生業資金）
- ④ 駐留軍用地跡地開発促進貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- i 駐留軍用地跡地関係市町村における次の面積要件に該当する建築物の整備事業（当該建築物の一部を取得する事業を含む。）を行うために必要な資金（延床面積）
 - ・産業開発資金3,000㎡以上
 - ・中小企業資金1,500㎡以上
 - ・生業資金300㎡以上
- ii 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の施行日以後に返還され、又は引き渡された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む。）又は土地の造成事業を行うために必要な資金（生業資金及び中小企業資金については、土地の造成事業を除く。）

- ⑤ 電気（産業開発資金）

発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備（これらに附属する設備を含む。）の取得（改良を含む。以下同じ。）に必要な資金
- ⑥ ガス（産業開発資金）

ガス製造設備又はガス供給設備（これらに附属する設備を含む。）の取得に必要な資金
- ⑦ 海運（産業開発資金）
 - ・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造又は改造に必要な資金
 - ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金
- ⑧ 航空（産業開発資金）
 - ・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金
 - ・航空機等の購入に必要な資金
- ⑨ 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）
 - ・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業（情報通信産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業）に必要な資金
 - ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金
 - ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金
 - ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金
 - ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金
 - ・非設備事業資金
- ⑩ 基本資金（産業開発資金）

沖縄の産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修等に必要な資金

- ⑪ 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 沖縄の地域資源を活かした製品の開発・製造・販売を行うために必要な資金
 - ・ 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金
- ⑫ 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 新規市場の創出が見込まれる事業を行うために必要な資金等
 - ・ 雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金等
- ⑬ 沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 沖縄県内の離島及び北部地域（名護市，国頭村，大宜味村，東村，今帰仁村，本部町，恩納村，宜野座村，金武町）において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金
- ⑭ 沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（生業資金）

沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき，商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが，経営強化を行うために必要な資金
- ⑮ 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金・生業資金）

中小企業等経営強化法に基づき，先端設備等導入計画の認定を受けた者が当該計画を行うために必要な資金
- ⑯ 沖縄社会課題対応企業等支援貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする者（新たに第二創業を図る者を含む。）又は営んでいる者が，事業を行うために必要な資金
 - ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父が，事業を行うために必要な資金
- ⑰ 沖縄人材育成資金（教育資金）

高等学校卒業相当の資格を得た後，大学等で教育を受ける者又はそのものの親族が必要とする小口の教育資金
- ⑱ 位置境界明確化資金（生業資金）

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律40号）に基づく土地の位置境界の明確化に伴う土地又は建物等を取得するために必要な資金
- ⑲ 離島・過疎地域特例（医療資金）

離島・過疎地域における病院等の新築資金及び甲種増改築資金の融資額の特例制度
- ⑳ 沖縄農林漁業経営改善資金（農林漁業資金）

本土における農林漁業との生産性の格差を解消するため，農林漁業者の経営改善に必要な資金
- ㉑ 製糖企業等資金（農林漁業資金）

沖縄の主産業である製糖業及びパイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良，造成又は取得等に必要な資金
- ㉒ 水産加工施設資金（農林漁業資金）

水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良，造成又は取得に必要な資金
- ㉓ おきなわブランド振興資金（農林漁業資金）

主務大臣が沖縄県知事の意見を聴いて指定する農林水産物（戦略品目）の生産，当該農林水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工，又は当該農林水産物若しくはその加工品の流通若しくは販売の事業に必要な資金
- ㉔ 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（農林漁業資金）

本土復帰に当たって公庫が承継した権利義務のうち，本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に関する資金（米資金）を財源として，農林畜水産物等をを用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金
- ㉕ 沖縄農林漁業台風災害支援資金（農林漁業資金）

台風災害により被害を受けた農業漁業経営の再建に必要な資金
- ㉖ ちゅら海低利制度（中小企業資金，生業資金，住宅資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され，かつ，排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準（200mg/l）を下回る100mg/l以下に抑えるものについて，当初5年間，本来適用される利率から0.1%を控除する制度
- ㉗ 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける者（受けている者を含む。），沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用する者（雇用している者を含む。），事業所内保育施設等を設置又は増改築する者に対する貸付利率の特例
- ㉘ 教育離島特例（教育資金）

沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率の特例
- ㉙ 教育資金所得特例（教育資金）

所得が一定以下の者に対する教育資金の貸付利率の特例
- ㉚ 教育ひとり親特例（教育資金）

ひとり親家庭の親が就学するための教育資金の貸付利率低減の特例
- ㉛ 沖縄特区等無担保貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金）

国又は県の施策に基づく特区・地域制度における対象業種等を営む者であって，指定特区・地域内で新たな事業所の設置等を目的とした設備投資を行い，次のいずれかによる貸付けを受けるものについて，当該貸付に適用される貸付利率等から一定の率を控除する制度

 - i 沖縄観光リゾート産業振興貸付
 - ii 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付

- iii 沖縄情報通信産業支援貸付
- iv 駐留軍用地跡地開発促進貸付
- v 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）
- vi 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金）
- vii 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金）
- viii 沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金）
- ix 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金）
- x 沖縄社会課題対応企業等支援貸付（中小企業資金）

③② 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度

産業開発資金の次に掲げる貸付制度を適用する者で、生産性向上及び地域経済の活性化を図る貸付けに関し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例

- i 沖縄観光リゾート産業振興貸付
- ii 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興貸付
- iii 沖縄情報通信産業支援貸付
- iv 沖縄自立型経済発展貸付
- v 駐留軍用地跡地開発促進貸付

③③ カーボンニュートラル推進投資利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金）

国，県又は市町村が実施する優遇措置の適用対象と認められた又は環境性能評価の認証等がされた脱炭素に資することが見込まれる新たな設備又は脱炭素に資するこ

とが見込まれる新たな設備を含む施設の設置又は整備に係る貸付けについて，当初5年間，各貸付制度の本来適用される利率から0.2%を控除する制度

③④ 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

人材育成又は人手不足対応等に係る国又は沖縄県の助成金等を受けた者，人手不足対応を図る者であって，人材活躍推進に係る事業計画を策定し，当該計画の実現に向けた取組みを図る者に対する貸付けについて，各貸付制度の本来適用される利率から0.3%を控除する制度

（7）貸付概況

令和5年度における事業計画は，当初予算で2,332億円（貸付2,295億円，出資37億円）を予定した。

これに対し，実績は産業開発資金400億円，中小企業等資金384億円，住宅資金8億円，農林漁業資金20億円，医療資金34億円，生活衛生資金16億円で貸付合計862億円及び出資6億円の合計868億円となった。

この結果当公庫の貸付・出資残高は，令和5年度末で1兆271億円となっている。

なお，令和6年度当初事業計画は，2,087億円（貸付2,050億円，出資37億円）となっている。

2. 株式会社日本政策金融公庫

1. 設 立 の 経 緯

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立された。

この背景には政策金融改革があり、その経緯については、次のとおり。

「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定された。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされた。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に日本公庫が設立された。

日本公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務については組織上、国内金融の業務を行う部門（国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業）及び危機対応等円滑化業務を行う部門に区分し、運営している。

- (1) 国民生活事業（国民一般向け業務）
- (2) 農林水産事業（農林水産業者向け業務）
- (3) 中小企業事業（中小企業者向け業務及び信用保険等業務）

- (4) 危機対応等円滑化業務（危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務）

2. 事 業 内 容

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っている。

3. 組織・機構（令和6年3月末現在）

(1) 資本金等

資本金 11兆7,685億円
準備金 5兆2,841億円

(2) 本支店、海外駐在員事務所

本店1、支店152、海外駐在員事務所3

(3) 役員及び職員

役員は、総裁1名、副総裁1名、取締役14名及び監査役2名（この他、非常勤取締役2名及び非常勤監査役各3名。）、職員は令和6年度の予算定員において7,423名である。

(4) 貸付等実績（令和5年度実績）

国民生活事業	1兆5,972億円
農林水産事業	4,693億円
中小企業事業	1兆1,820億円（融資業務） 9兆5,551億円（保険引受額）
危機対応円滑化業務	貸付等実績なし
特定事業等促進円滑化業務	貸付等実績なし

(5) 総融資残高（令和6年3月末現在）

国民生活事業	11兆2,120億円
農林水産事業	3兆6,853億円
中小企業事業	7兆8,864億円（融資業務）
危機対応円滑化業務	3兆2,757億円
特定事業等促進円滑化業務	811億円

4. 各業務の概要

- (i) 国民一般向け業務

イ 沿革

当業務を行う国民生活事業の前身である国民生活金融公庫は、平成11年10月1日に国民金融公庫（昭和24年6月設立）と環境衛生金融公庫（昭和42年9月設立）の統合により、それぞれの既存の業務を承継し、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与する機関として設立された。

（イ）国民金融公庫の沿革

A 昭和24年6月～昭和31年3月

国民金融公庫は、広く国民大衆に小口の事業資金を融資する政府関係金融機関として昭和24年6月1日に設立された。当初は、庶民金融を担う唯一の公的機関として、自ら事業を営み生活の再建を図ろうとする国民の切実な資金需要にこたえることが期待され、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うこと」が、その目的とされた。

なお、庶民金庫は、庶民階層における金融の円滑化を図ることを目的として昭和13年7月1日に設立され、終戦当時の業務内容は、庶民を対象とした小口貸付業務と対金融機関業務の二つを中心として多岐にわたっていた。また、恩給金庫は、恩給受給者に金融の道を開き、生活の安定を図ることを目的として昭和13年6月25日に設立され、主な業務は、退職公務員、旧軍人やその遺族を対象とした恩給受給権を担保とする融資業務であった。これら両公庫は昭和24年6月1日には一切の業務を国民金融公庫に引き継ぎ、解散した。

草創期の国民金融公庫は、戦後の復興過程における民生安定のための事業資金の供給という役目を果してきたが、昭和26年6月に「国民金融公庫の拡充強化に関する決議」が第10回国会で採択されたことを契機として、国の中小企業施策においてそれまで以上に重要な役割を担うこととなった。

B 昭和31年4月～昭和49年3月

経済が飛躍的に拡大し、中小企業は著しい発展を遂げるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に努めつつ、中小企業の旺盛な資金需要にこたえとともに、昭和40年代には、生鮮食料品等小売業近代化貸付（「食品貸付」）（昭和43年6月）など特定の政策目標に沿った特別貸付制度や、「無担保・無保証」を特徴とする小規模企業向けの小企業等経営改善資金貸付（「経営改善貸付」）（昭和48年10月）を開始させるほか、輸出環境の悪化等に即応し緊急融資を実施（昭和46年10月、昭和48年3月）するなど、より多面的な補完機能を発揮した。

C 昭和49年4月～昭和61年3月

第一次石油危機の発生を契機として、中小企業が急速に変化する経営環境への適応を求められるなか、国

民金融公庫は、需要構造の変化に対応して特定設備資金貸付を開始（昭和53年4月）させるほか、社会的要請にこたえて従業員独立開業貸付（「独立開業貸付」）（昭和50年7月）等の特別貸付を創設するなど、新たな時代への対応を図る中小企業を支援した。

また、昭和54年1月には、民間の教育資金融資を補完する制度として進学資金貸付（「国の進学ローン」）を開始し、家庭における経済的負担の軽減と、教育の機会均等への貢献を図る政策の一翼を担った（平成3年9月には、入学時だけでなく在学中に必要な資金も対象に加えるなど従来の制度を大幅に改正し、教育資金貸付（「国の教育ローン」）へと衣替えした）。

D 昭和61年4月～平成11年9月

昭和60年代の大型景気のもとで中小企業の業況は著しく改善され、資金需要が大きく盛り上がるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に徹しつつ、中小企業の根強い資金需要に対応して、資金供給の円滑化に努めた。また、ニューサービスなど新たな業種、業態に対し積極的に対応するとともに、中小企業の経営基盤の強化といった特定の政策目的の実現のために、特別貸付制度の一層の充実を図った。

その後、平成2年に始まるバブル崩壊を契機として、日本経済は、長期にわたり停滞を強いられることとなったが、不況が深刻化し、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、国民金融公庫は、普通貸付の融資限度に別枠を設ける特別措置や中小企業運転資金円滑化特別貸付（「運転資金円滑化貸付」）等を実施し、環境変化への適応を図る中小企業を積極的に支援した。また、阪神・淡路大震災などの大規模な災害や緊急時には、国や地域の要請にこたえ機動的に災害貸付や緊急融資を実施した。

平成9年末以降いわゆる「貸し渋り」問題は、資金調達を主に間接金融に依存する中小企業に大きな打撃を与えた。この「貸し渋り」問題に対応して、国民金融公庫は、政府の経済対策を受け全支店に「中小企業特別相談窓口」を設置して融資手続きの迅速化に努めた。

その一方で、国民金融公庫の独自性を発揮した業務活動を推進するため、新たに総合研究所（平成3年6月）、新規開業支援室（平成8年3月）を設置し、情報提供サービスや創業支援態勢の充実を図った。

（ロ）環境衛生金融公庫の沿革

国民の日常生活に密接な関係のある生活衛生関係営業は、その多くが零細で生業的な経営形態であり、経営基盤が脆弱、不安定である。さらに、衛生面において厳しい規制が行われているにもかかわらず、経営近代化の遅れにより、衛生水準の維持・向上に支障を来すおそれがあった。

このため、昭和32年に「環境衛生関係営業の運営の

適正化に関する法律」が制定され、営業者の自主的活動による衛生施設の改善向上、健全化等を図ることとされた。

しかしながら、生活衛生関係営業者の自主的努力のみでは、近代化・合理化を期待することは自ずから限界があり、生活衛生関係営業の近代化・合理化を図るためには、特別の金融措置が必要であると認識されるに至った。

そこで、昭和41年5月に国民金融公庫に環境衛生貸付部を設け、環境衛生特別貸付を行うこととなったが、国民金融公庫が貸付を行う以上、国民金融公庫としては他の営業に対する融資条件との均衡を図る必要が生じるため、当該特別貸付で十分に賄うまでは至らなかった。

このため、特別の独立した金融機関を設け、独自の融資条件の下で、生活衛生関係営業に対する融資を行うことができる体制の確立の必要性が認識され、「環境衛生関係営業の特殊性に応じた融資を環境衛生行政に則して実施」するための専門の金融機関として、昭和42年9月2日に環境衛生金融公庫が設立された。

以来、環境衛生金融公庫は、時代の変化に即応しつつ、民間金融を補完し、必要な設備資金等を安定的に供給してきており、生活衛生関係営業にかかる金融政策の柱としてその役割を果たしてきた。

(ハ) 国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合以降

行政改革の一環として国民金融公庫や環境衛生金融公庫をはじめ特殊法人全体の見直しがすすめられ、特殊法人の業務のあり方をめぐる議論が活発化するなかで、平成7年2月には「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定され、あらためて特殊法人すべての事業の役割を評価し、業務の縮小を含む事業の合理化・効率化を推進する方針が打ち出された。

そして、平成9年9月に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」においては、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努める」という方針のもと、国民金融公庫と環境衛生金融公庫については、「平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する」こととされた。

国民金融公庫と環境衛生金融公庫との統合を盛り込んだ「国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年法律第56号）」は、平成11年2月の閣議決定を経て平成11年の第145回通常国会に提出され、同年5月に成立、公布（同年10月施行）をみた。これにより、両公庫の既存の業務を受け継ぐ新たな機関として、「国民生活金融公庫」が平成11年10月1日に設立された。

国民生活金融公庫の設立後も、時代のニーズに応じて、融資制度を創設・拡充させてきた。平成12年12月、

業況の一時的な悪化が見受けられる中小企業の資金繰りを支援する「緊急経営安定対応貸付（平成16年4月、「セーフティネット貸付」に改称）」を創設し、着実に推進することにより、セーフティネット機能を積極的に発揮してきた。

また、創業や第二創業（経営多角化、事業転換等）を支援する融資制度や担保や保証人の要件を緩和した融資制度を創設（平成13年7月「新創業融資制度」、平成15年1月「第三者保証人等を不要とする融資（平成26年2月「無担保融資特例制度」に改称）」、平成26年2月「経営者保証免除特例制度」）、拡充し、着実に推進してきた（令和6年4月に「新創業融資制度」及び「無担保融資特例制度」は廃止され、各貸付制度に定める範囲で無担保による貸付が可能となった。）。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号に基づき、次の業務を行うこととされている。

(イ) 普通貸付

独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対する当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（（ハ）の資金等を除く。）の貸付である。

(ロ) 教育資金貸付

教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な小口の教育資金の貸付である。

(ハ) 生活衛生資金貸付

生活衛生関係営業者に対する、衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付である。

(ニ) その他

当業務は前記のほか、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）」に基づく恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付並びに各種記名国債を担保とする事業資金の貸付を行っている。ただし、恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」により、恩給法（大正12年法律第48号）等が規定する恩給たる年金を除き、令和4年4月1日に廃止された。

また、国民金融公庫創設以来政府借入金及び各都道府県委託による更生資金貸付（引揚者、戦災者その他生活困窮者に対する小口の事業資金貸付）を行っていたが、昭和44年1月以降その貸付を停止し、昭和47年度において貸付基金等の清算が行われ、昭和48年4

第1表 過去3ヵ年の貸付残高の推移

(単位 件、百万円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(上半期)
普 通 貸 付	件数	1,431,586	1,427,897	1,398,919	1,404,092
	金額	11,324,406	10,811,862	9,906,796	9,544,889
生活衛生資金貸付	件数	73,690	71,432	70,051	71,750
	金額	410,460	389,164	366,526	366,025
恩 給 担 保 貸 付	件数	9,997	5,323	2,330	1,274
	金額	2,848	1,271	479	259
記名国債担保貸付	件数	43	41	20	20
	金額	13	7	2	1
教 育 資 金 貸 付	件数	948,044	957,085	962,187	954,408
	金額	958,562	954,054	938,229	898,208
全 貸 付	件数	2,463,368	2,461,783	2,433,511	2,431,548
	金額	12,696,293	12,156,361	11,212,034	10,809,384

(注) 全貸付は保証履行口を含む。

月16日業務方法書の一部改正により同貸付は廃止された。

なおこのほかにも、例えば、独立行政法人福祉医療機構（昭和63年1月～年金福祉事業団、平成13年4月～社会福祉・医療事業団、平成15年10月～独立行政法人福祉医療機構）からの厚生年金等担保貸付にかかる受託業務を行っていたが、平成23年11月に業務委託契約を解除した。

ハ 現状

(イ) 業務の状況

令和4年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰等により依然として厳しい状況が続いていた。このような中、政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）」や「中小企業活性化パッケージNEXT（令和4年9月8日）」等を踏まえ、「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」の金利引下げの実施や、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の継続により、厳しい経営環境に直面している事業者等への資金繰り支援に万全を期した。

令和5年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等、経済に前向きな動きが見られた。このような中、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日）」等を踏まえ、コロナ禍において資金繰りに注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生に取り組む新しい段階へと移行するべく、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については金利引き下げ幅を縮小する一方、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸

付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」の利用促進を図った。また、中小企業の賃上げ環境の整備のため、賃上げに取り組む事業者を対象とした融資制度を創設した。加えて、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者からの融資相談や返済相談に対応するため、被災地域に特別相談窓口を設置するとともに、「令和6年能登半島地震特別貸付」を創設する等、被災事業者等の実情を踏まえた迅速かつきめ細やかな対応を行った。

(ロ) 資金及び貸付の状況

当業務の貸付金は、主として政府出資の資本金と政府からの借入金によって賄われている。資本金は、日本公庫が設立された平成20年10月1日時点では3,967億円、令和5年度末で、5兆7,906億円となっている。他方、政府からの借入金残高は、令和5年度末で、5兆5,435億円（財政融資資金より5兆4,122億円、一般会計より1,313億円）となっている。

総貸付残高は、令和5年度末で、243万3,511件、11兆2,120億円となっている。過去3ヵ年の貸付残高の推移は第1表のとおりである。

(ハ) 貸付制度

現在、当業務が行っている貸付は、中小企業・小規模事業者向けの「普通貸付」及び生活衛生関係営業者向けの「生活衛生資金貸付」、恩給等受給者向けの「恩給担保貸付」、記名国債受領者向けの「記名国債担保貸付」及び教育資金を必要とする者向けの「教育資金貸付」の五つに大別される。なお、当業務の貸付計画及び実績は、第2表のとおりである。

A 普通貸付

この貸付は当業務の中心をなすもので、中小企業・小規模事業者に対する事業資金の貸付である「一般貸付」、なかでも特に小規模な企業者に対する「小規模事業者経営改善資金貸付」、小企業の近代化、合理化

第2表 年度別貸付計画と実績

(単位 億円, %)

区 分	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		9月末時点実績	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	前年同期比増加率
貸付規模	58,960	▲54.8	18,570	▲23.0	47,490	▲19.5	15,972	▲14.0	27,660	▲41.8	7,524	▲5.5
普通貸付	55,430	▲55.7	16,655	▲24.5	44,180	▲20.3	14,208	▲14.7	24,700	▲44.1	6,840	▲6.8
うち、小規模事業者経営改善資金貸付	3,930	▲33.4	1,479	10.6	3,950	0.5	1,742	17.8	3,000	▲24.1	989	9.8
生活衛生資金貸付	1,720	▲50.6	494	▲21.0	1,500	▲12.8	436	▲11.7	1,150	▲23.3	328	46.0
うち、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	74	▲29.5	23	31.6	72	▲2.7	27	22.0	55	▲23.6	14	0.9
恩給担保貸付	9	▲52.6	1	▲93.4	9	0.0	0	▲45.0	9	0.0	0	▲60.4
記名国債担保貸付	1	0.0	—	▲100.0	1	0.0	—	—	1	0.0	—	—
教育資金貸付	1,800	0.0	1,421	0.0	1,800	0.0	1,328	▲6.6	1,800	0.0	356	▲11.2

(注) 計画は当初計画である。

等の特定政策目的をもって行われている「特別貸付」、並びに、災害にかかる被災小企業者に対して、その復旧を促進するために、上記の貸付の各制度のなかで、必要な資金を貸付ける「災害貸付」がある。

(A) 一般貸付（普通貸付のうち小規模事業者経営改善資金貸付、特別貸付を除く貸付）

この貸付は、昭和24年の国民金融公庫設立当初「普通小口貸付」といわれたもので、戦後の疲弊した社会の再建のため、国民大衆向けの事業資金の融資を行う目的をもって、1世帯当たり5万円（連帯貸付50万円）と世帯単位の貸付を行っていた。しかし、昭和26年6月には1人当たり10万円以内というほぼ現在の貸付制度に近い体制が整えられた。その後、食料品製造業等の特定業種の貸付限度額の優遇措置（昭和26年12月～昭和39年2月）や法人貸付制度の新設（昭和29年12月～昭和39年2月）等が実施されたが、昭和39年2月に廃止され、貸付限度は全て200万円までとされた。

更に、物価水準の上昇、経済規模の拡大等を要因として、逐次、貸付限度が引き上げられ、現在の貸付限度は4,800万円となっている。

なお、貸付利率については、当初年12%であったが、金融情勢の変化等に対応して変更され、令和6年12月31日現在年2.50%（貸付期間5年・無担保・創業後税務申告2期以上の者の場合）となっている。

(B) 小規模事業者経営改善資金貸付

この貸付は、担保もなく、信用力も乏しい、小規模事業者（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）は従業員5人以下、製造業、その他の業種は20人以下）が、経営改善を図る際必要とする資金を商工会議所会頭等の推薦により、無担保かつ無保証のうえ低利で融資を行うものであり、昭和48年10月より実施された。

当初は、貸付限度100万円（運転資金50万円）、貸付期間2年、年利7.0%の貸付条件で行われたが、

その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、令和6年12月31日現在の貸付条件は、貸付限度が2,000万円、貸付期間が設備資金10年、運転資金7年、金利が年1.65%となっている。

(C) 特別貸付

この貸付は、昭和30年代以降の急激な経済社会環境の変化に伴い、中小企業・小規模事業者といえども近代化、合理化、産業安全の確保及び公害防止等の必要が生じ、これらが国民経済の発展、国民生活水準の向上に寄与するうえで重要であるとの配慮から特定の政策目的をもって創設された貸付であり、貸付条件等については、政策的に有利に配慮している。

なお、各特別貸付の内容は第3表のとおりである。

(D) 災害貸付

風水害、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発等により被災した中小企業・小規模事業者に対して、その事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため前記普通貸付の制度のなかで災害貸付を行っている。令和6年12月31日時点の貸付条件は、貸付期間が一般貸付にあつては原則10年以内、特別貸付にあつては各制度における貸付期間で、貸付利率は各制度における貸付利率（一般貸付・5年の場合は1.65%）、貸付限度は一般貸付及び特別貸付の貸付限度額に1災害につき3,000万円を上乗せした額である。なお、特に、異例の災害（激甚災害）にかかる災害貸付については、貸付限度及び貸付利率について、その都度別に定めることになっている。

B 生活衛生資金貸付

この貸付は、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の近代化、合理化の促進に寄与することを目的とするもので、生活衛生関係営業者の設備資金にかかる「一般貸付」、認定を受けた振興計画に基づく振興事業にかかる「振興事業貸付」、貸付限度の上乗せ等

ができる「特例貸付」、生活衛生関係営業における小規模事業者に対する無担保・無保証貸付である「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」、普通貸付におけるものと趣旨の「災害貸付」及び「特別貸付」がある。

(A) 一般貸付

振興計画認定組合の組合員以外の生活衛生関係営業者に対する設備資金貸付である。

(B) 振興事業貸付

振興計画認定組合の組合員に対する設備資金貸付及び運転資金貸付である。

(C) 特例貸付

防災、環境対策、高齢者等の利用の円滑化及びその他特に政策的必要性から、施設又は設備等に要する資金に対して貸付条件の特例を設けた貸付である。なお、(A)～(C)についての制度内容は、第4表のとおりである。

(D) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

生活衛生同業組合等が行う経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者（従業員5人以下（旅館業及び興行業営業は20人以下））が経営改善を行うのに必要な資金を無担保かつ無保証人で貸付を行うものである。

当初は、貸付限度100万円、貸付期間2年以内、年利7.0%の貸付条件で行われたが、その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、令和6年12月31日現在の貸付条件は、貸付限度2,000万円、貸付期間は設備資金10年、運転資金7年、年利1.65%となっている。

(E) 災害貸付

被災した生活衛生関係営業者等に対し、営業の復旧・再開に資するため、生活衛生資金貸付の制度の中で災害貸付を行っている。貸付期間は、設備資金にあっては各制度における貸付期間、運転資金にあっては10年以内（ただし、各制度に定められた貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。）、貸付利率は各制度における貸付利率を適用する。貸付限度額は、一般貸付、振興事業貸付（特例貸付を含む。）及び生活衛生特別貸付の貸付限度額に1災害につき3,000万円（生活衛生同業組合等は5,000万円）を上乗せした額である（令和6年12月31日現在）。

なお、異例の災害（激甚災害）にかかる取扱いは、普通貸付と同様である。

(F) 生活衛生特別貸付

普通貸付と同様に特定の政策目的を持って創設された貸付制度であるが、限定的な貸付対象、資金使途となっており、取扱期限が定められていることが

通例となっている。なお、各生活衛生特別貸付の制度内容は、第5表のとおりである。

C 恩給担保貸付

この貸付は「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者に、その恩給等を担保として貸付を行うことを目的としている。

貸付条件は、貸付金額が担保とする恩給等の年額の3年分以内（最高250万円まで）、貸付利率年0.90%、貸付期間は4年以内となっている（令和6年12月31日現在）。

D 記名国債担保貸付

この貸付は、特別給付金国債、特別弔慰金国債及び引揚者特別交付金国債の受領者に対し、その国債を担保とした事業資金の貸付である。

貸付条件は、貸付利率年0.90%（貸付期間5年の場合）、貸付期間は貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間、貸付限度額はその国債により異なるが最高179万9千円以内となっている（令和6年12月31日現在）。

E 教育資金貸付

この貸付は、高校、大学等への入在学のために教育資金を必要とする者に教育資金の貸付を行うものであり、昭和54年1月に進学に際し必要な資金の貸付を行う進学資金貸付として実施された。

制度創設当初の貸付条件は、貸付金額が一世帯当たり50万円以内、貸付利率年7.1%、貸付期間は進学する学校の修業年限以内であったが、平成3年9月には、在学に必要な資金を対象に加え、名称も教育資金貸付に変更した。令和6年12月31日現在、貸付金額が1学生・生徒当たり350万円以内、貸付利率2.35%（ただし、交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内又は子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以内の世帯は1.95%）、貸付期間は最長18年で取扱を行っている。

第3表 特 別 貸 付

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注1)	貸付期間	据置期間
新企業育成貸付	S50.7	新規開業支援資金	新たに事業を始める者又は事業開始後おおむね7年以内の者(注2)	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.25～ 3.30%	(設)20年以内 (運)10年以内 (廃業歴等が あり創業に再 チャレンジす る場合は15年 以内)	5年以内
	H17.4	新事業活動 促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
セーフティ ネット貸付	H12.12	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している者	設備資金運 転資金	一般貸付 と合わせて 4,800万 円(令和 5年3月 31日ま では4,800 万円)	年1.10～ 3.10%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内
		取引企業倒 産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している者	運転資金	別枠3,000 万円	年1.50～ 2.70%	8年以内	3年以内
企業活力強 化貸付	S43.6	企業活力強 化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業等を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う者など	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H23.12	海外展開・ 事業再編資 金	海外展開及び海外展開事業の再編を図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H27.2	ソーシャル ビジネス支 援資金	保育サービス事業、介護サービス事業等を営む者、社会的課題の解決を目的とする事業を営む者	設備資金運 転資金	別枠7,200 万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.85～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注1)	貸付期間	据置期間
企業活力強化貸付 (続)	H27.2	事業承継・集約・活性化支援資金	安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者など	設備資金運 転資金	別枠7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.85～ 3.30%	(設)20年以内 (運)10年以内	5年以内
	H29.4	観光産業等生産性向上資金	観光産業の生産性向上に取り組む者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年1.10～ 2.90%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
環境・エネルギー対策貸付	S45.4	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方又は環境対策の促進を図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
企業再生貸付	H16.4	企業再建資金	中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会を含みます。)の関与などにより企業の再建を図る者	設備資金運 転資金	別枠7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)15年以内 (金融機関の要請に基づく場合は20年以内)	2年以内

(注1) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注2) 創業する東日本大震災の被災者又は東日本大震災の被災地で創業する者が必要とする資金は、利率低減措置等が適用される。

東日本大震災復興特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注2)	貸付期間 (注2)	据置期間
東日本大震災復興特別貸付	H23.5	【震災直接被害関連】 ①岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等(注1)に事業所を有する者	①から③までに掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.25～ 2.35%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【震災間接被害関連】 ③福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、①又は②の者と取引のある者			年0.25～ 2.35%	(設)20年以内 (運)15年以内	3年以内
		【震災セーフティネット関連】 ④福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者(風評被害等による影響を含む。)であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.00～ 3.10%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内

(注1) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことのある区域を含む。)

(注2) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

第3表 特 別 貸 付

新型コロナウイルス感染症特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
新型コロナウイルス感染症特別貸付	R2.3	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者 ①最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している者 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している者 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠8,000万円	年1.65%～2.35%	20年以内	5年以内

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	償還方法
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	R2.8	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、次のいずれかに該当する者 ①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者 ②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者 ③①及び②に該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。）	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	年0.50～2.95%	5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年	期限一括償還（利息は毎月払）

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）（続）

令和2年7月豪雨特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
令和2年 7月豪雨 特別貸付	R2.8	【直接被害関連】 ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注1）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.75～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注2）	5年以内
		【間接被害関連】 ②①（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者			年1.65～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注2）	5年以内
		【その他被害者関連】 ③令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.50～ 3.10%	（設）20年以内 （運）15年以内	5年以内

（注1）山形県、長野県、岐阜県、鳥根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

（注2）適用する貸付制度に定める貸付期間が、令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

挑戦支援資本強化特別貸付

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間
挑戦支援資本強化特別貸付	創業・新事業展開・事業再生・海外展開・事業承継・ソーシャルビジネス等に取り組む者であって、技術力の高い事業などに取り組むなど一定の要件に該当するもの	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円 ただし、挑戦支援融資制度及び挑戦支援資本強化特例制度を適用した既往貸付の残高を含む。	年0.50～ 4.65%	5年1ヵ月以上 20年以内 （期限一括償還）

令和6年能登半島地震特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
令和6年 能登半島 地震特別 貸付	R6.1	【直接被害関連】 ①令和6年能登半島地震等（注1）による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注2）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和6年能登半島地震等により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.75～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注3）	5年以内
		【間接被害関連】 ②①（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者			年1.65～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注3）	5年以内
		【その他被害者関連】 ③令和6年能登半島地震等に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.50～ 3.10%	（設）20年以内 （運）15年以内	5年以内

（注1）「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」及び「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいう。

（注2）「令和6年能登半島地震による災害」は、新潟県、富山県、石川県または福井県をいう。「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は、石川県をいう。

（注3）適用する貸付制度に定める貸付期間が、令和6年能登半島地震特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

第3表 特 別 貸 付

設備資金貸付利率特例制度（東日本版）

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
設備資金貸付 利率特例制度 (東日本版)	次の貸付制度で設備資金を利用する者であって、福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において、雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う者 1 一般貸付 2 特別貸付（注1） 3 経営改善貸付（注2） 4 生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む）（注3） 5 東日本大震災復興特別貸付	設備資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.5%	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注1）災害貸付、挑戦支援資本強化特別貸付、海外展開・事業再編資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付、令和6年能登半島地震特別貸付及び賃上げ貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

（注2）新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連及び令和6年能登半島地震関連の経営改善貸付は対象とならない。

（注3）災害貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付、生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付、生活衛生改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）及び賃上げ貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

創業支援貸付利率特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
創業支援貸付 利率特例制度	新たに事業を始める者又は事業開始後で税務申告を2期終えていない者（注）	各貸付制度に定められた資金使途	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.65%（雇用の拡大を図る場合は、各貸付制度に定められた利率-0.9%）	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注）小規模事業者経営改善資金貸付、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、セーフティネット貸付（生活衛生関係営業セーフティネット貸付を含む。）、企業再生貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を含む。）、生活衛生資金貸付（環境対策等関連施設貸付及び健康・福祉増進関連事業施設貸付に限る。）、新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、記名国債担保貸付、令和2年7月豪雨特別貸付（その他危機被害者に限る。）、（生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を含む。）又は令和6年能登半島地震特別貸付（その他危機被害者に限る。）、（生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付を含む。）を適用する場合は、対象とならない。

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）（続）

賃上げ貸付利率特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
賃上げ貸付利率特例制度	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者（注2）（注3）	各貸付制度に定められた資金使途	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.5%（当初2年間）	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいう。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めるが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めない。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除く。

（注3）災害貸付、挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、東日本大震災復興特別貸付（生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を含む。）、新規開業資金（東日本大震災関連）（生活衛生関係営業新企業育成資金（東日本大震災関連）を含む。）、令和2年7月豪雨特別貸付（生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を含む。）、令和6年能登半島地震特別貸付（生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付を含む。）、経営改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）、生活衛生改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）、記名国債担保貸付又は設備資金貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

経営者保証免除特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
経営者保証免除特例制度	経営者の保証を不要とする貸付を希望する者であって、一定の要件に該当する者	設備資金運転資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率～各貸付制度に定められた利率＋0.3%	各貸付制度に定めた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

第4表 生 活 衛 生 資 金

(1) 一般貸付

業 種	貸 付 限 度	貸 付 期 間	利 率 (注3)
飲 食 店 営 業 喫 茶 店 営 業 食 肉 販 売 業 食 鳥 肉 販 売 業 氷 雪 販 売 業 理 容 業 美 容 業 浴場業（その他公衆浴場業）（注1）	7,200万円	13年以内 ただし、従業員宿舍設置 資金は15年以内、太陽光 発電設備及び風力発電設 備で特に必要な場合は20 年以内（注4）	年0.75～3.10%
ク リ ー ニ ン グ 業（注2）	1 億2,000万円		
興 行 場 営 業 浴 場 業（サウナ営業）	2 億円		
旅 館 業	4 億円		
浴 場 業（一般公衆浴場業）	3 億円 （2施設以上の場合4億8,000万円） 借地更新・買取資金の場合 （別枠）1 億5,000万円	30年以内	年0.75～3.70%
理 容 師 ・ 美 容 師 養 成 施 設	7,200万円	18年以内（新設は20年以内）	年1.50～3.30%

（注1）その他公衆浴場業にかかる資金使途は、生活衛生関係営業業東日本大震災復興特別貸付（震災直接被害関連に限る。）、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者に限る。）及び生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付（直接被害者に限る。）に限る。

（注2）クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし、貸付限度は4,800万円。

（注3）返済期間、担保の有無等によって異なる。

（注4）太陽光発電設備及び風力発電設備で、13年を超える貸付期間を適用するものにあつては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項において定められた各設備の調達期間内に限る。

(2) 振興事業貸付

業 種	貸 付 限 度	貸 付 期 間	利 率 (注2)(注3)
〔設備資金〕			
飲 食 店 営 業 喫 茶 店 営 業 食 肉 販 売 業 食 鳥 肉 販 売 業 氷 雪 販 売 業 理 容 業 美 容 業	1 億5,000万円	20年以内 ただし、訪日外国人旅行者対 応に必要な資金のうち、店舗 の新設及び増改築にかかるも のについては、30年以内	年0.60～3.30%
ク リ ー ニ ン グ 業（注1）	3 億円		
興 行 場 営 業 旅 館 業	7 億2,000万円		
浴場業（一般公衆浴場業）	1 億5,000万円 （一般貸付とは別枠）		
〔運転資金〕			
上 記 の 業 種（注1）	5,700万円	7 年以内	年0.85～2.60%

（注1）クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし貸付限度は4,800万円。

（注2）返済期間、担保の有無等によって異なる。

（注3）振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（ただし、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（振興特別設備、衛生設備及び振興運転資金に限る。）。

貸 付 制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）

(3) 特例貸付

区 分		業 種	上乗せ限度額又は 貸付限度額	貸 付 期 間	利 率 (注2)(注3)
(防災・環境対策関連貸付 環境対策関連資金)	消 防 関 連	全業種（注1）	(上乗せ限度額) 設備資金と運転資金に ついて、それぞれ3,000 万円	設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.75～2.65%
	アスベスト対策関連			設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内 運転資金 7年以内	
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業新企業育成資金)		全業種（注1）	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	年0.75～3.30%
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業事業承 継・集約・活性化支援資金)		全業種（注1）	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	年0.75～3.30%
健 康 ・ 福 祉 増 進 貸 付 (福 祉 増 進 資 金)		全業種（注1）	(上乗せ限度額) 3,000万円	20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.75～3.70%

(注1) その他公衆浴場業を除く。

(注2) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注3) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（一部の制度を除く。）。

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開 始 期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利率（注）
衛生環境激変対策特別貸付	H10.4	生活衛生関係営業者であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金	衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円	15年以内	年0.75～3.10%
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	H12.12	[経営環境変化資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により売上の減少等所定の要件に該当する経営状況になっており、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者	経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	振興運転資金と合わせて5,700万円（令和7年3月31日までは振興運転資金と別に5,700万円）	8年以内	年1.10～2.70%
生活衛生関係営業企業再生貸付	H31.4	[生活衛生関係営業企業再生資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じており、所定の要件に該当する者	企業の再建を図る上で必要となる運転資金	5,700万円（振興運転資金及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	15年以内（ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内）	年1.10～2.90%

（注）返済期間、担保の有無等によって異なる。

貸付制度	開 始 期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率
生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付	H23.5	[震災直接被害関連] ①岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注1）に事業所を有する者	・①から③までに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額（注2）	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内（注3）	年0.25～2.75%
		[震災間接被害関連] ③福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、①又は②の者と取引のある者				
		[震災セーフティネット関連] ④福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的にみて業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円（振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	運転資金 8年以内	年1.00～2.70%

（注1）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注2）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注3）適用する貸付制度に定める貸付条件が、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

(生 活 衛 生 資 金 貸 付) (令和6年12月31日現在)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率
生活衛生関係 営業新型コロナウイルス感 染症特別貸付	R2.3	生活衛生関係の事業を営む者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している者 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している者 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金（注）	別枠8,000万円	20年以内	1.65～ 2.35%

（注）振興計画認定組合の組合員以外の者は、既存融資の借換を含む場合に限る。

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利 率
生活衛生関係 営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦 支援資本強化 特別貸付	R2.8	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係営業業者であって、次のいずれかに該当する者 ①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者 ②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者 ③①及び②に該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。）	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年（期限一括償還）	0.50～ 2.95%

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率 (注1)
生活衛生関係 営業令和2年 7月豪雨特別 貸付	R2.8	〔直接被害者〕 ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注2）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者	・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額（注3）	設備資金20年以内 運転資金15年以内（注4）	年0.60～ 2.75%
		〔間接被害者〕 ②①の者と取引のある者				年0.60～ 2.75%
		〔その他被害者〕 ③令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円（振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	運転資金15年以内	年1.50～ 3.10%

（注1）振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（生産性向上に資する計画に基づく取組を行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（一部の制度を除く。）。

（注2）山形県、長野県、岐阜県、鳥取県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

（注3）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注4）適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(生 活 衛 生 資 金 貸 付) (令和6年12月31日現在) (続)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利 率
生活衛生関係 営業挑戦支援 資本強化特別 貸付	R4.4	創業・事業再生等に取り組む者 であって、技術力の高い事業な どに取り組むなど一定の要件に 該当するもの	事業を行うために必要 な設備資金及び運転資 金	別枠7,200万円 ただし、挑戦支 援融資制度及び 挑戦支援資本強 化特例制度を適 用した既往貸付 の残高を含む。	5年1ヵ 月以上20 年以内 (期限一 括償還)	0.50～ 4.65%

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率 (注1)
生活衛生関係 営業令和6年 能登半島地震 特別貸付	R6.1	[直接被害者] ①令和6年能登半島地震等(注 2)による災害救助法の適用 を受けた地域の属する都道府 県内(注3)に事業所を有 し、かつ、当該事業所が同災 害により直接の被害を受けた 者 ②令和6年能登半島地震等(注 2)に伴う停電等(断水等の インフラ断絶を含む。)によ り、在庫品又は生産・営業設 備に直接の被害を受けた者 (在庫品等の被害が確認でき ず、停電等に伴う営業停止・ 風評被害による売上減少のみ の者を除く。)	・①、②及び③に掲げ る者が、災害復旧等 により必要とする設 備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等 が、生活衛生関係営 業者の災害の復旧に 必要な共同購入運転 資金	各貸付制度の貸 付限度に6,000 万円を加えた額 (注4)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内 (注5)	年0.60～ 2.75%
		[間接被害者] ③①又は②の者と取引のある者				年0.60～ 2.75%
		[その他被害者] ④令和6年能登半島地震等(注 2)に起因する社会的な要因 による一時的な業況悪化によ り資金繰りに著しい支障を来 している又は来すおそれのあ る者であって、中長期的には 業況の回復が見込まれる者				年1.50～ 3.10%

(注1) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ)(一部の制度を除く。)

(注2) 「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」及び「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいう。

(注3) 「令和6年能登半島地震による災害」は、新潟県、富山県、石川県及び福井県をいう。「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は、石川県をいう。

(注4) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

(注5) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(ii) 農林水産業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う農林水産事業の前身である農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）により、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和28年4月1日に設立された。

終戦直後の農林金融は、農地改革の実施によって農地担保による長期金融の途が事実上消滅したことに加えて、激しいインフレーションの進行が長期金融債の発行による特殊銀行の資金調達を困難にさせたことや占領軍の指令により戦前導入されていた預金部資金による金融債の引受けが中断されたこともあって、農業部門以外からの制度的な長期資金の供給は行われず、農村の資金事情は著しく窮迫した。

この間にあって農業部門に対する外部からの長期資金の供給は、昭和23年1月に制定された開拓者資金融通制度及び同年9月閣議決定をみた「農林漁業復興金融に関する暫定措置」に基づく復興金融措置、さらに対日援助見返資金融通制度（昭和24年4月）を通じて細々と行われていたにすぎない。

他方、農村における資金事情の窮迫は、昭和23年に入って一層激化し、農協系統金融機関は農家の営農資金の供給にも事欠く状況であった。このような事情に対処して、昭和23年4月に、農協等の振出す農業手形を日銀の担保適格手形として優遇することによって、円滑な営農資金の供給体制を確保するための農業手形制度が創設された。

この時期における、これら制度金融は、食糧増産、失業人口の収容のための緊急開拓の推進、あるいは、農協及び農家の資金不足をカバーするための応急措置的なものであって、農政全般にわたる、一定の農政目標を達成するための政策手段としての性格は希薄であった。

その後、農地改革によって創設された自作農が、ようやく小農的な生産力の発展をみせはじめ、これに対応して、農政は土地改良事業の拡大、強化等による食糧増産政策を積極的に推進したので、これらの事業の実施に伴う農家の受益者負担も急速に増大した。

しかるに、昭和25年6月の朝鮮動乱による特需景気で設備投資が急増し、大量の資金を必要としたことに伴い、昭和25年12月から、国庫による金融債の引受けが行われることになり、農協系統金融機関もこれを契機に、安定した農林債券の発行によって資金の調達を行い、これを中長期資金として貸し出すこととしたが、資金需要に応えるにははなだ不十分であり、しかも農林漁業が必要とする長期、低利資金としては、資金コストの面からも十分な機能を果たせなかった。

また、開拓者資金、見返資金等の制度資金も、営農資金や生活資金が主体で、長期の設備資金を充足するには十分

とはいえなかった。

このような諸情勢を背景として、補助事業を主軸とした生産力の増強政策を金融面から助長するため、広く農林漁業者の必要とする長期、低利資金を供給する途を新たに開く必要性が高まり、昭和26年3月、農林漁業資金融通法が制定され、国の特別会計から長期かつ低利の施設資金が融通されることとなった。

本制度は、生産手段の合理化を図り、農林漁業の生産を高度化することを目的として、昭和26年度120億円、昭和27年度208億円の融通を行った。

このようなほう大な長期資金の融資については、農林中央金庫及び地方銀行に業務の一部を委託し、公正な融通を図ったのであるが、特別会計方式では、貸付決定、管理回収等の責任の所在が明確性を欠く嫌いがあり、また、財政法、会計法上、諸々の支障が生じたので、農林漁業資金融通制度の改正の気運が高まり、特別会計に代わる農林漁業に対する長期かつ低利資金を融通する恒久的な金融機関として「農林漁業金融公庫」構想が浮びあがってきた。

政府は、「農林漁業金融公庫法」案を第13回国会（昭和26年12月～昭和27年7月）に提案すべく準備を進めたが、その法案の骨子は次のとおりであった。

- (イ) 農林漁業金融公庫の目的は、農林漁業の生産力の維持増進を図るために必要な長期、低利の資金で、農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することとする。
- (ロ) 農林漁業金融公庫の資本金は、特別会計から承継する資産と負債の差額に相当する額150億円程度のほか、新たに一般会計から200億円を出資する。
- (ハ) 業務の内容は、大体において特別会計資金と同じ程度のものとするが、新たに農林漁業金融公庫の業務として、いわゆる復興融資に関する債権を農林中金から承継するほか、旧見返資金の農林漁業関係融資も一部承継する。

ところで、第13回国会は対日平和条約の発効を間にはさんで審議法案が山積みしたこともあって、本法案は、次期国会に提出することに方針が変更された。しかし、第14回国会も抜き打ち解散により3日間で閉幕となり、結局、第15回国会を待つこととなった。

その結果、農林漁業金融公庫法案は衆議院の各党農林委員及び大蔵委員57名の共同提案として、昭和27年12月12日、第15回国会に提出された。提出された法案の内容は、さきの第13回国会に上程を予定したものとはほぼ同様であったが、日本開発銀行が復興金融金庫及び見返資金特別会計から承継した貸付債権並びに日本開発銀行が同行設立後貸付けた債権のうち、農林漁業金融公庫の貸付対象業種に該当するものを、同行から一括承継することとなり、また、資金借入は政府からのみであったものが、世界銀行の日本に対する動きもあって、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入もできることとされた。このほか原案

では、利率、償還期限等の貸付条件は、弾力性をもたせる意図から、業務方法書に規定することとしていたが、長期、低利という基本線を逸脱することを防止するため、条文の末尾に別表としてつけ加えることとされた。

衆議院の審議は、農林中金等系統機関の融資との関連が問題となったが、個人の災害復旧に必要な資金で主務大臣の指定するものの償還期限を5年から15年に延長する修正が行われ、①主務大臣は事業内容の健全な信用農業協同組合連合会が農林漁業金融公庫の受託金融機関となりうるよう必要な措置を講ずること、及び②従たる事務所は当分の間設置しないことの2項目を内容とする附帯決議が行われて、同年12月20日に本会議に上程され同日可決された。

次いで、参議院本会議には12月24日に上程、可決され、所要の手続きを経て、昭和27年12月29日法律第355号として、公布施行されることになった。

その後、昭和28年度から農林漁業金融公庫の業務を開始するよう設立の準備が進められ、昭和28年4月1日に、主務大臣による総裁及び監事の任命、設立委員から総裁への事務引継ぎ、設立登記、農林中央金庫及び56の地銀を業務委託金融機関とすることについての主務大臣の認可等の手続きを経て、農林漁業金融公庫設立が実現した。

ロ 目的

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から経営が不安定であり、投資効率が低い上に、投資効果の発現に相当の時間を要するという特徴がある。また食品産業は、原料である農水産物の需給・価格変動や原材料費のウエイトの高さにより、リスク性が高いとともに中小企業の比率が高く経営体質が脆弱である。

このようなことから、当業務は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うことにより、我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

(イ) 貸付業務

農林漁業者及び食品産業者に対して、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給に資する長期かつ低利の資金を貸付けており、次の4種類に大別される。

A 農林漁業の経営構造改善のための貸付け

意欲ある農林漁業者による経営を育成・確保し、農林漁業の持続的な発展を支援するためには、長期、低利の資金を必要とする。

B 農林漁業の生産基盤整備のための貸付け

具体的には、土地改良、造林、林道、漁港等の整備のための資金であるが、これら事業は政策色の強い公共的性格をもち、長期、低利の資金を必要とする。

C 施設整備のための貸付け

農林漁業及び食品の製造、加工又は流通に必要な施設に対する貸付けであり、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び食料の安定供給の確保のために長期、低利

の資金を必要とする。

D 経営の維持安定のための貸付け

社会政策的意味をもつリスクの大きい貸付けであり、他の金融機関の対象となり難く、長期、低利の資金を必要とする。

(ロ) 証券化支援業務

農業者の経営の改善に不可欠な資金供給を民間金融機関に促すため、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を活用した信用補完スキームを提供している。

(ハ) 出資業務

農林漁業法人等に対する民間の投資を補完するため、株式会社又はLPS（投資事業有限責任組合）が農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業）を営むのに必要な資金の出資業務を行っている。

ハ 業務の現況

(イ) 貸付業務

A 貸付業務の方法

当業務における貸付業務は、直接貸付けと農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、銀行等の委託金融機関による委託貸付けとの二つの方法によって行われているが、令和5年度末における貸付金残高のうち委託貸付けの占める割合は37%となっている。

当業務は、農林中央金庫その他の金融機関等に業務の一部を委託することができ（公庫法第14条、公庫法施行規則第15条及び第16条）、農林漁業金融公庫設立時に、農林中央金庫と56の銀行に対して委託し、昭和29年度に信用農業協同組合連合会を追加した。その後の業務量の増大に伴い委託金融機関も拡充され、令和6年12月31日現在の金融機関別の委託先数は次のとおりである。

農林中央金庫、信用農業協同組合連合会32、農業協同組合318、信用漁業協同組合連合会10、漁業協同組合3、銀行94、信用金庫137、信用組合22、信金中央金庫、地方公共団体金融機構ほか 計620機関

業務委託の方式は、貸付決定権を当業務に留保する一部委託であり、委託金融機関は、その取扱方式により例外はあるが、2割の代位弁済義務を負っている。なお、代理貸付制度（代位弁済義務5割）は、昭和43年度に卸売市場近代化資金の新設に伴い設けられ、その後事務簡素化等のため以後一部の既設資金についても採用されたが、平成19年度末に廃止された。

B 貸付対象事業と貸付条件

当業務の資金の貸付対象は、農林漁業及び食品の製造等の各分野に広範囲にわたっているが、その変遷を概観すると次のとおりである。

農林漁業金融公庫の設立後昭和37年度までは、主として土地改良資金と自作農維持創設資金の供給をもって、それぞれ食料増産のための土地基盤整備と農地改革後の農家の経営維持安定に寄与した。他方、国民経済のめざ

ましい成長発展に伴い、他産業との格差是正のための農林漁業の体質改善が強く要請されたことから、国は、農業政策の目標を示す「農業基本法（昭和36年法律第127号）」を昭和36年度に制定するとともに、昭和37年度から農業及び沿岸漁業の構造改善事業に着手した。農林漁業金融公庫においても、これらの事業を総合的、計画的、かつ短期的に実施するために必要な、長期・低利の財政資金として、昭和38年度に農林漁業構造改善関係の諸資金が創設され、さらに、昭和43年度には農業基本法が志向する自立経営の積極的な育成を金融的側面から助長するための総合施設資金及び生鮮食料品の流通の近代化を図るための卸売市場近代化資金が創設された。また、昭和60年度には、資金種類を従来の28資金から22資金に整理統合をするとともに、貸付金利の見直し等を行った。

その後、国際化の進展等農林漁業を取り巻く環境が大きく変化する中で、個々の政策目的に応じ、主として次のような対象事業の充実が図られた。

すなわち、平成元年度の「特定農産加工工業経営改善臨時特別措置法（平成元年法律第65号）」の制定に伴い、農産加工品等の輸入自由化に対応して農産加工工業の経営改善を促進するため、特定農産加工資金が創設され、平成2年度の農林漁業金融公庫法改正では、中山間地域の農林畜水産物の加工の増進等を通じた地域農林漁業の振興を図るための中山間地域活性化資金等が創設された。続いて平成3年度には、「食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）」の制定に伴い、鮮度保持のための流通施設の整備等による食品流通の改善を目的とした食品流通改善資金が創設された。

平成6年度の農林漁業金融公庫法改正では、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するため、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」による農業経営改善計画の認定を受けた者の計画達成に必要な長期資金を幅広く貸し付ける農業経営基盤強化資金が創設された。また、平成10年度には、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）」の制定に伴い、安全な食品製造のためのHACCP手法の導入促進のための食品産業品質管理高度化促進資金が創設された。さらに、平成11年度においては、特殊法人の整理合理化の一環として、旧日本開発銀行の食品工業向け融資が農林漁業金融公庫に移管されることとなり、このための農林漁業金融公庫法改正が行われるとともに食品安定供給施設整備資金が創設された。

平成13年度の農林漁業金融公庫法改正では、農業基本法に替わって、21世紀における食料・農業・農村政策の基本指針として新たに制定された「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」の目指す農業構造の確立に向け、意欲ある農業者に対して、個々の農業経営の実情に応じたきめ細やかな経営支援を行うための、経営体育成強化資金及び農業経営維持安定資金が創設され

た。平成14年度には、農業者向けの各種制度資金が、農業者の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される分かりやすく使いやすい資金制度に再構築されたほか、平成14年度から平成20年度にかけて、特殊法人等整理合理化計画等に沿って、貸付対象の縮減、融資限度額・融資率の引き下げを行った。平成22年度には、「農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）」が改正され、無利子の農業改良資金の貸付主体が都道府県から移管された。また、平成26年度には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、無利子の就農支援資金の貸付主体が都道府県から移管されるとともに、貸付対象者に法人を追加する等制度内容を拡充した青年等就農資金が創設された。平成29年度には、「農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）」の制定に伴い、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を促進するため、農業競争力強化支援資金が創設された。

令和2年度には、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）」の制定に伴い、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を促進するため、農林水産物・食品輸出促進資金制度が創設された。また、更なる輸出拡大のためには、輸出に取り組む事業者に対して、政府が一体となって支援する体制の整備が必要なことから、令和4年度に同法が改正され、輸出に取り組む事業者に対する支援措置として農林水産物・食品輸出基盤強化資金が創設された。

これらの資金の貸付条件は、資金種類ごとに、また貸付対象事業の性格により、償還期限については最長で55年となっており、また、貸付利率（令和6年12月31日現在）については、無利子資金を除いて現状では年0.50%から4.60%までとなっている。

詳細については統計編を参照されたい。

C 貸付金の原資

貸付金の原資は、政府からの出資金、借入金及び回収金等によってまかなわれてきたが、出資は国の財政事情から昭和40年度をもって一旦打ち切られ、以後の貸付原資は主として借入金に依存しており、借入金残高は令和5年度末で3兆796億円となっている。なお、平成2年度には、中小食料品小売業者の活性化対策のために、25年ぶりに政府から130億円の出資があり、以後、特定の政策目的のための出資を受け、政府からの出資金は令和5年度末で4,577億円となっている。

また、平成13年度からは新たな資金調達手段として債券発行が可能となったほか、平成15年度より、資金繰りにおける一時的な資金不足に対応するために、民間金融機関からの短期借入れを開始した。

D 現状

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大や昨今のウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けた農林漁業者の資金繰りを支援するため、農

林漁業セーフティネット資金等において実質無利子・無担保特例措置が講じられた。こうした特例措置を積極的かつ迅速に実施する等、農林漁業者の資金繰り支援に万全を期した結果、農林水産事業の令和6年度上半期の融資実績は1,515億円となった。

(ロ) 証券化支援業務

平成20年10月より民間金融機関が行う農業者向け融資に対する信用補完スキームを提供している。

具体的には、融資毎に契約金融機関とCDS契約を締結することにより、契約金融機関は、農業者にクレジットイベント（支払不履行、法的破綻等）が発生した場合には、当該融資残高の最大80%まで補償を受けることができ、CDS契約が一定規模に達した段階で、SPC（特定目的会社）を通じて証券化を行うもので、契約金融機関は141先となっている（令和6年12月31日現在）。

(ハ) 出資業務

「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）」に基づき、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又はLPSに出資している。

同法に基づく投資主体は株式会社のみ、投資主体が出資を行うことができる対象は農業法人のみであったが、平成25年12月の法改正により、投資主体にLPSが追加、令和3年4月の法改正により、投資主体が出資を行うことができる対象に林業法人、漁業法人、食品産業法人及び支援法人が追加され、現在に至っている。なお、令和6年12月31日現在の公庫の出資先数は次のとおりとなっている。

株式会社 1、LPS20 計21先

(iii) 中小企業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う中小企業事業の前身である中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和28年8月1日法律第138号）に基づき、設立された。

(イ) 設立の背景

戦後における中小企業の極度の金融難に対して金融面における対策を講じる必要性が強く認識され、その対策の方法として、一般市中銀行の金融促進、民間中小企業専門金融機関の強化拡充、政府資金等特殊資金の導入、といった資金供給面における対策と、信用保証及び信用保険のごとき信用補完面における対策との両面から中小企業金融対策が進められた。

すなわち、昭和27年当時は、世界経済の景気後退、国際競争の激化、対日講和条約の発効による我が国の自立等と内外経済情勢の変化のまったただ中であり、その中で我が国の経済は、朝鮮動乱ブームの反動から景気の後退が著しく、中小企業は、繊維関係の輸出不振、あるいは大企業からの受注減、その下請代金の支払遅延の慢性化等により深刻な経営難にさらされていた。しかも、従来

の大企業中心の設備投資の進行から中小企業の設備には陳腐化が目立ち、その合理化の要請が次第に高まりつつあった。

一方、中小企業金融については、民間中小企業専門金融機関の拡充策として昭和26年、相互銀行法及び信用金庫法が施行され、ようやく体制が整備された。また、信用補完面でも信用保険制度及び信用保証協会の業務の進展がみられた。しかしながら、中小企業の金融難は、依然中小企業の経営難の主因となっており、とりわけ長期資金の調達にはきわめて困難で制度的にもその途がほとんど開かれていなかった。かかる状況から、財政資金による中小企業への設備資金の供給が、復興金融金庫、米国対日見返資金、日本開発銀行による中小企業貸付を通じて行われたが、これらはいずれも中小企業向けの専門長期資金供給機関でなかったため、その役割を十分果しているとはいえず、中小企業向けの長期資金供給のための特別措置を講ずる必要があった。

(ロ) 設立の経緯

昭和27年9月、通産省は中小企業対策として「財政資金200億円程度を銀行に対し金利3分、期間10年程度で貸付て、それを財源に金利7分5厘以下で中小企業に融資する措置を講ずるため、特別会計を設ける」構想を明らかにして、中小企業向けの長期資金供給対策の具体案を示した。その後各方面から、商工中金の拡充によって対処する案、国民金融公庫または日本開発銀行中小事業貸付制度拡充案等の諸案も示されたが、結局、長期貸付の責任を明確にして業務の円滑な遂行を期するために、農林漁業金融公庫の例にならない中小企業金融公庫を新設する方針が閣議決定された。

中小企業金融公庫法案は、昭和28年3月2日第15回国会に提出されたが、国会解散のため審議未了となり6月13日総選挙後の第16回国会に再提出され、7月22日衆議院、7月27日参議院で可決成立した。その後、設立準備が精力的に進められ、8月20日登記完了により中小企業金融公庫は設立された。

(参考) 証券化支援業務の沿革

民間金融機関が、貸付債権の信用リスクに応じた厳格な貸倒引当金の計上が求められ、総じて信用リスクの高い中小企業向けの資金供給を行うことに対して消極的となる等、中小企業者をめぐる金融環境が厳しさを増すなか、「経済活性化のための産業金融機能強化策（平成15年12月24日産業金融機能強化関係閣僚等による会合）」で、中小企業者の資金調達における新しい金融手法を支援し、これにより民間金融主体で広がりつつある金融手法の多様化に向けた取組みを加速するという方針の下、中小企業金融公庫の業務に証券化支援業務を追加するという方向性が打ち出された。

平成16年4月14日、中小企業金融公庫法が改正され、同年7月1日の施行に伴って、証券化手法を活用

して民間金融機関等による中小企業者への無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を支援する証券化支援業務が、中小企業金融公庫の業務に追加されることとなった。

ロ 目的と業務の範囲

(イ) 融資業務

融資業務については、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号等において、「中小企業者に対して事業の振興に必要な資金を貸し付ける業務を行うこと」とされており、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の資金調達を支援するため、中小企業者に対する貸付け業務や、中小企業者が新たに発行する社債を応募その他の方法により取得する業務などを行っている。

また、これらの業務を通じて、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関の活動を補完し、中小企業者に対し、長期の設備資金及び運転資金を安定的に供給するとともにコンサルティング機能を発揮することにより、その成長発展を支援している。

加えて、「中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）」に基づいて中小企業投資育成株式会社に対する長期資金の貸付けを行うほか、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）」に基づいて貸与機関（設備貸与機関）に対する貸付債権の管理・回収を行っている。

なお、平成26年度までは、「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）」に基づいて貸与機関に対する長期資金の貸付を行っていたが、同法が平成27年3月31日をもって廃止されたことに伴い、貸与機関に対する長期資金の貸付けは廃止となっている。

(ロ) 証券化支援業務

証券化支援業務は、民間金融機関等による証券化の取組みを支援し、中小企業者に対する無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を促進するため、貸付債権等（中小企業者が発行した社債を民間金融機関が引き受けたものを含む。以下同じ。）の譲受け、民間金融機関等が実施した中小企業者に対する貸付債権等を参照資産としたクレジットデリバティブ取引、中小企業者の債務の保証、資産担保証券に係る債務の保証、資産担保証券及び信託受益権の取得を行うものである。

本業務の支援対象となる民間金融機関等とは、公庫法第2条第3号で定義する中小企業者（ただし、株式会社日本政策金融公庫法施行令第3条で定義する業種に限る。）に対し貸付業務を行う金融機関及び主務省令で規定するファイナンス会社である。

ハ 概況

(イ) 原資の動向

A 融資業務

統計表Ⅱ－2－iii－(3)－③参照。

B 証券化支援業務

統計表Ⅱ－2－iii－(4)－①参照。

(ロ) 業務の内容

A 融資業務

(A) 公庫貸付

a 貸付対象

【貸付対象業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

(a) 農業

(b) 林業

(c) 漁業

(d) 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

(e) 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。)

【貸付対象者】

次のいずれかに該当するもの

(a) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社

(b) 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人

(c) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会

b 貸付制度

(a) 貸付方式

i 直接貸付…支店で取り扱うもの

ii 代理貸付…貸付けに係る手続の大半を日本公庫（中小企業事業）の代理店で取り扱うもの

(b) 貸付金の使途

設備資金、長期運転資金

(c) 貸付条件

i 貸付限度（統計表Ⅱ－2－iii－(3)－④を参照）

ii 担保

【直接貸付】

担保は必要に応じてたてさせる。

iii 保証人

【直接貸付】

保証人は必要に応じて徴求する。

iv その他 統計表Ⅱ－2－iii－(3)－④参照

(B) 中小企業投資育成株式会社に対する貸付け

中小企業者の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業者に対する投資等の事業を行うことを目的とする中小企業投資育成株式会社に対し、その事業運営に必要な長期資金を貸し付けるもの。

B 証券化支援業務

証券化支援業務には、買取型及び保証型の業務がある。買取型は、民間金融機関等の中小企業向け無担保貸付債権等を譲受け証券化する（キャッシュ方式）、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家に移転する（シンセティック方式）業務である。保証型は、民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け貸付債権等に対して部分保証を行う（入口保証方式）、または資産担保証券の保証を行う（出口保証方式）業務である。

また、民間金融機関等の証券化の円滑な実施を支援するため、必要に応じて資産担保証券の一部につき買取りも行う。

(A) 対象

【参加対象となる業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

- a 農業
- b 林業
- c 漁業
- d 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、
- e 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）、

【参加対象者】

次のいずれかに該当するもの。

- a 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サー

ビス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社。

b 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人。

c 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会。

(B) 金融機関等による中小企業者への貸付制度

【貸付金の使途】

設備資金、長期運転資金

【貸付条件】

- a 1 金融機関等について、1 貸付先につき1 回あたり1 億5 千万円以下。
- b 利率
貸付けの相手方の信用リスク及び調達市場の動向等を勘案した利率。
- c 償還期限
当初1 年以上であること。
- d 担保
原則として担保を徴求していないこと。
- e 保証人
必要に応じて保証人をたてさせていること。

(C) 保証型（入口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲及び限度額
1 保証先につき、当該保証先に係る特定貸付債権及び特定社債に係る主たる債務の最終履行期限又は期限の利益を喪失した日における主たる債務の残存額の7 割に相当する額の範囲内で、かつ保証債務残高の合計が3 億円以下。
- b 債務の保証の料率
一般の金融情勢に応じ、保証する特定貸付債権及び特定社債に係る債務の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。
- c 債務の保証の履行の方法
代位弁済の方法による。

(D) 保証型（出口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲
保証する債務の範囲は、特定資産担保証券の債務の最終履行期日又は期限の利益を喪失した日における債務の残存額に相当する額の範囲内。
- b 債務の保証の料率
一般の金融情勢に応じ、保証する特定資産担保証券の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。

- c 債務の保証の履行の方法
代位弁済の方法による。

ニ 現状及び業務概況

(イ) 現状

令和4年度及び令和5年度においては、能登半島地震や台風・豪雨等の自然災害への復興支援とともに、経営改善に取り組む中小企業者に対する資金繰り支援を行う等、セーフティネット機能の発揮に引き続き取り組んだ。また、「新事業」、「事業再生・事業承継」、「海外展開」といった成長戦略分野に対しても、適切なリスクテイクを行い、令和3年1月からは海外の現地法人に直接融資を行う「クロスボーダーローン」の供給も行うなど、重点的な資金供給を行った。

さらに、令和5年2月に創設された「スタートアップ支援資金」を活用し、スタートアップ支援に注力する民間金融機関との協調を進めながらベンチャーデット（新株予約権付融資）の供給を行い、企業の成長発展を支援した。

(ロ) 業務概況

A 融資業務

令和5年度における貸付実績は、1兆1,820億円となった。この結果、令和5年度末貸付残高は7兆8,863億円となっている。

B 証券化支援業務

(A) 買取型

平成16年度の業務開始から令和5年度までに、キャッシュ方式10件、シンセティック方式13件を組成した。上記の組成による中小企業者への無担保資金供給額は4,894億円（20,405社）、参加金融機関は延べ383機関である。

(B) 保証型

平成16年度の業務開始から令和5年度までに入口保証方式で6件組成し、貸付債権943億円（2,308社）に対し660億円（貸付債権の7割）の保証を行った。

(iv) 信用保険等業務

イ 沿革

信用保険等業務の前身は、昭和25年に創設された中小企業信用保険特別会計に遡る。

同特別会計は、当初、融資保険業務のみを行っていたが、その後、保証保険の業務が追加され、信用保証協会の保証事業と重複が生じてきた。このため、中小企業信用補完制度の円滑な運営と発展を図るため、信用保証制度と信用保険制度の一元化と、それを合理的に運営しうる新機構の設立が必要とされた。こうした状況に加えて、信用保証協会の保証能力の増大を図るため、昭和32年度予算において信用保証協会に対する国家資金の導入が認められた。

このような経緯から、昭和33年「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」が大幅に改正され、信用保証制

度と信用保険制度の有機的一元化が図られる一方、「中小企業信用保険公庫法（昭和33年法律93号）」が制定され、同法に基づき、信用補完制度の中核的な役割を担う機構としての中小企業信用保険公庫（以下「保険公庫」という。）が設立された。

そして、昭和59年10月1日に「機械類信用保険特別会計」が廃止されたことに伴い、同日付で「機械類信用保険法（昭和36年法律第156号）」に基づく機械類信用保険業務を継承するとともに、平成10年12月24日からは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）」に基づく破綻金融機関等関連特別保険等業務を開始した。

この間においても、累次に亘る制度改正を経てその充実・強化を図ってきたところであるが、平成9年9月24日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、保険公庫及び中小企業事業団を統合することとし、これを受けて平成11年7月1日付けをもって「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）」が制定され、中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）が設立された。

その後、平成13年12月18日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、事業及び組織の見直しが行われ、平成16年7月1日付けをもって、事業団は解散となり、信用保険等業務は中小企業金融公庫に承継された。

また、機械類信用保険業務については経済構造等の変化を踏まえ平成15年4月1日に廃止され、経過業務となった。

ロ 目的と業務の範囲

当業務は、公庫法第11条第1項第3号において、「中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと」とされており、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行っている（中小企業信用保険業務）。

また、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者（以下「中堅事業者」という。）に係る信用の収縮を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、破綻金融機関等関連特別保険等業務を実施するとともに、公庫法附則第36条に基づき、機械保険経過業務を実施している。

(参考) 信用補完制度の概要

信用補完制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者及び中堅事業者の信用力を補完することによって、一般金融機関の資金を中小企業者及び中堅事業者へ誘導し、金融の円滑化を図るものである。

信用補完制度は、地方公共団体の財政援助のもとに設立された信用保証協会による信用保証制度と、国の財政資金を基盤とする日本公庫（中小企業事業）が行う信用保険制度とが有機的に結合された制度となつて

いる（別図参照）。

① 信用保証制度

信用保証協会の行う信用保証制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者等の金融機関からの借入れ又は中小企業者の発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等を保証し、これを金融ベースにのせ、もって中小企業金融の円滑化を図ることを目的としている。

昭和12年の東京信用保証協会の設立にはじまり、戦後、経済復興施策の一環として信用保証制度の活用が図られ、昭和23年から昭和24年にかけて各地方公共団体の財政援助のもとに、全国各地に相次いで信用保証協会が設立された。

現在の信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年法律第196号）」に基づき設立された特殊法人であり、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として、きわめて重要な役割を果たしている。信用保証協会は、もともと、民法上の財団法人あるいは社団法人として設立されていたが、その業務の拡大に伴いその機能を十分に発揮するため、信用保証協会法が制定され、またその後設立された保険公庫と有機的に結合して、世界に類をみない特異な信用補完制度として発展してきたものである。

なお、信用保証協会は、現在、各都道府県並びに名古屋、横浜、川崎及び岐阜の各市に51協会がある。

その保証債務残高は、令和6年3月末現在、36兆4,597億円である。

② 信用保険制度

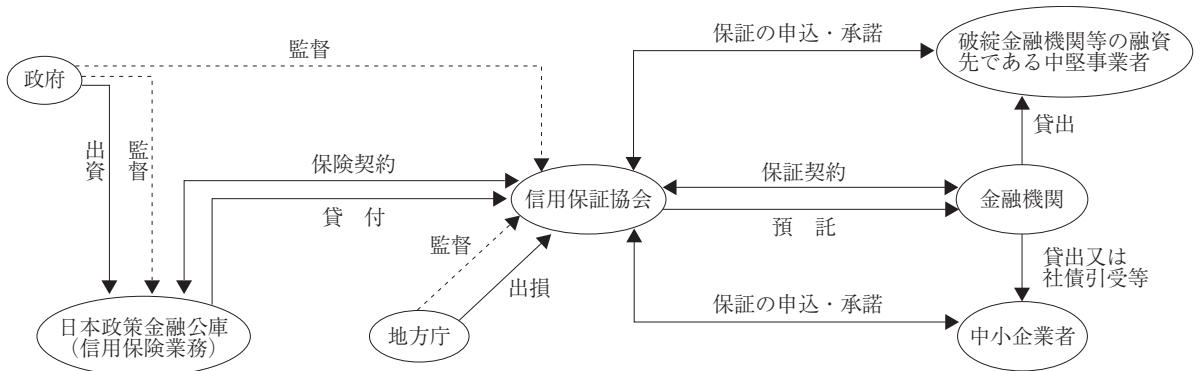
信用保険制度は、「中小企業信用保険法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく制度である。昭和24年に実施されたデフレ政策の浸透に伴い、中小企業の金融難は深刻な様相を呈したが、当時、信用保証協会の経営基盤はいまだ弱く、旺盛な保証需要に十分対処しえなかった。このため、国家資金による強力な信用補完制度が必要とされ、信用保険制度の創設となった。その事業内容は当初、国（中小企業信用保険特別会計）が金融機関の中小企業に対する貸出を保険するいわゆる「融資保険」であったが、その後、信用保証協会の保証を保険するいわゆる「保証保険」が加えられた。

しかしながら、この信用保険制度は、保険公庫の設立（昭和33年）を契機に抜本的に改正され、信用補完制度の第一線業務は、もっぱら信用保証協会の保証にゆだね、保険公庫は主として再保険機能を営むことになった。その後昭和36年の「中小企業信用保険法」の改正（融資保険の廃止）により、信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能する現行の中小企業信用補完制度の体系が確立された。さら

に、金融ビッグバンの進展に伴い、それまで対象としていた中小企業者に加え、破綻金融機関等の融資先である中堅企業層についても本制度を整備する必要があるものとされたことから、平成10年12月に「破綻金融機関等関連特別保険等」が加えられた。また、中小企業における資金調達の多様化を図るため、平成12年2月に、社債に対する保証を保険する「特定社債保険」が加えられ、平成13年12月には、物的担保に依存せず中小企業者が有する売掛金債権を活用した資金調達を促進するための「売掛金債権担保保険」が加えられた（売掛金債権担保保険は平成19年8月に「流動資産担保保険」に拡充され、対象となる担保について、売掛金債権に加えて棚卸資産にまで拡大された）。さらに平成19年8月には法的な再建手続を行う中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業の再建の円滑な進捗を図ることを目的とした「事業再生保険」、平成20年9月には中小企業者を対象とする一括支払契約の利用を促進し、中小企業者間における企業間信用による資金調達の活性化を図ることを目的とした「特定支払契約保険」が加えられた。また、平成25年9月には中小企業者の資金調達をより円滑化することを目的とし、手形債権や売掛金債権に代わる電子記録債権を活用した資金調達（普通保険等の借入れの範囲に「電子記録債権の割引」を、流動資産担保保険の対象となる担保に電子記録債権を、また特定支払契約保険における特定支払契約保険の対象となる債権に電子記録債権をそれぞれ追加）が新たに信用保険の対象に位置づけられた。さらに、平成27年10月には、中小企業者に対する金融円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とし、「中小規模の特定非営利活動法人への融資」が新たに信用保険の対象に加えられた。

ハ 概況

(別図) 信用補完制度概略図



(イ) 原資の動向

統計表Ⅱ－２－iv－(3)－①参照。

(ロ) 業務の内容

A 中小企業信用保険業務

信用保証協会の保証が保険要件を具備している限り、保証の成立と同時に保険関係が成立する包括保険である。

当業務は、保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代って金融機関に弁済（代位弁済）した場合には、それを保険事故として一定割合（てん補率）の保険金を支払う。また、信用保証協会は代位弁済により中小企業者に対し求償権を取得することとなるが、この求償権を行使して回収した場合には、回収金のうち支払った保険金の代位弁済額に対する割合をもって日本公庫（中小企業事業）に納付される。

(A) 保険の種類

中小企業信用保険制度における保険の種類は、中小企業信用保険法において普通保険、無担保保険、特別

小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険及び特定支払契約保険の11種類に区分されており、これらの保険の種類には、保険条件として、付保限度額、てん補率及び保険料率が中小企業信用保険法又は同法施行令においてそれぞれ定められている。

(B) 保険の特例措置

中小企業信用保険制度においては、激甚災害の発生、内外の経済事情の著しい変化等の他律的な要因によって、事業活動に著しい支障を生じている中小企業者に対して、その支障を除去し、あるいは、新たな活路を開拓する等特定の政策目的を推進するために必要とする資金について、一般の保険より保険限度額、てん補率及び保険料率等を優遇した56種類の特例措置が講じられている。

中小企業信用保険制度の概要（令和7年1月31日現在）

○ 一般関係保険条件

契約先	条件		対象資金 及び 前提条件	付保限度額	てん補 率	保険料率 (年率) (注7～10参照)
	保険 種類	対 象 企 業 者				
信 用 保 証 協 会	普 通	資本（出資）金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下の会社（注2参照）並びに常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注3参照）並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円（組合4億円）	70%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	無 担 保		事業資金であって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	特別小口	常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注4参照）並びに事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件（注5参照）を備えているもの	事業資金であって、担保（保証人の保証を含む。）を提供させない保証	2,000万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって、流動資産のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97% (担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
	特定社債	資本金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下又は常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数）以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件（注6参照）を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円（特定支払契約保険が成立していないときは、5億円）以下	80%	0.25%から1.69%
	特定支払契約	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務（中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの）	10億円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%

○一般関係保険条件（注）

1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証についての保険である。
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。以下同じ。）を行うものは3億円以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは3億円以下、旅館業を行うものは5,000万円以下
3. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、ゴム製品製造業を行うものは従業員数900人以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは従業員数300人以下、旅館業を行うものは従業員数200人以下
4. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業を行うものは、従業員数20人以下
5. 特別小口保険の省令要件
 - ・1年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
 - ・最近1年間の納期の到来した所得税（法人税）、事業税又は住民税の所得割（障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額のなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割）のいずれかの税額を完納していること。
6. 特定社債保険の省令要件
 - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
7. 無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保険関係であって、中小企業者又は再生中小企業者が中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2に定める要件を備えている法人である場合にあっては、通常の保険料率にそれぞれ0.0625%を加えたものとする。
8. 予約保証（中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証）に係る保険料率については、0.43%から1.74%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.37%から1.48%）が適用される。
9. 経営力強化保証（中小企業者が策定した事業の計画の実施に必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証であって、当該金融機関が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営革新等支援機関と連携して当該中小企業者の経営の改善を支援することにより当該中小企業者の経営力の強化が図られるものに係る保証）に係る保険料については、0.25%から1.51%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.21%から1.28%）が適用される。
10. 事業承継特別保証（事業の承継に係る計画を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行規則第20条第2項各号のいずれにも該当する者の金融機関からの借入れによる債務の保証（その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）であって、当該中小企業者が、経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの）に係る保険料については、0.10%から0.86%が適用される。

○ 特例関係保険条件（令和7年1月31日現在）（注1）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
災害関係 (01)	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）
経営安定関連 (02)	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者（注2）	「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）
危機関連 (81)	大規模な経済危機、災害等の発生に伴う信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じている中小企業者	
労働力確保関連 (17)	雇用管理の改善計画について認定を受けた中小企業者、組合等又はその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（平成3年法律第57号）
中小小売商業関連 (18)	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化を行う中小企業者であって、認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」（昭和48年法律第101号）
商店街整備等 支援関連 (19)	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	
伝統的工芸品 支援関連 (22)	伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）
地域伝統 芸能等関連 (26)	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（平成4年法律第88号）
小規模事業者 支援関連 (30)	認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定を受けた経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）

（注1） 法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人については、災害関係、経営安定関連、危機関連、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、地域経済牽引事業関連、東日本大震災復興緊急、商店街活性化促進事業関連及び情報処理システム運用・管理関連以外の特例を利用できない。

（注2） 経営安定関連の対象企業者として法第2条第5項各号に掲げる者は、以下のとおりである。

1号：民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者。

2号：生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者。

3号：突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

5号：（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者。

6号：破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れの減少等が生じている中小企業者。

7号：金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者。

8号：RCC（整理回収機構）等へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者。

（注3） 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。

（注4） 経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」（平成12年法律第136号）による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧第6号」という。）に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である（ただし、経営安定関連（法第2条第5項各号（旧第6号を除く。））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。）。

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○再建資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠（注3, 4） ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、 東日本大震災復興緊急特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	80% （注5）	
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、東日本大震災復興緊急特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	90%	
○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○商店街整備等支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○事業継続力強化支援事業資金、経営発達支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

（注5） 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注6） 小規模事業者支援関連、経営革新等支援関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連及び連携創業支援等関連の対象となる特定非営利活動法人は、法第2条第1項第6号に該当するものを除く。

（注7） 創業関連（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者に係るものに限る。）に係る対象企業者のうち、同法第2条第30項第1号又は第2号に掲げる創業を行おうとする個人の当該創業を行う計画期間は、六月以内である。

（注8） 創業関連（産業競争力強化法第129条第4項に該当する創業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注9） 地域経済牽引事業計画の承認申請時において特定事業者であって、計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなったものは、当該実施期間においては、特定事業者とみなす。

（注10） 経営承継借換関連の省令要件は、以下のとおりである。

1 経済産業大臣の認定を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表上の純資産額が零を超えること。

2 貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十以内であること。

（注11） 無担保保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険に係る保険関係（中小企業等経営強化法第22条第6項に規定する特例経営力向上関連、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第19条第3項に規定する特例地域経済牽引事業関連、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第3項に規定する経営承継準備関連（同法第12条第1項第1号ハに該当する場合）及び同法第13条第6項に規定する経営承継借換関連を除く。）であって、中小企業者が中小企業信用保険法施行規則第4条の2に定める要件を備えている法人である場合にあっては、通常の保険料率にそれぞれ0.0625%を加えたものとする。

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
中心市街地商業等 活性化関連 (44)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社，一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は，当該特定会社，当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）を実施する中小企業者，特定会社，一般社団法人若しくは一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）
中心市街地商業等 活性化支援 関連 (45)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（特定会社，一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）を実施する特定会社，一般社団法人又は一般財団法人	
経営革新関連 (49)	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る特定事業者（常時使用する従業員500人（小売業・サービス業300人，卸売業400人）以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの）	「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）
経営革新等 支援関連 (72)	認定経営革新等支援機関として認定を受けた一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，経営革新等支援業務を実施するもの	
経営力向上関連 (78)	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し，経営の向上を図る特定事業者（常時使用する従業員500人（小売業・サービス業300人，卸売業400人）以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの）	
情報処理支援関連 (87)	情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	
社外高度人材 活用新事業分野 開拓関連 (91)	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等（中小企業者に限る。）	
事業継続力 強化関連 (92)	認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者	
連携事業継続力 強化関連 (93)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者	

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、一般社団法人又は一般財団法人については、普通保険 2億円、無担保保険8,000万円	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分（特定会社）及び中心市街地商業等活性化関連 特例分（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人）を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○経営革新等支援業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営力向上事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○情報処理支援業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○社外高度人材活用新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円 ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係保険 4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○連携事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
特定連携 事業継続力 強化関連 (97)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って中小企業者と共同で連携事業継続力強化を行う中小企業者以外の事業者であって、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人及び歯科医業を主たる事業とする法人又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び個人	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)
先端設備等 導入関連 (86)	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	
特定新技術 事業活動関連 (47)	指定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)
周辺地域整備関連 (56)	同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)
下請振興関連 (57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	
特定下請連携 事業関連 (74)	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)
下請中小企業 取引機会創出 事業関連 (98)	下請中小企業取引機会創出事業者として認定を受けた中小企業者	
流通業務総合 効率化関連 (59)	認定を受けた総合効率化計画に基づき二以上の者が連携して、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴う事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)
地域経済牽引 事業関連 (79)	承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う特定事業者(常時使用する従業員500人(小売業・サービス業300人、卸売業400人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの)(注9)	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号)
地域経済牽引 支援関連 (80)	承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人	

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○連携事業継続力強化資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 ただし、他の一般分（中小企業者として利用した一般分）を含む。	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%）
○先端設備等導入資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○指定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%。ただし、担保（保証人（法人の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させない保証であってその合計額が2,000万円以下の場合1.0%）
○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%） 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29%
○特定下請連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○下請中小企業取引機会創出事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○地域経済牽引事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

条件 特例（特例コード）	対 象 企 業 者	根 拠 法
農工商等連携 事業関連 (65)	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）
農工商等連携 支援関連 (66)	一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	
経営承継関連 (67)	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成20年法律第33号）
特定経営承継関連 (82)	経営の承継に伴い，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者の代表者	
経営承継準備関連 (88)	他の中小企業者の経営の承継を行うため，当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて，認定を受けた中小企業者	
特定経営承継 準備関連 (89)	他の中小企業者の経営の承継を行うため，当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて，認定を受けた事業を営んでいない個人	
経営承継借換関連 (96)	金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者（注10）	
商店街活性化 事業関連 (69)	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（平成21年法律第80号）
商店街活性化 支援関連 (70)	一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	
東日本大震災 復興緊急 (71)	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって，東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○農工商等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29% 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○農工商等連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 2,000万円		
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営承継借換資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%） （経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの 0.1%から0.86%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○商店街活性化支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○再建その他の経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円（組合8億円）、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険4,000万円	90%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
情報提供 支援関連 (73)	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)
事業再生 円滑化関連 (64)	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援により事業再生を図る中小企業者	
事業再生計画 実施関連 (75)	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者	
創業関連 (51)	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者(注7)又は事業の譲渡により事業の全部若しくは一部を会社設立創業者が新たに設立した会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない当該会社	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)
連携創業 支援等関連 (76)	市町村が作成し認定を受けた創業支援等事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)	
特定信用状関連 (63)	外国法人与経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	
特定中小企業 再生支援関連 (55)	支援機関として認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	
技術等情報 漏えい防止 措置関連 (90)	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	
商店街活性化 促進事業関連 (83)	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	「地域再生法」(平成17年法律第24号)
情報処理システム 運用・管理関連 (94)	情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良な事業者として認定を受けた中小企業者	「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)
特定高度情報 通信技術活用 システム開発 供給等関連 (95)	認定を受けた特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画、導入計画又は特定半導体生産施設整備等計画に従って当該システムの開発供給、導入や特定半導体生産施設整備等を行う中小企業者	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○情報提供業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 1.44%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○創業等事業資金 ○無担保保険 3,500万円 ただし、一般分、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）による改正前の中小企業等経営強化法に規定する創業等関連分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80% （注8）	無担保 0.29% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.25%）
○創業支援等事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○特定信用状発行契約に基づく債務（外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。） ○普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%）
○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○技術等情報漏えい防止措置認証業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円		
○商店街活性化促進事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○情報処理システム運用・管理資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○特定高度情報通信技術活用システム開発供給等資金、特定半導体生産施設整備等資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
観光地形成 促進関連 (A1)	認定を受けた観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施する中小企業者	「沖縄振興特別措置法」 (平成14年法律第14号)
情報通信産業 振興関連 (A2)	認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施する中小企業者又は情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定情報通信事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
産業高度化・ 事業革新関連 (A3)	認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施する中小企業者	
国際物流拠点 産業集積関連 (A4)	認定を受けた国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施する中小企業者又は国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定国際物流拠点事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
経済金融 活性化関連 (A5)	認定を受けた経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施する中小企業者又は経済金融活性化特別地区の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定経済金融活性化事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
農林水産物・ 食品輸出促進 支援関連 (A6)	認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、輸出促進業務を実施するもの	「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）
供給確保関連 (A7)	認定を受けた供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を行う中小企業者	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○観光地形成促進措置実施資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠 ○情報通信産業振興措置実施資金，特定情報通信事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠 ○産業高度化・事業革新措置実施資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠 ○国際物流拠点産業集積措置実施資金，特定国際物流拠点事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠 ○経済金融活性化措置実施資金，特定経済金融活性化事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○輸出促進業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○供給確保事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし，一般分，他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供 せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）

B 保険融資業務

保険融資業務は、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付を行うものである（現在、協会の業務運営に支障が生ずる場合を除き新規の貸付を停止している）。

C 機械保険経過業務

「機械類信用保険法」の廃止に伴い、平成15年度からは機械類信用保険の新規の引受を停止し、回収金の収受等の業務（機械保険経過業務）を引き続き行っている。なお、既に成立している保険関係に係る保険金の支払は、令和4年度にて全て終了した。

D 破綻金融機関等関連特別保険等業務

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づくもので、信用保証協会が行う破綻金融機関の取引先である中堅事業者に対する債務の保証につき信用保険を行い、中堅事業者の信用の収縮を防止することを目的としている。保険の種類としては、破綻金融機関等関連特別保険と破綻金融機関等関連特別無担保保険の2種類がある。

(ハ) 現状及び業務概況

A 現状

経営安定関連保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮している。

また、東日本大震災や、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組んでいる。

成長戦略分野等への対応については、引き続き、創業関連特例を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めるほか、NPO法人に係る保険引受を行っている。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけている。

B 業務概況

(A) 中小企業信用保険業務

令和5年度の中小企業信用保険業務についてみると、まず保険引受の前提となる保証承諾は9兆9,983億円となり、これを受け、保険引受実績は9兆5,551億円となった。保険金の支払は3,850億円、回収金は667億円となった。

(B) 保険融資業務

令和5年度の貸付実績はない。

(C) 機械保険経過業務

令和5年度の回収金は41百万円となった。

(D) 破綻金融機関等関連特別保険等業務

令和5年度の保険引受、保険金の支払実績はない。回収金は262千円となった。

(v) 危機対応円滑化業務

イ 業務開始の経緯

平成18年6月27日、政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部は「政策金融改革に係る制度設計」を決定し、同制度設計の中で、危機対応に関する方針が示された。

危機対応の在り方については、政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備することとされた。また、新政策金融機関において、今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は完全民営化機関（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行）をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずることとされた。その他、危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮すること、完全民営化機関を含む民間金融機関の活用に当たっては、イコールフットINGの確保やモラルハザードの防止にも留意することも合わせて示された。

同制度設計では、危機対応における関係金融機関の役割も明示された。政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関する必要な金融業務を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定することとし、危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施することとされた。また、政府は指定金融機関に対する指導・監督を行うに当たっては、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力尊重するものとされた。その他、完全民営化機関については、その政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期においては、指定金融機関とみなすものとし、完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続することが示された。さらに、政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必要なリスク補完や資金供給等の措置を講じてその経営の健全性に悪影響を生じないようにし、新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給などの業務を行うことができることが示された。

同制度設計の方針に基づき、平成19年5月25日に施行された公庫法において、危機対応円滑化業務の目的や同業

務の範囲等、危機対応関係業務の規定が盛り込まれた。また、公庫法制定に際し、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うことが附帯決議された。

公庫法では、危機対応円滑化業務実施方針を定めること、指定金融機関との間で協定を締結することが定められており、同法に基づき当業務の設立準備が行われ、平成20年10月1日の日本公庫設立と同時に、当業務を開始した。

なお、平成27年5月の「株式会社商工組合中央金庫法」（平成19年法律第74号）及び「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号）の改正により、危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施することを「責務」として規定した。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条に規定されているように「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われること」を目的とする業務である。

当業務の業務内容は次のとおり。

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 損害担保

日本公庫が指定金融機関の行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うもの。

(ハ) 利子補給

日本公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

ハ 現状

令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業の資金繰りは大変厳しい状況となったため、「新型コロナウイルスに関する緊急対応策第2弾」により、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、指定金融機関を通じた実質無利子・無担保融資等の措置が含まれた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、危機対応業務のメニューに資本性劣後ローンの追加や飲食・宿泊事業者等への支援メニューの拡充、中小企業向け資本性劣後ローンに係る融資期間の拡充等の措置が講じ

られた。

その後、「中小企業活性化パッケージNEXT」（令和4年9月8日）において、令和4年9月末をもって、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の危機認定を終了することとされた。これ以降、令和6年12月現在、危機認定されている事案はない。

(vi) 特定事業等促進円滑化業務

イ 業務開始の経緯

特定の政策的要請に沿った個別法を根拠に長期・大規模案件（当該政策的要請に沿った取組を進める事業者向け）に資金供給等を行う制度として、平成22年の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号。以下「低炭素投資促進法」という。）に基づく金融支援措置が創設された。以後、公庫の業務の特例として、下記の業務が各法律に基づき措置されている。

(イ) 特定事業促進円滑化業務

平成22年8月16日に施行された低炭素投資促進法に基づき、特定事業促進円滑化業務を開始。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、事業再編促進円滑化業務を開始（平成26年1月20日付けで「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号。平成23年7月1日改正法施行。）が廃止されるまでは、同法に基づく事業再構築等促進円滑化業務）。

また、令和3年8月2日に産業競争力強化法が改正され、事業適応促進円滑化業務を開始。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

令和2年8月31日に施行された「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づき、開発供給等促進円滑化業務を開始。

(ニ) 導入促進円滑化業務

令和3年8月20日に改正された「海上運送法」（昭和24年法律第187号）に基づき、導入促進円滑化業務を開始。

(ホ) 事業基盤強化促進円滑化業務

令和3年8月20日に改正された「造船法」（昭和25年法律第129号）に基づき、事業基盤強化促進円滑化業務を開始。

(ヘ) 供給確保促進円滑化業務

令和4年8月1日に施行された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）に基づき、供給確保促進円滑化業務を開始。

ロ 目的

(イ) 特定事業促進円滑化業務

当業務は、低炭素投資促進法第1条に規定されているように「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置…を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務

当業務は、産業競争力強化法第1条に規定されているように「我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、…産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置…を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

当業務は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第1条に規定されているように「情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われる…ことが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、…特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与すること」を目的とする業務である。

(ニ) 導入促進円滑化業務

当業務は、海上運送法第1条に規定されているように「海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」を目的とする業務である。

(ホ) 事業基盤強化促進円滑化業務

当業務は、造船法第1条に規定されているように「我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、…造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、…造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ヘ) 供給確保促進円滑化業務

当業務は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第1条に規定されているように「国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、…安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的とする業務である。

ハ 業務内容

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 利子補給（事業適応促進円滑化業務のみ）

産業競争力強化法に基づき、指定金融機関が事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応のみ）の認定を受けた事業者に対して行う貸付けについて、指定金融機関が利下げを行う原資として、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

3. 株式会社国際協力銀行

1. 設立の経緯

株式会社国際協力銀行は、昭和25年に設立された日本輸出銀行を前身として、平成24年に株式会社日本政策金融公庫から分離して発足した組織である。

日本輸出銀行の設立構想は、GHQによる貿易管理規制が緩和され、民間貿易が許可された後の昭和25年5月の池田勇人大蔵大臣とジョセフ・ドッジとの会談において浮上した。日本側としては、デフレを緩和するために政府の預金部預金を国内に資金供給したい思惑があり、米国側としては、日本からの輸出金融を後押しすることでアジア諸国の経済復興につなげたい思惑があり、これが一致した。日本輸出銀行法案は同年12月7日に国会に提出され、わずか2日後の同月9日には成立、同月15日には昭和25年法律268号として公布施行されるという素早さであった。このとき、輸銀の業務は、設備と技術の輸出に対する金融に限定されていたが、翌々年には、業務範囲に、資源の開発輸入に必要な資金を貸し付ける輸入金融を追加し、名称を日本輸出入銀行（輸銀）に改める法改正（昭和27年法律第66号）が行われた。その後も、債務保証業務の追加（昭和27年）、海外投資・海外事業金融業務の追加拡充（昭和28年、32年）、リファイナンス業務の追加（昭和39年）、アンタイドローンの新設（昭和47年）、出資業務の追加（平成元年）、ブリッジローンの創設（平成5年）等の業務範囲の拡大が次々と行われている。

この間、輸出金融としては、昭和40年代までは、新造船や船舶大型化への改造工事に融資する船舶輸出が最大のシェアを占めていたが、その後は、エネルギー、化学、製鉄等のプラント輸出が拡大した。また、アラスカにおけるパルプ事業（昭和32年～）、アラビア石油（昭和35年～）、イラン石油化学（昭和51年～）等の国家的なプロジェクトを支援するとともに、昭和40年代からは石油、ウラン、天然ガス等のエネルギー資源、鉄鉱石等の金属・鉱物資源等の資源関連の輸入融資が急増した。

昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、輸銀の業務自体については依然として必要性が理解されたものの、類似の機関との整理合理化が求められ、平成7年に「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（同年3月閣議決定）において、輸銀と海外経済協力基金（昭和36年設立、OECF）を4年後に統合する方針が決まった。これを踏まえ、

平成11年に国際協力銀行法案が成立、平成11年法律第35号として公布施行され、同年10月1日をもって輸銀及びOECFは解散し、その業務は特殊法人である国際協力銀行（旧JBIC）に引き継がれた。

小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、「特殊法人整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）において、旧JBICについても「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減することとされた。具体的には、平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」において、

- ① 海外経済協力機能（円借款）は、民にはない政府開発援助（ODA）機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す
- ② 国際金融機能（貿易金融、投資金融、アンタイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する
- ③ 政策金融として残すものは一つの政策金融機関に統合する

という方針が示された。その後、ODA全体で政府全体の体制を見直す必要性が認識されて開催された海外経済協力に関する検討会（平成17年12月～18年2月）においては、JBICの円借款部門、外務省の無償資金協力部局を分離して国際協力機構（JICA）と統合すること、JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関の国際部門として専門性が維持されるよう一定の組織的独立性を持たせることが決まった。こうした検討を踏まえ、平成19年5月に株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）が設立された。平成22年には、気候変動対策における民間投資の後押しをするため、新たにJBIC（部門）が地球環境の保全を目的とする海外における事業を行えるよう、株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（平成22年法律第14号）が成立・施行された。

一方、このころより、いわゆる「パッケージ型インフラ」の海外展開促進が政策課題として認識される。つまり、海外における膨大なインフラ需要が存在し、その案件受注に向けた国際競争が激しさを増している中、大規模・長期の外貨ファイナンスについて民間金融機関だけで対応することの困難性等が指摘されるようになった。こうした論点は「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」（平成22年9月～

24年10月)の場で経済界も含めた議論が進められ、最終的に、①国際協力銀行の機能強化(主な内容としては、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等)と、②機動性・専門性・対外交渉力強化の観点を踏まえた日本政策金融公庫からのJBIC分離、を決定した。こうした点を盛り込んだ株式会社国際協力銀行法案が23年4月に可決・成立し、平成23年法律第39号として公布施行された。これによって、旧JBIC部門は再び国際金融機能を専ら担う政策金融機関として再出発することになり、翌年4月1日に株式会社国際協力銀行(新JBIC)が設立された。

また、世界のインフラ需要を背景に、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)」が成立し、JBICの機能が強化された。具体的には、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う「特別業務」が追加(「一般業務勘定」と区分して経理)されることでJBICの更なるリスクテイクが可能となった。また、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資拡大や、支援手法の多様化等も行われた。

さらに、日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ウクライナの復興を支援するため、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和5年法律第11号。令和5年4月7日成立)」により、JBICの機能が強化された。主な内容としては以下のとおりである。

- ① 日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化
 - ・日本企業のみならず、日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業もパッケージで支援可能とする。
 - ・海外で開発した資源等を日本に輸入する場合のみならず、日本企業が海外で引き取る場合も輸入金融による支援を可能とする。
 - ・日本企業のサプライチェーン強靱化に係る海外事業資金を国内経由で融資可能とする。
- ② スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し
 - ・海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等を可能とする。
 - ・特別業務勘定の対象分野を拡大し、資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を対象に追加する。
- ③ 国際協調によるウクライナ復興支援への参画
 - ・国際金融機関によるウクライナ向け融資をJBICが保証できるよう、保証の対象に国際金融機関を追加する。

2. 目 的

JBICは、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」(株式会社国際協力銀行法第1条)を目的としている。

3. 組織・機構(令和6年3月末現在)

- (1) 資本金等
 - 資本金 2兆2,118億円
- (2) 本支店、海外駐在員事務所
 - 本店1, 支店1, 海外駐在員事務所18
- (3) 役員及び職員
 - 役員は、取締役9名及び監査役3名(このうち、社外取締役2名及び非常勤監査役2名。)、職員は令和6年度の予算定員において720名である。
- (4) 出融資残高等
 - 出融資残高 1兆8,287億円
 - 保証残高 1兆5,264億円

4. 業 務

- (1) 業務内容(株式会社国際協力銀行法第11条等)
 - A 輸出金融
 - 我が国で生産された設備・技術(航空機、船舶及び車両を含む。)の輸出等のために必要な資金の貸付け、債権の譲受け、保証を行うこと(以下「貸し付けること等」という。)等。
 - B 輸入金融
 - 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資・技術(設備を含む。)の輸入等に必要な資金を貸し付けること等。(具体例：資源、航空機の輸入)
 - C 投資金融
 - 我が国の法人等又は我が国の法人等が出資する外国法人等が海外において行う事業に充てられる資金を貸し付けること等。
 - D 事業開発等金融
 - 外国政府や外国金融機関等に対して、海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入等に必要な長期資金又は当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付けること等。

E ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた外国に対し、国際通貨基金（IMF）等が当該外国の経済の発展を支援するための資金の供与を行うまでの間、当該国の輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

F 出資

海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

G 調査

当業務に関連して必要な調査を行うこと。

（２）業務に関する原則

業務に関する原則については、目的規定において、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨（株式会社国際協力銀行法第１条）」としている。また、融資に対する償還（出資の場合、配当支払を可能とする利益の発

生）の確実性の原則（株式会社国際協力銀行法第13条第１項）、収支相償の原則（同条第２項）を規定している。

（３）最近の業務概況

令和５年度の出融資及び保証承諾額は、出融資承諾額１兆8,075億円、保証承諾額2,303億円、総額２兆379億円となった。また、出融資実績（実行額）は輸出金融580億円、輸入金融1,341億円、投資金融１兆166億円、事業開発等金融487億円及び出資167億円、総額１兆2,742億円となった。

（４）資金調達の実況

令和５年度の出融資所要金１兆2,742億円の資金調達は、財政投融资特別会計投資勘定出資金1,030億円、借入金５兆6,326億円のほか、社債の発行による7,635億円から借入金償還等５兆2,249億円を控除したものである。

4. 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

1. 目的及び沿革

国際協力機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）（以下「JICA法」という。）の定めるところにより、平成15年10月1日に設立された。平成18年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及びこれに基づく「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の定めるところにより、平成20年10月1日付で新たに旧国際協力銀行の円借款など海外経済協力業務及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く）を継承した。

国際協力機構は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とするものである。

2. 組織

国際協力機構の役員は理事長、副理事長、理事8名以内、監事3名（法律定員）。職員は1,960名である（令和6年度予算定員）。

本部は、26部2室2局1研究所からなる。その他、国内拠点は14ヶ所、在外事務所はアジア（21）、大洋州（3）、北米・中南米（14）、中東（8）、アフリカ（20）、欧州（4）の70ヶ所、支所はアジア（2）、大洋州（6）、中南米（10）、中東（1）、アフリカ（8）の27ヶ所である。（令和6年8月現在）

3. 規模

令和5年度末現在の資本金は8兆3,441億円となっている。また、借入金は5兆2,778億円、債券発行残高は1兆5,141億

円である。

なお、令和5年度末の出融資残高は16兆8,770億円である。

4. 業務内容

I. 有償資金協力業務

1. 円借款（JICA法第13条第1項第2号イ）

開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験の実施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

2. 海外投融資（同上第2号ロ）

我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

3. 調査及び研究（同上第8号）

有償資金協力業務を含む各業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

4. 附帯業務（同上第9号）

有償資金協力業務を含む各業務に附帯する業務を行うこと。

II. 業務に関する原則（JICA法第14条）

有償資金協力業務は、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。また、開発事業等に係る事業計画又は経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り業務を行うことができる。

5. 区分経理（JICA法第17条）

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、予算規模や資本金、資産規模が極めて大きい中で、資産においては複

数年度にわたる貸付け等を実施し、負債においては財政投融资や財投機関債等、円滑な資金調達の確保が重要であり、従って財務の健全性の確認が必要となるという点で、技術協力、無償資金協力と性質が異なる。このため、有償資金協力業務以外の業務と有償資金協力業務とに経理を区分し、各々、一般勘定、有償資金協力勘定を設けて整理しなければならない、と法定されている。

6. 最近の業務概況

令和5年度の独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

の出融資承諾額は、円借款2兆1,258億円、海外投融资3,385億円、総額2兆4,643億円となった。また、投融资実績（実行額）は、円借款1兆9,741億円、海外投融资1,987億円、総額2兆1,728億円となっている。

7. 資金調達の現況

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の出融資業務に充てられる財源は、令和5年度実績で、政府からの出資金478億円、財政投融资1兆6,157億円、自己資金等5,093億円となっている。

Ⅱ．株式会社日本政策投資銀行

1．設立の経緯

株式会社日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が統合して発足した日本政策投資銀行が平成20年に株式会社化されて設立されたものである。

終戦後の経済復興が進められる中、復興金融公庫による新規融資の停止に加えて、米国による対日援助が打ち切られたこと、株式・社債市場が未成熟であったこと、民間金融機関からのオーバーローン（貸出超過）も限界に近づきつつあったこともあり、民間企業に設備投資の資金不足が生じ、長期・低利の産業資金を供給する政策金融機関が必要であるとの声が官民から上がった。

そこで、「長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的規定に置く日本開発銀行法（昭和26年法律第108号）に基づき、全額政府出資の特殊法人として設立されたのが日本開発銀行（開銀）である。開銀は、当初、電力・海運・石炭・鉄鋼といった産業基盤への量的な金融補完を任務としていたが、民間金融の回復に伴い、次第により広い分野への質的な金融補完を実施するようになった。すなわち、国民経済的には極めて有益であるにもかかわらず、投資回収に長期間を要する等の理由で民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難なプロジェクトに対し、長期資金の供給を行うこと等により、産業の開発、経済社会の発展を支援し、我が国の経済社会政策に金融上の寄与を行った。

一方、北海道関係者は、他地域に比べて産業立地条件の不利な北海道における産業の振興を進めるため、かつて債券発行を行う長期金融機関であった北海道拓殖銀行の代わりとしての役割を果たすような政策金融機関の設立を求めていた。これを受けて、昭和31年5月に公布・施行された北海道開発公庫法（昭和31年法律第97号）に基づく、全額政府出資の特殊法人として北海道開発公庫が設立された。翌32年には、業務区域を東北地方に拡大し、名称を北海道東北開発公庫（北東公庫）と改める等の内容の北海道開発公庫法の一部改正（昭和32年法律第82号）が行われた。その後、北海道においては紙パルプ工業のような資源利用型の産業を中心に、東北地方においては金属鉱業・精錬業のような重化学産業を中心

に、北東公庫が利用される時期が長く続いた。

しかし、高度成長期が過ぎ、国内の金融資本市場が発達してくるにつれて、昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、累次の行政改革において、政策金融機関の整理合理化の議論が続けられた。

行財政改革を内閣の最重要課題として取り組んだ橋本龍太郎内閣では、自民党行政改革推進本部において特殊法人改革が推進された。平成9年には、「特殊法人等の整理合理化について」（同年9月閣議決定）において、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする」と決定され、開銀と北東公庫を統合するとともに、開銀の産業金融については縮小することが求められた。閣議決定を受けて、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号、旧政投銀法）が公布・施行され、開銀及び北東公庫は、その40年以上の歴史を閉じ、日本政策投資銀行（旧政投銀）として再発足することになった。

しかしその後も、政策金融機関は民間金融機関と競合しその収益機会を奪っている、あるいは民間の金融機能の発達を阻害している等の批判は絶えなかった。小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、旧政投銀の業務についても民間金融機関による代替可能性の観点から検証が行われた。平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」では、旧政投銀の業務分野について、「（前略）政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する」とこととされた。また、政策金融からの撤退後における新組織の形態については、「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する」とこととされた。

完全民営化の具体的な姿については、平成18年6月に政策金融改革推進本部・行革推進本部が決定した「政策金融改革の制度設計」において、以下のように示された。

- ① 完全民営化時点では設立根拠法を廃止し、会社法上の株式会社として、銀行法等、一般の金融関係法令の適用を受ける民間金融機関となること。
- ② 資金運用については、新金融技術を活用した業務を展開し、インフラ等への中長期の投融資を提供できるよう必要な体制を整備すること。

③ 資金調達については、債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立するほか、他の金融機関からの借入、大口預金による調達等多様な資金調達基盤を確立すること。

こうした検討を踏まえ、平成19年6月に株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号、政投銀法）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が設立された。なお、同法附則第2条において、施行後5年後から7年後を目途として政府保有株式を全部処分（完全民営化）することとされた。

また、政策金融改革においては、危機に対処するために必要な金融が迅速かつ円滑に行われる体制を確保するべく、危機時には指定金融機関を通じて必要な資金供給を行う危機対応制度が整備された。この制度において、政投銀は株式会社商工組合中央金庫とともに「みなし指定金融機関」として、内外の金融秩序の混乱や大規模災害等の際に必要な資金供給（危機対応業務）を実施することとされた。

政投銀として新たなスタートを切った平成20年10月は、いわゆるリーマンショックが発生した直後であり、その後、世界的な経済金融危機に発展していく中で、政投銀は、一時的に業績や資金繰りが悪化している中堅・大企業に対し、指定金融機関として大規模な危機対応業務を実施し、セーフティネットの役割を果たすことが期待された。このような大規模な危機対応業務を円滑に実施するには、資産の増大に見合う資本増強を行い、財務基盤を強化する必要があるため、平成21年6月、議員立法により、平成24年3月末までの時限的な措置として政府による追加出資及び交付国債の交付を可能とする政投銀法の一部改正（平成21年法律第67号、改正政投銀法）が行われるとともに、平成21年度第一次補正予算において、出資金3,500億円、交付国債1兆3,500億円が措置された。

その後、東日本大震災による被害に対処するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、財特法）により政投銀法の一部改正が行われ、政府による追加出資並びに交付国債の交付及び償還の期限が平成27年3月末まで3年間延長された。上記の改正政投銀法および財特法に基づき、政府保有株式を全部処分する時期は2度にわたって延期され、平成27年4月から概ね5年後から7年後を目途とすることとされた。また、政府は、平成26年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた政投銀の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、引き続き、その保有する政投銀の株式を処分しないものとされた。

かかる状況の中、平成26年に設置された、成長資金の供給促進に関する検討会等の議論も踏まえた上で、平成27年5月に株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号、改正法）が成立した。

改正法においては、政投銀の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間

における金融の現状等を踏まえて、危機対応および成長資金の供給に対し政投銀の投融資機能を活用するため、以下の通り、所要の措置を講ずることとされた。

① 当分の間、会社による危機対応業務の実施を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置を講ずること。

② 会社は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等を集中的に実施し（特定投資業務）、平成37年度末までに全ての出資等について処分するよう努めることとし、このために必要な政府による出資等所要の措置を講ずること。

③ 上記①②の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、各業務に対応に必要な会社の株式（それぞれ、発行済株式の1/3超、1/2以上）を保有することを義務付けること。

2. 目 的

旧政投銀は、①経済社会の活力の向上及び持続的発展、②豊かな国民生活の実現、③地域経済の自立的発展に資するために、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としていた（旧政投銀法第1条）。民間金融の補完及び奨励が、組織の目的ではなく、業務運営上の条件になっている点が、開銀法とは異なっている。

一方、現在の政投銀は、政策金融から撤退することとなったことを踏まえ、従来のような民間金融の補完及び奨励に関しては規定せず、「その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」（政投銀法第1条）を目的としている。

3. 機 構

株式会社日本政策投資銀行は、本店に29部2室1研究所のほか、北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州の10支店及び国内8事務所、現地法人4社を置いている（令和6年3月末現在）。

役員は、13名以内の取締役、5名以内の監査役からなる（令和6年6月末の現員は取締役10名、監査役5名）。代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとされている（政投銀法第15条）。

従業員数は、1,261名である（令和6年3月末現在）。

4. 政投銀法における枠組み

政投銀法においては、経営の自主性を確保する観点から、政府の関与は必要最小限に限定され、従来の予算統制（予算の国会議決）が廃止された。ただし、一般監督権限に加えて、代表取締役及び監査役の選任、定款変更、事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等について財務大臣の認可を要する等、一定の事項について国の関与が維持されている。また、資金調達面では、長期資金の投融資機能の維持に必要な資金調達基盤を確保するため、債券発行、銀行借入れに加え、財務大臣の承認及び内閣総理大臣（金融庁長官）の同意を得れば、譲渡性預金の受入れや金融債発行を開始できることとされたほか、自力調達への円滑な移行を確保する激変緩和措置として、完全民営化までの移行期間中に限り、引き続き政府保証債の発行や財政融資資金からの借入れが可能とされている。

なお、移行期間中に政府が、政投銀の長期の事業資金に係る投融資機能を活用しようとする場合には、他の事業者との間の適正な競争関係（イコールフットイング）に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置等を講ずることとされている。

このほか、会社法に基づく透明性・効率性の高い経営体制として、取締役会・監査役会を設置するとともに、企業会計基準の適用、法人税の支払い等が株式会社として当然に開始されることとなった。

5. 業務の概要

政投銀は、政策金融機関として培ってきた「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」といったDNAを保持しつつ、2030年時点における将来像「ビジョン2030」において、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たすことを目指している。

その上で、足下では、抜本的な人口構造・社会構造の変革が進み、社会課題と事業者の経営課題が不可分一体となるなか、政投銀グループとして、民間金融機関等との連携・協働のもと、リスクマネーやナレッジを活用して事業者の課題解決を通じた持続的成長へ貢献するべく、その行動計画として第5次中期経営計画を策定している。

直近、令和5年度の事業の概況については、融資業務においては、伝統的なコーポレート融資に加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資により多様化する資金ニーズに対応し、融資額は3兆4,550億円（特定投資業務を含む）となった。また、投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、事業者の様々な課題に対し、エクイティ、メザニン等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを供給しており、当事業年度における投資額は3,649億円となった（特定投資業務を含む）。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、政府の危機認定を踏まえた危機対応業務の実施に加え、飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増す中、審査の迅速化や資本金劣後ローンの金利負担の軽減、優先株の引受ファンドの設立等の施策を講じるなど、様々な事業者支援策を講じた。

このほか、平成27年の政投銀法改正において、本邦企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施するべく、国から一部出資（産投出資）を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設しているが、業務開始から約5年が経過し、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどを踏まえ、令和2年の政投銀法改正によって本業務を5年間延長することが決まった。

また、特定投資業務が延長されたことで、より中長期的な目線で支援することが可能となる中、下記の重点分野を設定し、重点的にリスクマネーを供給してきた。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応（※）：事業者のコロナ禍からの迅速かつ着実な回復・成長を支援。
- ・グリーン投資促進：再生可能エネルギー事業をはじめとする、資源や環境の持続可能性を考慮した事業等を支援。
- ・スタートアップ・イノベーション：スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションに資する事業等を支援。
- ・サプライチェーン強靱化・インフラ高度化：重点物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援。

なお、特定投資業務においては、令和6年3月末日時点で、215件約11,820億円の出融資を決定済みである。（うち出融資実行額は約11,246億円。呼び水効果は約69,701億円。）

（※）新型コロナウイルス感染症への対応は、同感染症が5類感染症に移行する中、投資決定件数が落ち着きを見せていたため、現在は重点分野ではなくなっている。

Ⅲ．株式会社商工組合中央金庫

1．設立の経緯

わが国において中小企業問題が登場してきたのは、すでに明治末期頃からのことであるが、特にそれが経済ないし社会問題の一角として重要視されるに至ったのは、第一次大戦以後の激しい経済変動の時期を通じてであった。

これに対し政府のとした中小企業施策の中心はその組織化政策であり、明治末期の同業組合及び産業組合制度、大正14年の重要輸出品工業組合及び輸出組合制度、更に金融恐慌の後、初めて組合組織による金融業務を認められた工業組合（昭和6年）、輸出組合（昭和6年）、商業組合（昭和7年）と順次体系的に整備されていった。他方、この中小企業問題を金融面から打開するための特殊金融機関を設置しようとする案は、萌芽的には、既に明治41,42年頃の「庶民銀行」案等に見られ、昭和2年の金融恐慌を経て、昭和5年の臨時産業審議会の工業組合中央金庫案等が世の注目を浴びようになり、前述の組合制度を基盤とする新たな中小企業専門金融機関案が具体的に検討されるようになった。

昭和7年から10年にかけては、中小企業組織制度の充実もあって、中央金庫設立の動きが官民とも一段と活発になった。商工省の商工中央金庫案が発表されると、工業、商業、輸出の3組合を通ずる期成同盟が結成され、全国大会が開催される等運動は益々盛んになっていった。

かくて、昭和10年12月、商工、大蔵両省によって商工組合中央金庫法案要綱が決定され、翌11年の第69回帝国議会で法案が提出され（5月6日）、5月19日政府原案どおり可決されたのである。

この商工組合中央金庫法（以下「旧金庫法」という。）は昭和11年法律第14号として5月27日に公布され、6月20日から施行された。これに基づき10月8日主務大臣の設立認可、11月30日設立総会、12月8日設立登記完了の運びとなり、12月10日から業務を開始した。

なお、商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）には、設立当時の特殊法人法の規定例に倣い、旧金庫法上、50年の存立期間が定められていたことから、昭和61年にその満了を迎えることとなっていた。しかし、金庫は、社債の発行による長期資金の調達に困難な中小企業者に代わって金融債を発行し、それによって調達した長期資金を中小企業者に還元す

るという機能を果たすなど、中小企業金融分野において重要な地位を占めるに至っており、また、今後とも中小企業の組織化推進を図る上で金庫に期待された役割は大きいことから、金庫を恒久機関とする等のための改正法案が第102回通常国会に提出され、昭和60年4月24日可決成立した。この「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（昭和60年法律第36号）は、5月17日に公布、1カ月後の6月17日から施行された。旧金庫法改正により、金庫は恒久化されたほか、金融の自由化の進展等に対応するための金融機能の整備が図られた。

恒久化以降も、金庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として政府ほか諸所で議論された。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）の成立、「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月）の決定を経て、金庫は、平成20年10月に特殊会社に移行し、その後おおむね5年から7年後を目途に、中小企業団体とその構成員に対する金融機能を維持したうえで完全民営化することとなった。

こうした政府方針を法制化すべく、旧金庫法の後継として、「株式会社商工組合中央金庫法」（以下「金庫法」という。）の策定作業が進められた。法案は平成19年2月に国会に提出（2月13日）され、5月25日の参議院本会議で政府原案どおり可決、成立し、平成19年法律第74号として6月1日に公布された。金庫法の下、金庫は平成20年10月1日に特殊会社（金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫）化した。その後の世界的な金融危機、景気後退の中、特殊会社化後に開始した「危機対応業務」の事業枠の増大に伴い、平成21年6月に金庫法が一部改正され、危機対応準備金として1,500億円の追加政府出資がなされるとともに、完全民営化時期も3年半延期された。また、平成24年3月末を目途として、政府は金庫に対する国の関与の在り方等を検討し、必要な措置を講ずるものとされた。

平成23年3月に発生した東日本大震災に対処するため、同年5月に金庫法が再び一部改正され、完全民営化時期が更に3年間延期されるとともに、在り方等の検討の目途も平成27

年3月末に延期された。

その後、政府や与党による在り方等の検討を踏まえた上で、危機時の安定的な資金供給に万全を期し、商工中金が危機対応業務を的確に実施するため、平成27年5月に、商工組合中央金庫法が改正され、以下の措置を講ずることとされた。

I. 政府保有株式の早期処分

- i. 政府は、市場の動向等を勘案しつつ、適切なタイミングで商工中金の株式を処分できるよう、具体的な期限内に代えてできる限り早期に処分する。
- ii. 危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、危機対応業務の的確な実施のために必要な株式を保有する。

II. 危機対応を的確に実施するための措置

- i. 商工中金が危機対応業務を実施することを「責務」として規定するとともに、その実効性を確保するため危機対応準備金への出資期限の延長、商工中金への事業計画・業務報告書等の提出の義務付け等を措置する。
- ii. 政府が、適当な時期に、危機対応業務に関する検討を行い、所要の措置を講じることを規定する。

その後、令和4年12月に立ち上げられた「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会（2022年度在り方検討会）」では、中小企業専門の金融機関として商工中金に期待する役割や、中小企業のための商工中金改革という観点から、今後の商工中金の在り方について議論が行われた。令和5年2月に報告書が取りまとめられ、これを受けて、同年6月に、商工組合中央金庫法が改正され、主に以下の措置を講ずることとされた。

I. コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し

- i. 組合金融の円滑化という目的の範囲内で、業務範囲の制約等を見直す。
- ii. 銀行と同水準の規制も導入する（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融 ADR）等）。

II. 危機対応を的確に実施するための措置

- i. 政府保有株式全部売却後も、危機対応業務を実施する責務を課す。

III. 政府保有株式の売却等

- i. 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除する。
- ii. 政府株式売却に伴う措置として、新株発行時・代表取締役選定時の大臣認可を廃止する。

2. 目 的

金庫の目的は、旧金庫法制定当初の条文でみると、「商業組合、商業組合連合会、工業組合、工業組合連合会、輸出組合及輸出組合連合会ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ル為必要ナル業務ヲ営ムコト」（旧金庫法第1条第1項）となっており、金庫の基本的目的は旧金庫時代に一貫して維持されてきた。

金庫法においても、「中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと」（金庫法第1条）としており、中小企業団体に対する金融の円滑化を図る目的は変わっていないが、実態として中小企業団体の構成員への直接貸付（構成員貸）が多くを占めるに至っているため、（中小企業団体の）構成員に対する金融の円滑化も明確化している。

3. 機 構

(1) 金庫の機関

金庫では、特殊会社化を契機に、金庫法および会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、中小企業等の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される経営諮問委員会等を設置し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」という旧金庫の基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めている。

イ 株主総会

株主総会は、株主である政府、中小企業団体、その構成員等で構成されている。金庫の最高意思決定機関である。

ロ 取締役会

取締役会は、取締役13名、そのうち社外取締役7名（令和6年6月末現在）で構成されている。業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っている。

ハ 監査等委員会・監査等委員

監査等委員会は、監査等委員5名、そのうち社外監査等委員3名（非常勤監査等委員を含む。令和6年6月末現在）で構成されている。監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する監査等委員以外の取締役等の選任等に関する議案についての意見の決定及び監査報告等を行っている。

ニ 経営諮問委員会

経営諮問委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員17名（令和6年6月末現在）からなる取引先中小企業の代表者で構成されている。中小企業団体と中小企業の意向が経営に反映されるよう、業務運営に関して、取締役会に対して意見や助言を行っている。

ホ 指名委員会

指名委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員3名（令和6年6月末現在）の取締役及び執行役員（うち過半数が独立社外取締役）で構成され、役員人事について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

へ 報酬委員会

報酬委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員3名（令和6年6月末現在）の取締役及び執行役員（うち過半数が独立社外取締役）で構成され、役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

(2) 役職員

令和6年6月末現在の役員は、代表取締役社長1名、取締役12名である。

また、令和6年3月末現在の職員数は3,454名である。

(3) 本・支店等

発足当初は、東京、札幌、福島、名古屋、富山、大阪、神戸、福岡の8営業店を設けたが、逐次営業店網を拡大し、昭和27年8月には沖縄県を除く全都道府県に営業店の設置を完了した。その後、昭和47年5月に那覇事務所（同48年5月支店昇格）を、さらに昭和61年11月に初の海外支店としてニューヨーク支店を開設した。令和6年3月末現在、本店1（東京都）、支店92、出張所・営業所10、駐在員事務所4（香港・上海・バンコク・ハノイ）、合計107店舗となっている。

(4) 出資関係

令和6年3月末現在の株式数構成は、政府が約47%、中小企業団体が約32%、中小企業団体の構成員が約21%と続いている。

イ 株主資格者（出資資格者）

金庫の株主となる資格（出資する資格）を有する者は、現在、政府及び下記（イ）～（ヌ）の団体（以下「株主資格団体」といい、また出資した団体を「所属団体」という。）及びその構成員、また下記（ル）に該当する者である。

（イ）中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）

（ロ）協業組合

（ハ）商工組合、同連合会

（ニ）商店街振興組合、同連合会

（ホ）生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が5,000万円（卸売業については1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業については100人）以下の従業員を使用する者に限る。）

（ヘ）酒造組合、同連合会、同中央会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその

資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者に限る。）

（ト）酒販組合、同連合会、同中央会（ホ）に同じ。）

（チ）内航海運組合、同連合会（ヘ）に同じ。）

（リ）輸出組合、輸入組合（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時100人（小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する者に限る。）

（ヌ）市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人たる事業者又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する事業者に限る。）

（ル）都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員、商工会議所又は日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会

ロ 資本金、特別準備金・危機対応準備金

金庫は、中小企業の金融円滑化の目的を安定的に果たしていくため、政令で定める額以上の資本金額の確保が求められている。また、減資に当たっては主務大臣認可、増資に当たっては主務大臣への届出が必要となっている。令和6年3月末現在の資本金額は2,186億円（うち政府保有株式分1,016億円）である。

また、令和6年3月末現在の特別準備金額は4,008億円、危機対応準備金額は1,295億円となっている。

特別準備金とは、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、特殊会社化時に設けられた制度である。この結果、特殊会社化前の政府出資金（4,000億円）から3,038億円と利益剰余金から970億円が、完全民営化に向けた政府保有株式処分の対象とならない特別準備金として金庫に存置されることとなった。危機対応準備金とは、増大する危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤の確保に資するものとして、平成21年の金庫法改正時に設けられた制度であり、同年度補正予算で措置された1,500億円の政府出資が原資となっている。

なお、両準備金とも自己資本比率の計算上、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier 1資本とされている。

(5) 政府の監督・助成

主務大臣は、当金庫の業務を監督している。主務大臣とは、経済産業大臣、財務大臣、内閣総理大臣（ただし預金者等の保護と信用秩序の維持に関する事項に限る。権限は金融庁長官に委任。）である。商工中金に対する監督は、金庫法の具体的な規定により担保されているが、これらの規定で担保されていない事態が発生されたとしても法目的が達成できるよう、主務大臣の一般的な監督権限が規定されていることが特徴である。

なお、金庫の機関等を図示すれば別図のとおりである。

4. 業務（資金調達を含む）

業務内容は一般金融機関と類似しているが、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の法目的を達成できるよう、金庫法上、融資対象は株主である中小企業団体とその構成員に限定されている。なお、債券発行、預金取引、為替取引及び両替業務等については、対象に制限はない。

主要な業務を列挙すれば次のとおりである。

(1) 融資業務

取引対象	・株主である中小企業団体とその構成員（融資対象団体等） （員外貸付） ・主として中小規模の事業者の健全な発達を図るために必要な事業を行う施設法人 ・主として中小規模の事業者を構成員とする共同出資会社 ・融資対象団体等の子会社 など
融資形態	○組合貸 ・共同事業資金～共同生産、共同加工、共同販売など、共同事業に必要な資金を融資するもの ・転貸資金～構成員の事業に必要な資金を組合を通じて融資するもの ○構成員貸～構成員に直接融資するもの
資金使途	設備資金や長期運転資金をはじめ、手形貸付・当座貸越・手形割引などの短期資金まで事業に必要とする資金
融資期間	原則として 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
返済方法	分割返済または期限一時返済
融資利率	固定金利・変動金利
担保保証人	必要に応じて徴収

（注）災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、商工中金は、法定の指定金融機関として、これらの影響を受けた中小企業・中堅企業等に対し危機対応業務も実施している。

(2) 預金業務

取引対象	制限なし
取扱預金	当座預金、普通預金、定期預金、譲渡性預金等

(3) 債券業務（募集債）

取引対象	制限なし（主として金融機関・機関投資家）
取扱商品	○利付商工債券 確定利回り、期間1・2・3・5・7・10年、 利払半年賦、購入単位は期間5年が1,000万円、 期間1・2・3・7・10年が1億円

(4) 資金証券業務

商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に取り組む。主として、公共債を中心とした債券投資により、支払準備資金などを健全かつ効率的に運用。

(5) 国際業務

中小企業の海外展開をサポート。

輸出入業務	輸出手形の買取・取立、輸入信用状（L/C）の開設、輸入ユーザンス、海外送金などの輸出入業務に関する各種サービス
海外進出相談と海外進出資金の融資	中小企業の海外進出に際し、現地の投資環境などの情報提供、進出資金の融資、海外現地銀行から融資を受ける際の保証など

(6) その他総合金融サービス

経営ニーズへの対応	M&A・業務提携	企業の紹介・企業価値の算出から諸条件の調整・最終履行までのサポート
	ビジネスパートナー紹介	全国ネットワークを使い、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーの紹介
	株式公開支援	資本政策の提案、内部体制整備の相談、証券会社・監査法人の紹介など
	不動産有効活用	フランチャイザーや不動産デベロッパーの紹介など遊休地の活用のサポート
	事業承継対策	株価評価など自社株対策のサポート
	その他	市場金利や為替の変動に伴う借入調達コストや仕入れコストの増加などに対するリスクへのヘッジニーズに対応するためのデリバティブ業務、子会社の（株）商工中金経済研究所による専門的な経営相談業務や経営コンサルティング業務など

第1表 所属団体数の推移

年度末	昭和50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元
団体数	23,597	24,335	25,111	25,790	26,253	26,445	26,590	26,765	26,812	27,475	27,535	27,589	27,653	27,521	27,588
年度末	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
団体数	27,630	27,676	27,715	27,746	27,774	27,801	27,824	27,871	27,782	27,675	27,757	27,718	27,663	27,563	27,451
年度末	17	18	19	20/9	21/3	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
団体数	27,178	26,484	25,822	24,775	24,539	23,960	23,464	23,012	22,556	22,163	21,853	21,531	21,132	20,845	20,564
年度末	令和元	2	3	4	5										
団体数	20,115	19,151	18,848	18,557	18,306										

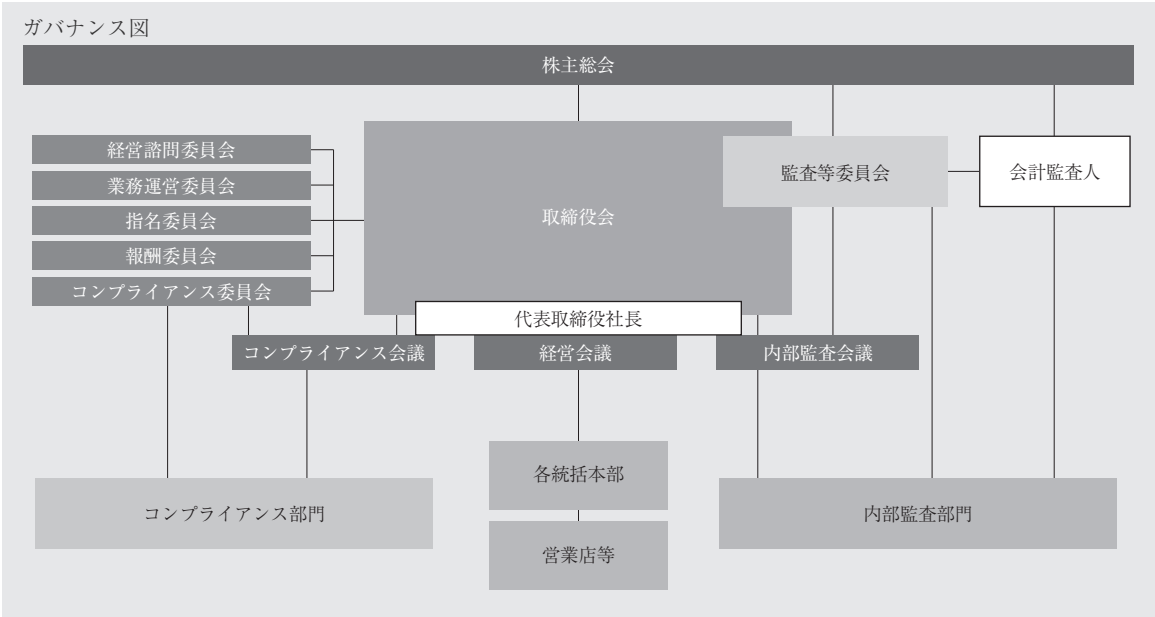
第2表 資本金の推移

(単位 百万円)

年度末	政府出資	団体出資	計	年度末	政府出資	団体出資	計
昭和42	17,402	11,298	28,700	8	302,567	87,897	390,465
43	18,402	12,798	31,200	9	306,267	90,897	397,165
44	18,402	14,298	32,700	10	339,267	93,897	433,165
45	18,402	15,798	34,200	11	377,967	96,897	474,865
46	23,402	17,298	40,700	12	394,067	99,897	493,965
47	29,402	18,798	48,200	13	403,167	102,897	506,065
48	31,402	20,298	51,700	14	405,367	105,897	511,265
49	36,402	21,798	58,200	15	405,367	108,897	514,265
50	40,402	23,298	63,700	16	405,367	111,897	517,265
51	45,402	26,298	71,700	17	405,367	114,397	519,765
52	53,402	29,298	82,700	18	405,367	117,397	522,765
53	65,902	32,298	98,200	19	405,367	117,397	522,765
54	74,402	35,298	109,700	20/9	405,367	117,053	522,420
55	83,902	38,298	122,200	21/3	101,600	117,053	218,653
56	94,902	41,798	136,700	21	101,600	117,053	218,653
57	106,902	45,798	152,700	22	101,600	117,053	218,653
58	116,902	50,098	167,000	23	101,600	117,053	218,653
59	126,902	54,398	181,300	24	101,600	117,053	218,653
60	136,902	58,698	195,600	25	101,600	117,053	218,653
61	145,902	60,998	206,900	26	101,600	117,053	218,653
62	154,402	63,097	217,500	27	101,600	117,053	218,653
63	168,402	65,397	233,800	28	101,600	117,053	218,653
平成元	183,102	68,397	251,500	29	101,600	117,053	218,653
2	196,102	71,397	267,500	30	101,600	117,053	218,653
3	208,902	74,397	283,300	令和元	101,600	117,053	218,653
4	219,602	77,397	297,000	2	101,600	117,053	218,653
5	238,302	80,397	318,700	3	101,600	117,053	218,653
6	251,602	82,897	334,500	4	101,600	117,053	218,653
7	298,567	85,397	383,965	5	101,600	117,053	218,653

(注) 1. 昭和34年度末から優先出資なし。
2. 20年10月1日に政府出資のうち3,038億円は特別準備金化。
3. 21年3月期から団体出資には、構成員出資を含む。

(別図) 金庫機関等図（令和6年6月末現在）



I. 総
(1) 政府関係金融

機 関 名 区 分	法 行 施 日	設 立 年 月 日	営 業 開始日	主 務 大 臣	定	
					役	
政 府 関 係 機 関						
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	昭47.5.13	昭47.5.15	昭47.5.15	内 閣, 財 務	理事長 1	副理事長 1
株式会社日本政策金融公庫	平19.5.25	平20.10.1	平20.10.1	内閣, 財務, 厚生労働, 農林水産, 経済産業, 国土交通	総裁 1	副総裁 1
株式会社国際協力銀行	平23.5.2	平24.4.1	平24.4.2	財 務	総裁 1	副総裁 1
独立行政法人国際協力機構 有 償 資 金 協 力 部 門	平20.10.1	平20.10.1	平20.10.1	外 務, 財 務	理事長 1	副理事長 1
株式会社日本政策投資銀行	平19.6.13	平20.10.1	平20.10.1	財 務	社長 1	副社長 2
株式会社商工組合中央金庫	平20.10.1	平20.10.1	平20.10.1	経 済 産 業, 財 務, 内 閣	社長 1	副社長 1

(注) 1. 沖縄振興開発金融公庫に関しては、役員は法律定員、職員は6年度予算定員による。日本政策金融公庫、国際協力銀行、国際協力機構有償資金協力部門に関しては、6年度予算定員による。
2. 日本政策投資銀行、商工中金については、6.3.31現員による。
3. 取締役の数からは、総裁、副総裁、社長、副社長を除く。
4. () 書は非常勤役員を示し外書である。
5. 資本金、貸出金は6.3.31現在のものである（貸借対照表より引用）。
6. ◎は東京本部1。
7. 海外駐在員事務所等には海外現地法人を含む（6.3.31現在）。

(2) 政府関係金融機関等の目的一覧表

機 関 名	目 的 の 内 容
政 府 関 係 機 関	
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること。
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与すること。
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること。
独立行政法人国際協力 機構有償資金協力部門	開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること。
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと。

括
機 関 等 一 覧 表

員				店 舗					資 本 金	貸 出 金
員	計	職 員		本 店	支 店	出 張 所	事 務 所	海外駐 在員事 務所等		
									(億円)	(億円)
理事 3	監事 (1)	(1) 5	222	◎1	4	—	—	—	1,561	10,176
取締役 (2) 14	監査役 (3) 2	(5) 18	7,423	1	152	—	—	3	117,685	256,612
取締役 (3) 4	監査役 (2) 1	(5) 7	720	1	1	—	—	18	22,118	164,235
理事 8	監事 3	13	1,960	1	14	—	—	97	83,441	166,796
取締役 (2) 5	監査役 (2) 3	(4) 11	1,261	1	10	—	8	4	10,004	149,223
取締役 (5) 2	監査役 (2) 2	(7) 6	3,454	1	92	10	—	4	2,186	96,274

(3) 令和6年度財政投融资計画対象法人のうち融資業務のある法人の内訳

種 類	法 人 名
政府関係機関	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 株式会社国際協力銀行 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
独立行政法人等	日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
特殊会社等	株式会社脱炭素化支援機構 株式会社日本政策投資銀行 株式会社産業革新投資機構 一般財団法人民間都市開発推進機構 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社海外需要開拓支援機構 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

Ⅱ 政 府 関

1. 沖 縄 振 興 開

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	貸 付 金	801,333	815,558	843,341	852,949	858,365	1,026,219	1,038,554	1,062,539	1,017,596
	出 資 金	6,504	6,874	7,034	6,949	7,473	7,609	7,579	7,241	7,365
	現 金 預 け 金	18,452	36,854	26,088	27,481	21,895	18,997	38,406	21,227	12,937
	有 価 証 券	4,349	4,349	5,749	5,749	5,747	5,732	4,205	4,163	2,146
	代 理 店 勘 定	249	109	86	87	53	30	12	38	15
	未 収 収 益	989	854	749	687	622	558	525	511	539
	未 収 貸 付 金 利 息	988	853	748	686	621	557	524	510	538
	未 収 受 託 手 数 料	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	未 収 有 価 証 券 利 息	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	雑 勘 定	13	16	18	6	13	9	8	9	11
	固 定 資 産	6,371	6,227	6,420	6,682	6,547	6,472	6,650	6,605	6,506
	保 証 債 務 見 返	1	1	0	0	—	—	—	—	—
	貸 倒 引 当 金	△9,996	△9,698	△9,062	△7,313	△7,781	△10,766	△14,825	△20,186	△23,808
	資 産 合 計	828,265	861,145	880,424	893,277	892,933	1,054,859	1,081,114	1,082,147	1,023,307
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 入 金	527,979	533,128	537,382	561,673	574,768	762,221	752,899	735,243	693,136
	債 券	164,482	166,767	166,961	177,173	167,330	157,534	157,600	157,681	127,820
	債 券 発 行 差 額	△6	△3	△2	△1	△1	△1	△1	△0	—
	寄 託 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貸 付 受 入 金	52,198	77,687	92,670	71,021	62,816	21,995	10,015	28,515	41,725
	未 払 費 用	1,715	1,405	1,218	1,015	891	893	833	851	912
	未 払 借 入 金 利 息	1,125	941	805	691	610	647	614	642	703
	未 払 債 券 利 息	551	428	378	288	240	204	173	165	165
	未 払 寄 託 金 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未 払 業 務 委 託 費	20	17	15	14	19	19	23	21	19
	未 払 社 会 保 険 料	19	19	20	22	22	24	23	23	24
	雑 勘 定	456	174	86	132	104	95	71	70	65
	賞 与 引 当 金	150	147	154	165	168	171	163	167	175
	退 職 給 付 引 当 金	2,354	2,324	2,259	2,381	2,465	2,386	2,468	2,588	2,229
	保 証 債 務	1	1	0	0	—	—	—	—	—
	(負 債 合 計)	749,328	781,630	800,728	813,558	808,541	945,295	924,048	925,114	866,062
	資 本 金	77,293	77,672	77,837	78,324	83,068	111,028	155,849	155,849	156,149
	一 般 会 計 出 資 金	45,318	45,318	45,318	45,618	49,218	77,178	121,678	121,678	121,878
	承 継 出 資 金	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556
	産 業 投 資 出 資 金	10,419	10,798	10,963	11,150	12,294	12,294	12,615	12,615	12,715
	積 立 金	1,758	1,644	1,470	1,410	1,395	1,324	1,289	1,217	1,184
	繰 越 損 失 金	—	—	—	—	—	—	△2,753	—	—
	当期未処分利益又は当期未処理損失 (△)	△114	199	389	△16	△71	△2,787	2,680	△33	△87
	(純 資 産 合 計)	78,937	79,515	79,696	79,719	84,392	109,565	157,066	157,032	157,245
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	828,265	861,145	880,424	893,277	892,933	1,054,859	1,081,114	1,082,147	1,023,307

係 機 関 発 金 融 公 庫

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
損 失	借 入 金 利 息	5,101	4,317	3,707	3,257	2,896	2,760	2,505	2,298	3,055
	債 券 利 息	2,433	2,252	1,718	1,430	1,074	810	652	580	554
	寄 託 金 利 息	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	業 務 委 託 費	86	79	69	58	84	79	102	96	91
	事 務 費	4,155	4,265	4,356	4,518	4,492	4,500	4,598	4,742	4,605
	債 券 発 行 諸 費	47	94	78	103	47	47	51	47	49
	償 却 費	2,184	1,957	1,877	3,576	1,257	1,290	1,030	1,785	1,555
	貸 付 金 償 却	2,003	1,828	1,745	3,433	1,108	1,141	889	1,644	1,417
	固定資産減価償却費	181	129	132	143	149	150	141	141	137
	貸 倒 引 当 金 繰 入	9,996	9,698	9,062	7,313	7,781	10,766	14,825	20,186	23,808
	雑 損	134	312	52	13	296	62	39	16	93
	特 別 損 失	—	29	—	18	—	—	—	—	—
	固 定 資 産 売 却 損	—	18	—	18	—	—	—	—	—
	固 定 資 産 除 却 損	—	11	—	—	—	—	—	—	—
	退職給付変更時差異償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利 益	当 期 利 益 金	0	199	389	—	—	—	2,680	—	—
	合 計	24,137	23,203	21,307	20,285	17,926	20,316	26,482	29,749	33,808
	貸 付 金 利 息	14,879	13,038	11,380	10,532	9,504	8,950	8,270	7,814	8,726
	受 取 配 当 金	15	24	23	26	39	33	21	22	19
	住宅資金貸付手数料等収入	16	16	12	11	9	3	3	2	0
	受 託 手 数 料	7	7	6	5	5	5	5	5	4
	一 般 会 計 より 受 入	52	1	1	523	490	691	7,352	6,916	4,547
	エネルギー対策特別会計 より受入	9	8	7	7	6	6	5	4	4
	有 価 証 券 益	1	12	12	13	13	13	24	27	21
	雑 収 入	52	101	168	47	476	46	36	101	214
	貸 倒 引 当 金 戻 入	8,992	9,966	9,698	9,062	7,313	7,781	10,766	14,825	20,186
	特 別 利 益	—	—	—	43	—	—	—	—	—
	固 定 資 産 売 却 益	—	—	—	43	—	—	—	—	—
	当 期 損 失 金	114	—	—	16	71	2,787	—	33	87
	合 計	24,137	23,203	21,307	20,285	17,926	20,316	26,482	29,749	33,808

(3) 貸 付 実 績 推 移

(単位 百万円)

資 金 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
1. 貸 付	133,901	152,739	151,216	111,257	109,252	300,815	126,259	137,575	86,166
産業開発資金貸付	52,255	65,349	63,628	40,564	40,283	18,344	37,574	60,985	39,990
中小企業等資金貸付	64,426	71,505	76,727	54,983	57,331	257,182	75,292	62,363	38,434
住宅資金貸付	10,655	5,420	4,848	3,316	1,278	891	837	1,181	769
農林漁業資金貸付	4,774	3,693	3,844	3,624	4,819	6,167	5,085	2,690	2,011
医療・生活衛生資金貸付	1,790	6,772	2,169	8,769	5,539	18,231	7,471	10,355	4,962
2. 出 資	660	700	330	240	1,072	216	61	277	640
合 計	134,561	153,439	151,546	111,497	110,325	301,031	126,319	137,852	86,806
1. 資 金 交 付	133,170	125,924	136,809	132,610	116,553	337,608	137,255	118,576	72,920
産業開発資金貸付	54,849	34,196	50,053	67,647	41,948	45,530	50,965	42,772	25,339
中小企業等資金貸付	61,860	75,698	74,520	51,176	59,930	263,579	73,720	60,918	39,421
住宅資金貸付	9,714	5,375	6,270	4,527	3,586	1,438	1,026	969	865
農林漁業資金貸付	4,319	4,014	3,628	3,239	5,433	6,218	4,067	3,897	1,984
医療・生活衛生資金貸付	2,427	6,641	2,338	6,018	5,654	20,843	7,478	10,019	5,312
2. 出 資	660	700	330	240	1,072	216	61	277	240
合 計	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626	337,824	137,315	118,853	73,160

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
出 融 資 額	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626	337,824	137,315	118,853	73,160
調 達 額									
政府借入金	68,000	86,300	78,500	97,000	85,500	262,800	70,000	76,200	74,000
産 投 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 己 資 金 等	64,365	39,945	58,474	35,363	27,382	47,064	22,494	42,653	△1,140
政 府 出 資 金	100	—	—	300	3,600	27,960	44,500	—	200
財政投融资特別会計出資金 (旧産業投資特別会計出資金)	1,365	379	165	187	1,144	—	321	—	100
計	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626	337,824	137,315	118,853	73,160

(5) 主 な 貸 付 条 件 (令和6年12月末日現在)

資 金 種 類	貸付の相手方	金 利	償 還 期 限	据 置 期 間	貸付金額の限度
産 業 開 発 資 金	沖縄において産業の振興 開発に寄与する事業を営 む者	基準金利 1.60% 政策金利Ⅰ 1.45% 政策金利Ⅱ 1.25% 政策金利Ⅲ 1.05%	1年以上10年以内 (特に必要と認めるときは30年以 内)	3年以内 (特に必要と認めるとき はこれを超えることがで きる)	所要資金の7割 (沖縄離島又は海外航 路に係る就航船舶の建造又は改造、航空 機の購入、発電設備等の取得、ガス製 造設備・供給設備の取得に必要な資金 は8割)
生 業 ・ 教 育 ・ 恩 給 担 保 資 金	沖縄において事業を営み かつ、住所を有する者	基準利率 2.20% 特別利率① 2.10% 特別利率② 1.85% 特別利率③ 1.60% 経営改善利率 1.45% 基準利率 2.35% 母子家庭等 1.95% 教育離島 (教育一般資金) 1.45% ただし、その適用の限度 は350万円。これを超える部分は 2.35% 母子家庭等かつ教育離島 (教育一般資金) 1.05% ただし、その適用の限度 は350万円。これを超える部分は 1.95% 母子家庭の母又は父子家庭の父 (教育一般資金) 1.05% ただし、その適用の限度 は350万円。これを超える部分は 1.95% 所得特例 (教育一般資金、沖縄人 材育成資金) 1.95% 所得特例かつ教育離島 (教育一般 資金) 1.05% ただし、その適用の限度 は350万円。これを超える部分は 1.95%	設備 10年以内等 運転 5年以内等 教育一般資金 18年以内 沖縄人材育成資金 20年以内	設備 1年以内等 運転 6カ月以内等 在学期間以内	4,800万円等 教育一般資金 350万円 (一定の要件に該当する場 合は450万円) 沖縄人材育成資金 教育一般資金とは別に200万円
教 育 資 金	沖縄において住所を有す る者で教育を受ける者又は その者の親族				

(5) 主 な 貸 付 条 件 (統) (令和6年12月末日現在)

資 金 種 類		貸付の相手方	金 利	償 還 期 限	据 置 期 間	貸付金額の限度
恩 給 担 保 資 金	金	恩給等の支給を受ける者	恩給担保等0.9% (貸付期間4年)	4年以内	なし	250万円以内(ただし、恩給等の支給 額の3年分以内)
中 小 企 業 資 金	資 金	国際物流拠点産業集積地域、 等特定地域振興資金貸付	基準利率 1.55% 特別利率①1.20% 特別利率③0.95%	設備 20年以内 運転 7年以内	設備 5年以内 運転 3年以内	7億2,000万円
企 業 活 力 強 化 資 金	資 金	経営の近代化、合理化及 びものづくり基盤技術の 高度化を進める方	基準利率 1.55% 特別利率①1.45% 特別利率②1.20% 特別利率③0.95%	設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	7億2,000万円
経 営 環 境 変 化 対 応 資 金	資 金	一時的な売上高の減少等 業況が悪化している方、 社会的な要因による業況 悪化により資金繰りに支 障をきたしている方など	基準利率 1.55%	設備 15年以内 運転 8年以内	設備 3年以内 運転 3年以内	7億2,000万円
医 療 資 金	資 金	沖縄において医療施設等 を開設する者	1.10%	建築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則20年以内	原則 2年以内	(病院の場合) 原則 7億2,000万円又は所要資金の7 割のいずれか低い額(離島・過疎地域 は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所 要資金に80%を乗じた額を加算
新 築 資 金	資 金					
甲 種 増 改 築 資 金	資 金		1.10%	増改築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則15年以内	原則 2年以内	原則 7億2,000万円又は所要資金の7 割のいずれか低い額(離島・過疎地域 は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所 要資金に80%を乗じた額を加算
乙 種 増 改 築 資 金	資 金		1.30%	増改築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則15年以内	原則 2年以内	原則 7億2,000万円又は所要資金の6 割のいずれか低い額(離島・過疎地域 は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所 要資金に80%を乗じた額を加算

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
機械購入資金		1.70%	原則5年以内	原則6ヵ月以内	原則7億2,000万円又は購入価格の8割のいずれか低い額
長期運転資金		1.50%	原則3年以内	原則6ヵ月以内	原則15万円×病床数又は1,500万円又は所要資金の8割のいずれか低い額
生活衛生設備資金	生活衛生関係業者 生活衛生同業組合及び同連合会等	基準利率 2.20% 特別利率①2.10% 特別利率②1.85% 特別利率③1.60% 経営改善利率1.45%	(1)一般設備貸付 13年以内等 (2)振興事業設備貸付 20年以内等	(1)一般設備貸付 1年以内等 (2)振興事業設備貸付 2年以内	(1)一般設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 7,200万円 クリーニング業 1億2,000万円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 興行場営 2億円 サウナ営業 2億円 ロ 生活衛生同業組合等 1億5,000万円 ハ 生活衛生同業組合連合会 3億円 (2)振興事業設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 7億2,000万円 興行場営業 7億2,000万円 ロ 生活衛生同業組合等 2億1,600万円 会社及び個人 5,700万円 (クリーニング取次業 4,800万円) 組合等 9,000万円等 4,000万円
営業振興運転資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員等	基準利率 2.20% 特別利率①2.10%	7年以内	2年以内	
振興事業運転資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合等及び振興指針に係る指導事業を行う生活衛生同業組合連合会	基準利率 2.20%	7年以内	2年以内	

(5) 主 な 貸 付 条 件 (続) (令和6年12月末日現在)

資 金 種 類		貸付の相手方	金 利	償 還 期 限	据 置 期 間	貸付金額の限度
住 宅 住 人 資 金	個 人 住 宅 資 金	沖縄において自ら居住する ための住宅を必要とする 者又は親族の居住の用に 供するため自ら居住する 住宅以外に住宅を必要と する者で借入申込年度の 前年の「所得金額が 600万円」以下の者	1.54%	35年以内	なし	限度額又は必要額×融資率のいずれか 低い額 ・ 限度額 建 物 1,780万円 土 地 440万円 ・ 融資率 (住宅の建設費＋土地又は借地権の取 得価額) ×50%
	賃 貸 住 宅 資 金	個人又は法人(地方公共 団体、地方公社及び協 会・公社を除く。)で、 住宅を建設して賃貸する 事業を行なう者	1.64%	35年以内	なし(サービス付き高齢 者住宅向け賃貸住宅資金 については1年以内)	省エネ賃貸住宅及びサー ビス付高齢者の建設の場 合 (建設費＋土地又は借地権の取得価額) ×100% サービス付高齢者向け賃貸住宅の購入 の場合 (購入費＋土地又は借地権の取得価額) ×80% 共用部分の改良を行う者 共用部分の改良工事に要する費用× 100%
住 宅 改 良 資 金	住 宅 改 良 資 金	住宅の改良を行う者	(共用部分の改良を行う者) 宅地債券積立者又は管理計画認定 マンション 0.77% 上記以外 0.97%	20年以内	なし	限度額又は必要額のいずれか低い額 ・ 限度額 建設及び購入 土地あり 5,500万円 土地なし 4,500万円 補修 2,500万円
	災 害 復 興 住 宅 資 金	災害復興住宅の建設、購 入又は補修等を行う者	自ら居住 1.14% 上記以外 1.01%	35年以内	建設・購入 3年以内 (償還期間に含まない) 補修 1年以内 (償還期間に含まない)	限度額又は必要額のいずれか低い額 ・ 限度額 建設及び購入 土地あり 5,500万円 土地なし 4,500万円 補修 2,500万円
財 形 住 宅 資 金		自ら居住するための住宅 を必要とする者で、財形 貯蓄を1年以上行い、そ の残高が50万円以上あ り、事業主等から負担軽 減措置を受けられる者	1.51%	新築住宅 35年以内 中古住宅 25年以内(優良中古住 宅、優良中古マンション35年以 内) 改良 20年以内	なし	財形貯蓄残高の10倍に相当する額。た だし、4,000万円を限度とする。

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
農林漁業資金 沖縄農林漁業経営改善資金	農林漁業を営む者等	1.40%	25年以内	10年以内	所要資金の8割（一部業種の規模拡大に関しては9割）の範囲内で個人、法人別等限度あり 当該年度の所要資金（公有牧野の場合には特例あり）
農業基盤整備資金	土地改良区等	災害1.05% 補助 県営0.75% その他1.15% 非補助1.40%	25年以内	10年以内	
農業経営基盤強化資金	認定農業者	0.85%	25年以内	10年以内	個人3億円（特認6億円（ただし、公庫農林漁業資金以外の負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額）） 法人10億円（特認20億円又は30億円（ただし、公庫農林漁業資金以外の負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額））
農業改良資金	農業を営む者等	無利子	12年以内	3年以内（要件によって） 5年以内となる特例あり）	個人5,000万円 法人又は団体1億5,000万円
経営体育成強化資金	農業を営む者	1.40%	25年以内	3年以内（要件によって） 5年以内若しくは10年以内となる特例あり）	負債整理以外 所要資金の8割（要件によって別途限度あり） 負債整理 個人1,000万円 法人4,000万円 （要件によってこれらを超える別途限度あり）
製糖企業等 農林漁業セーフティネット資金	製糖業者等 農林漁業を営む者	1.05% 1.05%	30年以内 15年以内	5年以内 3年以内	※貸付金額の合計額は、個人及び農業参入法人にあつては1億5,000万円、法人及び集落営農組織にあつては5億円を超えないものとする。 所要資金の8割 600万円（ただし、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合にあつては、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額） （要件によってこれらを超える別途限度あり）

2. 株 式 会 社 日 本

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	4,094,720	4,033,839	4,032,604	4,033,911	4,401,127	7,403,520	12,086,510	9,728,076	8,641,966
	現 金	23	23	22	24	24	20	17	16	18
	預 け 金	4,094,697	4,033,816	4,032,581	4,033,887	4,401,103	7,403,500	12,086,493	9,728,060	8,641,947
	買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券	27,569	35,728	39,741	42,528	41,931	37,428	40,216	48,292	45,565
	国 債	21,004	21,199	21,193	21,186	21,180	21,173	21,166	21,160	21,153
	社 債	4,385	12,170	15,184	18,179	17,525	13,010	15,637	23,215	20,238
	株 式	2,030	2,037	2,037	2,037	2,037	2,030	2,530	2,531	2,531
	そ の 他 の 証 券	149	320	1,325	1,124	1,187	1,214	882	1,385	1,642
	貸 出 金	18,339,799	17,999,973	17,605,658	17,085,756	16,680,995	28,945,758	28,855,893	27,739,603	25,661,159
	証 書 貸 付	18,339,799	17,999,973	17,605,658	17,085,756	16,680,995	28,945,758	28,855,893	27,739,603	25,661,159
	そ の 他 資 産	44,223	36,304	35,124	33,092	37,882	44,911	26,298	27,311	33,853
	前 払 費 用	1,224	45	66	88	110	99	51	99	129
	未 収 収 益	22,033	20,212	19,003	18,232	17,342	16,491	15,052	14,483	17,106
	金 融 派 生 商 品	—	—	4	—	—	—	376	543	727
	代 理 店 貸	1,561	1,399	1,492	1,113	2,073	909	760	701	689
	そ の 他 の 資 産	19,404	14,647	14,558	13,657	18,355	27,410	10,057	11,482	15,199
	有 形 固 定 資 産	196,339	196,669	195,187	195,636	194,629	195,166	193,710	190,706	190,156
	建 物	51,096	52,700	51,447	52,358	51,931	50,867	50,338	48,878	47,925
	土 地	140,801	140,382	140,124	139,859	139,237	139,089	138,842	138,312	138,242
	リ ー ス 資 産	1,922	1,501	1,107	1,512	2,137	3,950	3,252	2,405	3,149
	建 設 仮 勘 定	1,045	473	924	635	319	420	565	465	287
	その他の有形固定資産	1,472	1,611	1,582	1,271	1,002	839	710	645	551
	無 形 固 定 資 産	18,262	16,636	14,049	11,369	15,741	18,302	23,446	24,933	36,276
	ソ フ ト ウ ェ ア	15,646	13,148	11,367	10,961	10,665	10,088	21,862	20,944	26,424
	リ ー ス 資 産	441	306	131	62	63	797	400	967	600
	その他の無形固定資産	2,175	3,181	2,551	346	5,012	7,416	1,182	3,021	9,251
	支 払 承 諾 見 返	20,586	44,441	64,586	86,486	100,967	93,858	26,565	28,225	28,015
	貸 倒 引 当 金	△416,948	△393,707	△383,752	△400,603	△434,924	△779,151	△986,079	△1,056,406	△1,118,075
	資 産 の 部 合 計	22,324,554	21,969,886	21,603,200	21,088,177	21,038,349	35,959,796	40,266,562	36,730,743	33,518,917

(注) 単位未満切り捨て

政策金融公庫

(1) 連続貸借対照表(続)

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
負債及び純資産の部	借 用 金	14,254,666	13,924,273	13,518,256	12,885,016	12,810,374	23,713,831	21,580,461	18,519,168	15,783,561
	借 入 金	14,254,666	13,924,273	13,518,256	12,885,016	12,810,374	23,713,831	21,580,461	18,519,168	15,783,561
	社 債	1,720,820	1,490,200	1,460,342	1,490,375	1,410,475	1,575,618	1,325,360	926,088	720,972
	寄 託 金	30,318	29,578	28,726	27,905	27,032	26,085	24,542	22,823	20,925
	保 険 契 約 準 備 金	1,350,357	1,185,155	1,002,665	838,433	773,166	1,536,853	1,737,697	1,787,277	1,482,971
	そ の 他 負 債	37,368	33,583	27,602	21,608	19,725	35,240	33,239	31,962	26,412
	未 払 費 用	15,225	12,273	9,906	8,069	6,581	5,667	4,929	4,384	4,386
	契 約 負 債	—	—	—	—	—	—	14,252	13,321	10,092
	前 受 収 益	5,358	4,374	2,793	1,606	951	11,058	77	86	88
	金 融 派 生 商 品	0	1	—	3	57	16	306	509	649
	リ ー ス 債 務	2,572	1,988	1,408	1,753	2,465	5,346	4,158	3,861	4,315
	そ の 他 の 負 債	14,212	14,946	13,494	10,175	9,668	13,151	9,514	9,797	6,880
	賞 与 引 当 金	4,864	4,919	5,000	5,257	5,345	5,406	5,264	5,405	5,486
	役 員 賞 与 引 当 金	20	22	22	24	24	24	23	23	24
	退 職 給 付 引 当 金	93,716	93,193	91,023	89,530	88,748	90,283	92,460	95,107	98,469
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59	61	56	54	60	49	60	74	60
	補 償 損 失 引 当 金	24,497	28,529	38,045	29,244	25,652	25,449	25,950	28,088	28,803
	利 子 補 給 引 当 金	—	5,084	—	—	—	—	—	—	—
	支 払 承 諾	20,586	44,441	64,586	86,486	100,967	93,858	26,565	28,225	28,015
	(負債の部合計)	17,537,277	16,839,043	16,236,330	15,473,937	15,261,572	27,102,700	24,851,626	21,444,245	18,195,705
	資 本 金	3,904,645	4,061,119	4,124,921	4,195,898	4,324,220	6,990,201	11,612,727	11,696,178	11,768,477
	資 本 剰 余 金	1,930,384	2,015,484	2,069,484	2,169,884	2,233,784	3,685,484	5,575,621	5,490,554	5,465,600
	経営改善資金特別準備金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500
	資 本 準 備 金	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284	3,503,984	5,394,121	5,309,054	5,284,100
	利 益 剰 余 金	△1,047,753	△945,761	△828,000	△751,542	△781,227	△1,818,590	△1,773,613	△1,900,319	△1,910,979
	利 益 準 備 金	2,826	14,060	88,988	199,537	291,637	289,324	3,142	3,227	3,216
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,050,579	△959,821	△916,988	△951,080	△1,072,864	△2,107,914	△1,776,756	△1,903,547	△1,914,195
	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,050,579	△959,821	△916,988	△951,080	△1,072,864	△2,107,914	△1,776,756	△1,903,547	△1,914,195
	株 主 資 本 合 計	4,787,276	5,130,842	5,366,405	5,614,239	5,776,777	8,857,095	15,414,735	15,286,413	15,323,099
	その他有価証券評価差額金	—	—	464	—	—	—	199	84	112
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	評価・換算差額等合計	—	—	464	—	—	—	199	84	112
	(純資産の部合計)	4,787,276	5,130,842	5,366,869	5,614,239	5,776,777	8,857,095	15,414,935	15,286,497	15,323,211
	負債及び純資産の部合計	22,324,554	21,969,886	21,603,200	21,088,177	21,038,349	35,959,796	40,266,562	36,730,743	33,518,917

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	613,879	610,684	606,865	570,743	469,463	478,800	437,096	416,980	749,380
資 金 運 用 収 益	281,382	254,251	234,359	221,556	212,345	210,272	191,279	176,188	209,317
貸 出 金 利 息	278,163	253,021	233,715	220,903	211,707	209,733	190,896	174,599	207,052
有価証券利息配当金	336	342	174	201	225	232	213	220	233
買 現 先 利 息	4	0	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2,878	888	462	450	384	307	169	1,368	2,030
金利スワップ受入利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 受 入 利 息	0	0	7	1	28	0	0	0	0
役 務 取 引 等 収 益	3,354	3,034	2,430	1,799	1,391	2,673	3,533	3,518	3,618
損 害 担 保 補 償 料	3,272	2,900	2,153	1,376	834	1,998	3,371	3,340	3,416
そ の 他 の 役 務 収 益	81	133	277	422	557	674	162	177	202
保 険 引 受 収 益	273,555	301,029	313,146	290,746	194,860	201,250	181,680	178,170	475,439
保 険 料	137,030	131,218	125,489	121,914	122,704	190,561	180,047	176,590	165,800
責任共有負担金収入	6,862	4,609	5,167	4,600	6,888	10,688	1,632	1,579	5,334
保険契約準備金戻入額	129,663	165,202	182,489	164,231	65,267	—	—	—	304,305
そ の 他 業 務 収 益	—	—	4	—	—	—	231	119	205
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	4	—	—	—	231	119	205
政 府 補 給 金 収 入	44,978	45,520	46,648	49,649	54,732	59,995	53,693	52,361	54,192
一 般 会 計 より 受 入	44,946	45,491	46,623	49,627	54,715	59,982	53,683	52,352	54,096
特 別 会 計 より 受 入	32	29	24	21	17	12	9	8	96
そ の 他 経 常 収 益	10,607	6,847	10,275	6,992	6,133	4,608	6,677	6,622	6,606
補償損失引当金戻入益	4,518	—	—	—	—	—	—	—	—
償 却 債 権 取 立 益	1,785	1,670	1,484	2,387	910	844	914	1,032	1,005
株 式 等 売 却 益	—	10	136	366	81	386	238	132	53
そ の 他 の 経 常 収 益	4,303	5,166	8,654	4,238	5,141	3,377	5,524	5,457	5,547
経 常 費 用	563,437	508,443	488,862	493,785	498,790	1,515,864	824,408	685,740	831,626
資 金 調 達 費 用	95,625	76,829	61,674	49,916	38,368	32,947	29,435	26,991	26,843
コ ー ル マ ネ ー 利 息	90	△13	△18	△9	△7	26	△0	△0	△0
借 用 金 利 息	83,728	67,781	55,078	44,490	33,640	28,888	25,693	23,489	23,711
社 債 利 息	11,805	9,061	6,606	5,434	4,707	4,033	3,741	3,502	3,132
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—	7	0	27	—	—	—	—

(注) 単位未満切り捨て

(2) 連 続 損 益 計 算 書 (続)

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
役 務 取 引 等 費 用	13,456	10,294	3,435	3,328	3,496	3,875	2,897	3,046	2,891
損 害 担 保 補 償 金	9,549	6,593	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 役 務 費 用	3,906	3,701	3,435	3,328	3,496	3,875	2,897	3,046	2,891
保 険 引 受 費 用	255,869	217,858	193,825	190,344	189,340	910,314	314,476	243,994	318,231
保 険 金	352,873	313,079	281,882	270,192	261,285	211,683	178,027	256,352	384,977
回 収 金	△97,003	△95,221	△88,056	△79,848	△71,944	△65,056	△64,394	△61,937	△66,745
保険契約準備金繰入額	—	—	—	—	—	763,687	200,844	49,579	—
そ の 他 業 務 費 用	11,685	11,264	8,443	5,971	3,547	5,796	20,039	25,299	23,260
外 国 為 替 売 買 損	18	94	203	339	340	137	10	476	893
国 債 等 債 券 償 却	—	—	—	3	—	8	—	—	—
社 債 発 行 費 償 却	607	602	684	686	457	669	121	84	66
金 融 派 生 商 品 費 用	0	1	—	—	—	—	—	—	—
利 子 補 給 金	11,059	5,481	7,555	4,941	2,750	4,981	19,907	24,739	22,300
利子補給引当金繰入額	—	5,084	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営 業 経 費	114,299	118,205	118,184	119,684	120,380	127,820	128,001	131,746	136,450
そ の 他 経 常 費 用	72,500	73,990	103,299	124,540	143,656	435,109	329,559	254,661	323,949
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	45,843	43,308	61,779	95,061	114,915	407,567	291,303	208,691	274,896
補償損失引当金繰入額	—	8,992	22,231	10,847	9,507	9,903	9,189	13,140	13,191
貸 出 金 償 却	19,956	15,079	13,199	13,528	14,338	11,998	22,624	26,712	27,399
株 式 等 売 却 損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等 償 却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	6,700	6,610	6,089	5,102	4,894	5,640	6,441	6,117	8,461
経常利益又は経常損失 (△)	50,441	102,240	118,002	76,957	△29,326	△1,037,064	△387,312	△268,760	△82,246
特 別 利 益	493	119	47	46	104	49	60	371	11
固 定 資 産 処 分 益	493	119	47	46	104	49	60	371	11
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	0	—	0
特 別 損 失	364	290	252	523	423	272	258	319	78
固 定 資 産 処 分 損	172	131	180	375	252	193	154	146	38
減 損 損 失	192	158	71	148	171	78	104	172	39
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	50,570	102,070	117,798	76,480	△29,646	△1,037,286	△387,510	△268,708	△82,313

2-i. 国 民 一 般

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	70,161	64,329	68,748	51,893	335,150	1,225,787	2,433,921	816,348	100,798
	現 金	18	18	17	18	17	15	12	11	13
	預 け 金	70,142	64,311	68,730	51,875	335,132	1,225,772	2,433,908	816,336	100,785
	貸 出 金	6,862,218	6,921,853	6,994,432	7,010,447	7,033,617	12,720,479	12,572,300	11,976,086	10,937,774
	証 書 貸 付	6,862,218	6,921,853	6,994,432	7,010,447	7,033,617	12,720,479	12,572,300	11,976,086	10,937,774
	そ の 他 資 産	12,390	10,883	10,457	10,450	10,304	9,910	9,451	9,164	11,115
	前 払 費 用	274	10	12	13	15	16	41	88	117
	未 収 収 益	6,840	6,558	6,343	6,380	6,384	6,142	5,566	5,156	7,092
	代 理 店 貸	1,193	1,014	935	828	675	578	578	492	381
	そ の 他 の 資 産	4,081	3,299	3,166	3,227	3,228	3,172	3,264	3,426	3,523
	有 形 固 定 資 産	96,662	97,590	97,385	97,676	96,580	96,383	95,233	92,979	92,521
	建 物	27,388	29,526	29,176	30,345	29,731	28,594	28,057	27,070	26,276
	土 地	66,118	65,720	65,499	65,243	64,632	64,485	64,244	63,721	63,652
	リ ー ス 資 産	1,298	1,084	801	955	1,395	2,625	2,128	1,571	2,001
	建 設 仮 勘 定	941	187	797	253	117	117	318	217	247
	その他の有形固定資産	915	1,071	1,111	878	703	560	483	399	343
	無 形 固 定 資 産	10,201	8,534	7,211	5,979	8,505	8,428	11,784	12,039	18,930
	ソ フ ト ウ ェ ア	9,025	7,345	5,732	5,780	4,968	4,320	11,195	10,621	13,329
	リ ー ス 資 産	246	200	92	44	20	492	249	602	377
	その他の無形固定資産	929	987	1,386	155	3,516	3,616	339	816	5,223
	貸 倒 引 当 金	△120,234	△106,623	△104,287	△109,784	△117,813	△282,528	△306,940	△329,705	△413,501
	資 産 の 部 合 計	6,931,399	6,996,567	7,073,948	7,066,663	7,366,344	13,778,462	14,815,751	12,576,912	10,747,638
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	5,458,981	5,499,504	5,557,762	5,498,618	5,753,200	10,513,211	8,981,223	7,076,138	5,543,489
	借 入 金	5,458,981	5,499,504	5,557,762	5,498,618	5,753,200	10,513,211	8,981,223	7,076,138	5,543,489
	社 債	660,050	610,226	615,287	650,306	650,416	680,311	525,206	295,122	210,064
	そ の 他 負 債	12,103	10,653	6,847	6,298	9,072	10,764	9,333	9,123	6,891
	未 払 費 用	4,418	3,160	2,264	1,747	1,310	1,214	1,062	919	1,221
	リ ー ス 債 務	1,684	1,413	1,014	1,117	1,588	3,510	2,705	2,488	2,738
	そ の 他 の 負 債	6,000	6,079	3,568	3,433	6,173	6,039	5,564	5,715	2,931
	賞 与 引 当 金	2,990	3,010	3,046	3,202	3,243	3,290	3,200	3,284	3,342
	役 員 賞 与 引 当 金	6	7	7	8	8	8	7	7	8
	退 職 給 付 引 当 金	58,868	57,724	55,238	53,671	52,612	53,625	55,203	57,017	59,248
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14	18	17	20	18	15	16	17	20
	(負 債 の 部 合 計)	6,193,016	6,181,145	6,238,206	6,212,125	6,468,570	11,261,225	9,574,191	7,440,710	5,823,065
	資 本 金	1,064,016	1,122,781	1,137,634	1,166,433	1,223,643	2,997,738	5,773,243	5,785,273	5,790,568
	資 本 剰 余 金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500
	経営改善資金特別準備金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500
	利 益 剰 余 金	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369	△662,001	△713,182	△830,571	△1,047,494
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369	△662,001	△713,182	△830,571	△1,047,494
	繰 越 利 益 剰 余 金	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369	△662,001	△713,182	△830,571	△1,047,494
	株 主 資 本 合 計	738,383	815,422	835,741	854,538	897,773	2,517,236	5,241,560	5,136,201	4,924,573
	(純 資 産 の 部 合 計)	738,383	815,422	835,741	854,538	897,773	2,517,236	5,241,560	5,136,201	4,924,573
	負債及び純資産の部合計	6,931,399	6,996,567	7,073,948	7,066,663	7,366,344	13,778,462	14,815,751	12,576,912	10,747,638

(注) 単位未満切り捨て

向 け 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	147,530	142,726	138,739	137,221	138,257	135,840	121,804	110,783	132,139
資 金 運 用 収 益	126,007	119,709	114,003	111,876	112,610	114,309	104,325	94,687	116,758
貸 出 金 利 息	126,003	119,709	114,002	111,876	112,610	114,308	104,325	94,686	116,757
買 現 先 利 息	1	—	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 受 入 利 息	0	0	0	0	0	0	—	0	0
役 務 取 引 等 収 益	0	0	0	0	0	0	—	—	—
そ の 他 の 役 務 収 益	0	0	0	0	0	0	—	—	—
政 府 補 給 金 収 入	19,936	21,131	23,042	23,737	24,116	19,949	15,865	14,391	13,662
一 般 会 計 より 受 入	19,935	21,131	23,042	23,737	24,116	19,949	15,865	14,391	13,662
特 別 会 計 より 受 入	0	0	0	0	0	—	—	—	—
そ の 他 経 常 収 益	1,586	1,884	1,693	1,607	1,530	1,582	1,612	1,704	1,719
償 却 債 権 取 立 益	499	790	583	447	404	503	550	676	582
そ の 他 の 経 常 収 益	1,086	1,093	1,109	1,160	1,126	1,078	1,062	1,028	1,136
経 常 費 用	122,057	124,327	133,112	146,859	152,019	290,370	172,905	228,319	349,032
資 金 調 達 費 用	16,476	12,487	8,873	6,023	4,159	3,433	2,925	2,349	2,879
コ ー ル マ ネ ー 利 息	28	△3	△8	△5	△4	8	—	△0	△0
借 用 金 利 息	13,804	10,744	7,876	5,578	3,821	3,212	2,724	2,148	2,732
社 債 利 息	2,642	1,747	1,005	450	342	211	200	201	146
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役 務 取 引 等 費 用	664	612	573	541	545	596	622	614	587
そ の 他 の 役 務 費 用	664	612	573	541	545	596	622	614	587
そ の 他 業 務 費 用	304	295	333	333	278	327	52	15	25
社 債 発 行 費 償 却	304	295	333	333	278	327	52	15	25
営 業 経 費	69,043	71,063	71,317	72,255	72,644	78,138	77,544	79,745	82,146
そ の 他 経 常 費 用	35,569	39,868	52,014	67,705	74,390	207,874	91,759	145,594	263,393
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,814	26,503	40,402	56,908	61,555	197,254	72,529	121,499	239,517
貸 出 金 償 却	17,319	13,066	11,379	10,705	12,711	10,583	19,204	23,975	23,740
そ の 他 の 経 常 費 用	435	297	232	91	123	36	25	118	135
経常利益又は経常損失(△)	25,473	18,398	5,627	△9,637	△13,762	△154,529	△51,101	△117,535	△216,892
特 別 利 益	490	119	42	45	98	49	55	366	11
固 定 資 産 処 分 益	490	119	42	45	98	49	55	366	11
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	321	244	203	410	310	152	136	219	41
固 定 資 産 処 分 損	155	106	132	273	138	75	31	46	1
減 損 損 失	166	138	71	136	171	77	104	172	39
当期純利益又は当期純損失(△)	25,641	18,273	5,466	△10,002	△13,974	△154,632	△51,181	△117,388	△216,922

(注) 単位未満切り捨て

(3) 貸 付 金 額 の 推 移

(単位 百万円)

貸 付	年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
普通貸付	直接	2,051,020	2,180,146	2,099,997	1,907,906	1,892,681	8,809,284	2,206,056	1,665,373	1,420,692
	代理	656	497	323	323	244	90	145	85	138
	計	2,051,676	2,180,642	2,100,320	1,908,229	1,892,925	8,809,374	2,206,201	1,665,459	1,420,830
生活衛生資金貸付		64,192	80,738	82,213	82,503	83,957	216,433	62,494	49,358	43,596
恩給担保貸付		8,943	7,764	6,440	6,725	1,511	846	777	51	28
記名国債担保貸付		3	11	7	3	1	—	4	—	—
教育資金貸付		174,283	171,416	174,905	170,997	168,000	137,372	142,059	142,104	132,795
合 計		2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457	2,146,394	9,164,026	2,411,535	1,856,972	1,597,249

(4) 普通貸付大分類業種別貸付状況

(単位 百万円, %)

区分	製 造 業	構成比	卸小売業	構成比	サービス業	構成比	そ の 他	構成比	計	構成比
年 度										
27	223,202	10.9	515,330	25.1	463,045	22.6	850,098	41.4	2,051,676	100.0
28	225,653	10.3	537,627	24.7	498,881	22.9	918,482	42.1	2,180,642	100.0
29	211,234	10.1	519,114	24.7	493,233	23.5	876,739	41.7	2,100,320	100.0
30	186,953	9.8	460,192	24.1	454,147	23.8	806,937	42.3	1,908,229	100.0
元	188,706	10.0	450,291	23.8	453,661	24.0	800,266	42.3	1,892,925	100.0
2	776,922	8.8	1,812,066	20.6	2,359,500	26.8	3,860,886	43.8	8,809,374	100.0
3	189,014	8.6	481,225	21.8	569,646	25.8	966,316	43.8	2,206,201	100.0
4	149,548	9.0	379,157	22.8	430,170	25.8	706,583	42.4	1,665,459	100.0
5	129,688	9.1	318,649	22.4	377,630	26.6	594,863	41.9	1,420,830	100.0

(5) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

貸 付	年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
貸 付 額		2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457	2,146,394	9,164,026	2,411,535	1,856,972	1,597,249
調 達 額	借 入 金	1,673,000	1,687,700	1,684,000	1,559,200	1,872,000	6,600,900	605,000	111,200	209,200
	政府保証国内債	55,000	60,000	65,000	65,000	45,000	50,000	—	—	—
	財 投 機 関 債	140,000	120,000	140,000	140,000	140,000	170,000	30,000	—	10,000
	回 収 金 等	431,097	572,872	474,885	404,257	89,394	2,343,126	1,776,535	1,745,772	1,378,049
	計	2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457	2,146,394	9,164,026	2,411,535	1,856,972	1,597,249

(注) 「借入金」は、財投借入金と一般会計借入金の合計である。

(6) 金 利 の

種 別		実施年	番号	27				28				29			30			元				2			
普通貸付			1	(4.01)	(5.11)	(10.09)	(11.10)	(4.13)	(5.10)	(10.13)	(10.19)	(11.10)	(4.12)	(10.12)	(11.10)	(4.11)	(10.11)	(11.12)	(4.1)	(5.7)	(10.1)	(11.1)	(5.1)	(10.1)	(11.2)
				1.90	1.85			1.80	1.71				1.76			1.81	1.76		1.91				1.86		
うち経営改善貸付			2	1.25	1.15			1.30	1.25	1.16			1.11						1.21						
恩給担保貸付		恩給を担保	3	0.50	0.45				0.40	0.31			0.36			0.41	0.36		0.51				0.46		
(21/4～金利体系変更)		共済年金を担保						1.90		1.81			1.76			1.71			1.66						
記名国債担保貸付			4	0.50	0.45				0.40	0.31			0.36			0.41	0.36		0.51				0.46		
教育資金貸付			5		2.15	2.05		1.90		1.81			1.76			1.78			1.71	1.66	1.70	1.68			

(注) 1. () 内は月日。
2. 貸付期間5年以内の利率を示している。
3. 共済年金を担保とする恩給担保貸付は、令和4年3月末をもって申込受付を終了している。

項 目	■一 般 貸 付■	■恩 給 担 保 貸 付■	■記名国債担保貸付■
貸 付 対 象	事業を営むもの	「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者であって、恩給担保貸付を現在利用していないもの	国債の記名者であって、事業資金を必要とするもの

付 条 件（令和6年12月31日現在）

小規模事業者経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付										
■小規模事業者経営改善資金■	■ 教 育 資 金 一 般 貸 付 ■										
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）のもので、商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けたもの	学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育を受ける者又はその者の親族（以下「教育を受ける者等」という）であって、次のいずれかに該当するもの 1. 借入申込日の属する年の前年1年間の世帯の収入金額（事業を営む者にあつては、所得金額）が子供の人数に応じて次表の金額以内の者 <table border="1"> <tr> <th>教育を受ける者等の扶養する子等の数</th><th>収入金額（所得金額）</th></tr> <tr> <td>0人又は1人</td><td>790万円（600万円）以内</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>890万円（690万円）以内</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>990万円（790万円）以内</td></tr> <tr> <td>4人以上</td><td>「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内</td></tr> </table> 2. 収入金額が990万円（事業を営む者にあつては、所得金額が790万円）以内であつて、次のいずれかの特例要件に該当する者 ア 勤続年数（事業を営む者にあつては営業年数）が3年未満であること イ 借入申込日以降1年間の借入金返済額（利息の支払分を含む。）の借入申込日の属する年の前年1年間の教育を受ける者等の収入金額（事業を営む者にあつては、所得金額）に対する割合が100分の30を超えていること ウ 居住年数が1年未満であること エ 教育を受ける者等又はその配偶者が、収入を得るために教育を受ける者等又はその配偶者のいずれかの住居を移転し、別居を常況とすること オ 教育を受ける者等又はその親族が介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であつて、当該者の介護に関する費用を当該教育を受ける者等又はその配偶者が負担していること カ 教育を受ける者等が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害であつて公庫が別に定めるものにより、次のいずれかの状況になっていること（東日本大震災においては、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条第2項に規定する東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域に居住している者又は被災時に居住していた者に限る。） (ア) 住居が全壊、流失、半壊、床上浸水 その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けていること (イ) 居住地又は被災時の居住地が次のいずれかの対象地域となっていること a 災害対策基本法に規定する避難のための立退き勧告又は立退き指示 b 災害対策基本法に規定する立入り制限、立入り禁止又は退去命令 c 前a又はbに準ずるものとして公庫が別に定めるもの キ 公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付の取扱期間終了日までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年1月29日以降の任意の1ヵ月間の世帯収入（事業を営む者にあつては売上高）又は世帯所得が、前年又は前々年の同期と比較して減少していること ク 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族との別居を常況とすること ケ 教育を受ける者等が、外国の教育施設（株式会社日本政策金融公庫法施行令第5条第9号に規定する外国の教育施設をいう。）において行われる教育を外国において受けるために必要な資金を利用すること	教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）	0人又は1人	790万円（600万円）以内	2人	890万円（690万円）以内	3人	990万円（790万円）以内	4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内
教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）										
0人又は1人	790万円（600万円）以内										
2人	890万円（690万円）以内										
3人	990万円（790万円）以内										
4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内										

(7) 現 行 貸

項 目		■一 般 貸 付■	■恩 給 担 保 貸 付■	■記名国債担保貸付■
貸 付 条 件	限 度 額	4,800万円以内（代理店扱2,400万円以内）但し、特定設備資金にあっては7,200万円以内	1人につき250万円以内 ただし、恩給等の年額の3年分以内	特別給付金国庫債券 第4回 ♯ 20万円以内 第10回 ♯ 107.9万円以内 第13回 ♯ 3.9万円以内 第17回 ♯ 161.9万円以内 第22回 ♯ 79.9万円以内 第27回 ♯ 179.9万円以内 第29回 ♯ 期限未到来賦札 金額の97～99% 以内 第30回 ♯ 96.8万円以内 引揚者特別交付金国庫債券 期限未到来賦札 金額の94～99% 以内 かつ15万円以内 第11回特別弔慰金国庫債券 19.5万円以内
	期 間	運転 7年以内 設備 10年以内 (特定設備資金 20年以内)	4年以内	貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間以内
	利 率	年利2.30%	年利0.90%	年利0.90%
	償 還 方 法	割賦または一時払 据置期間 運転 1年以内 設備 2年以内	原則として担保に供された恩給等の支給金を弁済に充当	担保国債の償還金を弁済に充当
	保 証 人	個人：不要 法人：一部の貸付は不要	不 要	不 要
	担 保	債権保全上必要と認められる場合には担保を徴求する	恩給等の受給権	国 債
取 扱 場 所		支店、代理店	支店、代理店	支店（但し、申込は市区町村または福祉事務所、地方事務所）

(注) 利率については、貸付期間5年以内の利率を示している。

付 条 件（令和6年12月31日現在）（続）

小規模事業者経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付
■小規模事業者経営改善資金■	■ 教 育 資 金 一 般 貸 付 ■
2,000万円以内	1 学生・生徒当たり350万円以内 ただし、次のいずれかの特例要件に該当する場合の限度額は、100万円を加えた額とする。 ア 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族と別居している状況である場合 イ 学校教育法による大学（修業期間が5年以上の課程。夜間授業を行う学部を除く。）において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合 ウ 学校教育法による大学院において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合 エ 外国の教育施設において行われる教育を外国において受けるために必要な場合
運転 7年以内 設備 10年以内	18年以内
年利1.65%	年利2.35% （交通遺児家庭、母子家庭父子家庭、特定被災者（注）、年収200万円以下世帯又は教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年収500万円以下世帯については年利1.95%） （注）貸付対象2.カの状況になっているものをいう（一部の災害に限る）
元金均等の月賦払 据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 2年以内	元利均等割賦返済（なお、ボーナス時の増額返済も可能） 据置期間は在学期間以内（貸付期間に含まれる。）
不 要	（公財）教育資金融資保証基金又は進学者・在学者の4親等以内の親族（進学者・在学者の配偶者を除く）
不 要	—
商工会議所又は商工会、支店	支店、代理店

2-ii. 農 林 水 産 業

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	56,141	52,353	44,158	59,598	59,726	69,049	108,197	105,129	129,139
	現 金	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	預 け 金	56,139	52,352	44,157	59,597	59,725	69,049	108,197	105,128	129,138
	買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券	2,179	2,350	2,891	3,154	3,217	3,244	3,412	3,915	4,015
	株	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,530	2,530	2,530
	そ の 他 の 証 券	149	320	861	1,124	1,187	1,214	882	1,385	1,485
	貸 出 金	2,583,352	2,648,011	2,791,326	3,003,836	3,102,871	3,416,516	3,474,105	3,607,416	3,610,367
	証 書 貸 付	2,583,352	2,648,011	2,791,326	3,003,836	3,102,871	3,416,516	3,474,105	3,607,416	3,610,367
	そ の 他 資 産	11,903	10,251	9,713	8,879	9,361	7,785	7,097	6,812	6,622
	前 払 費 用	264	0	0	0	0	0	3	4	4
	未 収 収 益	10,509	9,586	8,895	8,312	7,678	7,108	6,582	6,261	5,980
	金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	1	1	1
	代 理 店 貸 付	367	385	557	285	1,397	330	181	208	308
	そ の 他 の 資 産	761	279	260	281	284	346	328	336	327
	有 形 固 定 資 産	32,870	32,613	32,248	32,615	32,847	33,066	32,936	32,956	33,178
	建 築 物	7,544	7,096	7,084	7,165	7,425	7,534	7,505	7,485	7,828
	土 地	24,987	24,966	24,934	24,934	24,934	24,933	24,929	24,922	24,922
	リ ー ス 資 産	205	132	88	222	240	395	315	225	329
	建 設 仮 勘 定	1	284	28	203	169	130	129	237	27
	その他の有形固定資産	131	133	112	90	77	72	56	85	69
負 債 及 純 資 産 の 部	無 形 固 定 資 産	2,341	2,245	1,912	1,438	3,177	4,141	4,870	4,686	5,844
	ソ フ ト ウ ェ ア	1,973	1,826	1,548	1,426	1,937	1,651	4,808	4,504	4,293
	リ ー ス 資 産	35	22	8	2	1	84	40	107	67
	その他の無形固定資産	333	395	355	8	1,238	2,405	21	75	1,484
	支 払 承 諾 見 返	2,742	2,859	2,910	3,072	2,887	2,841	—	—	—
	貸 倒 引 当 金	△21,022	△17,315	△14,009	△13,019	△14,785	△22,486	△24,524	△33,197	△38,546
	資 産 の 部 合 計	2,670,507	2,733,370	2,871,151	3,099,576	3,199,304	3,514,160	3,606,094	3,727,719	3,750,620
	借 用 金	2,010,661	2,074,137	2,183,396	2,385,673	2,487,046	2,812,074	2,902,575	3,035,887	3,079,588
	借 入 金	2,010,661	2,074,137	2,183,396	2,385,673	2,487,046	2,812,074	2,902,575	3,035,887	3,079,588
	社 債	210,969	204,973	229,975	259,978	259,981	224,984	209,987	194,989	174,992
	寄 託 金	30,318	29,578	28,726	27,905	27,032	26,085	24,542	22,823	20,925
	そ の 他 負 債	12,679	12,796	12,965	9,154	5,524	8,663	5,528	5,344	3,966
	未 払 費 用	5,988	5,325	4,805	4,348	3,976	3,464	3,053	2,713	2,444
	前 受 収 益	7	10	9	10	9	10	—	—	—
	金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	44	49	74
	リ ー ス 債 務	259	169	110	248	270	541	406	382	456
	そ の 他 の 負 債	6,424	7,291	8,039	4,547	1,267	4,648	2,024	2,198	990
	賞 与 引 当 金	582	594	608	643	662	668	644	658	662
	役 員 賞 与 引 当 金	6	7	7	8	8	8	7	7	8
	退 職 給 付 引 当 金	10,622	10,757	10,816	11,003	11,128	11,350	11,538	11,665	11,922
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28	29	28	22	26	16	22	28	16
	支 払 承 諾	2,742	2,859	2,910	3,072	2,887	2,841	—	—	—
	(負 債 の 部 合 計)	2,278,611	2,335,734	2,469,434	2,697,462	2,794,298	3,086,694	3,154,845	3,271,405	3,292,083
資 本 の 部	資 本 金	389,239	394,980	399,061	399,471	402,363	424,823	448,606	453,671	457,735
	利 益 剰 余 金	2,655	2,655	2,655	2,642	2,642	2,642	2,642	2,642	801
	利 益 準 備 金	2,655	2,655	2,655	2,655	2,642	2,642	2,642	2,642	2,642
	そ の 他 利 益 剰 余 金	—	—	△0	△13	△0	—	—	—	△1,840
	繰 越 利 益 剰 余 金	—	—	△0	△13	△0	—	—	—	△1,840
	株 主 資 本 合 計	391,895	397,636	401,717	402,114	405,005	427,465	451,248	456,313	458,537
	(純 資 産 の 部 合 計)	391,895	397,636	401,717	402,114	405,005	427,465	451,248	456,313	458,537
	負債及び純資産の部合計	2,670,507	2,733,370	2,871,151	3,099,576	3,199,304	3,514,160	3,606,094	3,727,719	3,750,620

(注) 単位未満切り捨て

者 向 け 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	48,222	45,371	42,028	41,549	43,287	49,931	47,673	47,260	48,952
資 金 運 用 収 益	36,638	33,189	30,131	27,917	25,899	23,612	22,102	21,042	21,265
貸 出 金 利 息	36,623	33,189	30,131	27,916	25,898	23,611	22,102	21,040	21,258
買 現 先 利 息	1	0	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	13	0	0	0	0	1	0	1	6
そ の 他 の 受 入 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役 務 取 引 等 収 益	34	40	39	41	40	37	—	—	—
そ の 他 の 役 務 収 益	34	40	39	41	40	37	—	—	—
そ の 他 業 務 収 益	—	—	—	—	—	—	2	29	12
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	—	—	—	—	2	29	12
政 府 補 給 金 収 入	9,955	9,150	8,231	11,494	16,002	25,636	24,848	25,509	26,990
一 般 会 計 より 受 入	9,927	9,123	8,208	11,474	15,986	25,623	24,838	25,502	26,988
特 別 会 計 より 受 入	28	26	22	19	16	12	9	6	2
そ の 他 経 常 収 益	1,593	2,991	3,625	2,096	1,344	645	719	678	683
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	1,523	2,387	—	—	—	—	—	—
償 却 債 権 取 立 益	1,110	726	846	1,684	427	253	261	266	332
そ の 他 の 経 常 収 益	483	741	392	411	917	391	458	412	350
経 常 費 用	48,221	45,343	41,994	41,485	43,239	49,905	47,618	47,202	50,773
資 金 調 達 費 用	29,792	26,947	24,151	22,328	20,234	18,465	16,958	15,705	15,907
コ ー ル マ ネ ー 利 息	3	△0	△2	△0	—	△0	△0	△0	—
借 用 金 利 息	26,520	23,906	21,414	19,567	17,445	15,673	14,166	13,078	13,394
社 債 利 息	3,268	3,042	2,739	2,761	2,789	2,792	2,792	2,626	2,513
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役 務 取 引 等 費 用	3,061	2,888	2,566	2,417	2,488	2,746	2,053	2,192	2,036
そ の 他 の 役 務 費 用	3,061	2,888	2,566	2,417	2,488	2,746	2,053	2,192	2,036
そ の 他 業 務 費 用	44	38	86	128	73	29	28	27	28
社 債 発 行 費 償 却	44	38	86	128	73	29	28	27	28
営 業 経 費	14,598	15,236	15,053	15,228	15,498	15,749	16,528	17,059	17,721
そ の 他 経 常 費 用	724	233	136	1,382	4,944	12,914	12,049	12,217	15,079
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	593	—	—	1,193	4,640	12,655	11,600	12,037	14,178
貸 出 金 償 却	87	121	58	89	98	160	196	84	124
そ の 他 の 経 常 費 用	43	111	78	99	205	99	252	95	776
経常利益又は経常損失(△)	1	28	34	63	48	25	54	57	△1,821
特 別 利 益	—	—	5	—	0	—	5	5	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—	5	—	0	—	5	5	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	1	28	39	77	48	25	60	62	19
固 定 資 産 処 分 損	0	7	39	77	48	24	59	62	19
減 損 損 失	0	20	—	—	—	1	0	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	—	—	△0	△13	△0	—	—	—	△1,840

(注) 単位未満切り捨て

(3) 貸 付 額 の 推 移

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
区 分										
経営構造改善	農業経営基盤強化	209,220	247,981	328,603	331,089	295,650	283,960	301,259	266,780	240,158
	青年等就農	8,812	9,082	12,621	12,966	13,259	13,902	14,016	16,034	17,431
	経営体育成強化	2,181	5,066	6,595	3,839	5,415	4,948	4,285	1,914	1,390
	林業構造改善事業推進	—	—	—	—	50	—	8	50	—
	林業経営改善事業育成	57	332	50	168	77	—	104	118	102
	漁業経営改善支援	14,541	18,243	11,037	19,647	15,964	14,856	8,367	9,456	10,808
	中山間地域活性化	16,719	13,626	19,933	26,110	16,104	7,677	11,571	11,896	5,708
	振興山村・過疎地域経営改善	—	—	678	—	137	—	20	35	—
	農業改良	1,556	726	632	970	313	76	59	216	85
	農林漁業経営資本強化	—	—	—	—	—	—	—	—	10
基盤整備	農業基盤整備	7,100	13,874	18,121	17,205	18,779	16,558	19,631	17,318	16,267
	担い手育成農地集積	5,899	10,369	8,518	11,394	11,748	11,496	11,051	10,702	10,805
	林業基盤整備	7,128	6,275	6,359	7,505	7,004	9,243	8,791	8,384	8,012
	森林整備活性化	277	256	276	312	374	242	216	176	210
	漁業基盤整備	133	389	167	1,367	180	160	160	60	190
一般施設	農林漁業施設	35,134	47,897	62,196	48,798	30,917	24,884	32,925	23,903	31,031
	畜産経営環境調和推進	35	715	400	50	195	197	—	—	310
	特定農産加工	20,170	30,439	37,539	21,851	15,260	24,107	16,077	8,366	12,621
	食品産業品質管理高度化促進	1,431	6,421	4,977	4,225	3,127	2,701	972	3,968	—
	漁船	4,227	1,380	57	—	—	—	—	—	—
	水産加工	8,039	6,863	6,940	6,776	5,741	5,687	3,559	2,134	2,557
	食品流通改善	22,915	24,519	19,894	30,394	17,323	9,393	14,513	15,745	18,448
	食品安定供給施設整備	200	—	—	160	70	—	—	—	380
	新規用途事業等	—	—	—	—	—	401	340	—	—
	塩業施設	100	100	100	200	—	—	—	—	—
	乳業施設	140	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業競争力強化支援	—	—	190	4,154	5,400	8,561	4,380	7,287	10
	農林水産物・食品輸出基盤強化	—	—	—	—	—	—	—	5,187	17,750
経営維持・安定	漁業経営安定	107	—	—	—	430	—	—	—	—
	農林漁業セーフティネット	8,827	14,025	4,591	8,404	18,726	266,052	47,998	146,630	74,989
災害		1,088	794	1,028	763	1,713	735	467	1,585	3
合 計		376,035	459,375	551,500	558,344	483,955	705,831	500,771	557,942	469,273

(注) 単位未満四捨五入につき、内訳と合計が一致しないところがある。

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
区 分										
出資金	財政投融资特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	3,000
	一般会計	2,930	2,261	601	410	2,892	22,460	23,783	5,065	1,064
	東日本大震災復興特別会計	4,722	3,480	3,480	—	—	—	—	—	—
	計	7,652	5,741	4,081	410	2,892	22,460	23,783	5,065	4,064
	財政融資資金	179,000	274,000	352,500	441,800	355,500	615,000	419,000	500,000	460,000
	計	179,000	274,000	352,500	441,800	355,500	615,000	419,000	500,000	460,000
	財投機関債	20,000	20,000	45,000	50,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計	20,000	20,000	45,000	50,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000
自 己 資 金 等		159,800	142,800	96,422	101,928	132,128	85,072	45,929	57,530	△12,087
合 計		366,452	442,541	498,003	594,138	510,520	732,532	498,712	572,595	461,977

(注) 単位未満四捨五入につき、内訳と合計が一致しないところがある。

(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表 (令和6年12月31日現在)

資 金 の 種 類			利 率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)		摘 要	
						融 資 額 (万円)			融 資 率 (%)
						個 人	法 人		
農 業	農業経営基盤強化資金		0.85～1.40	25	10	30,000 特認 60,000	100,000 特認 300,000	－	認定農業者の農業経営の改善を図るのに必要な資金
	青年等就農資金		無利子	17	5	3,700 特認 10,000		－	認定新規就農者が新たに農業経営を開始するのに必要な資金
	経営体育成強化資金	前向き投資	1.40	25	3～10	15,000	50,000	－	前向き投資資金：農地、農機具の取得等に必要な資金 再建整備資金：制度資金を除く営農負債の借り換えに必要な資金 償還円滑化資金：制度資金等の円滑な支払に必要な資金
		再 建 整 備				－	－	80	
		償還円滑化				1,000 ～2,500	4,000	－	
		既往の貸付金の償還元利金の5年分（特認10年分）							
	農 業 改 良 資 金		無利子	12	3～5	5,000	15,000	－	農業者等の新たな取組みを通じた農業経営の改善を図るのに必要な資金
	振興山村・過疎地域経営改善資金	補 助	1.55, 2.55	25	8	－		80	山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく農林漁業の経営改善及び振興に必要な施設の取得等に必要な資金
		非 補 助	1.40			1,300 ～2,600	5,200 ～50,000		
	農林漁業経営資本強化資金		(高) 3.45 ～4.60 (低) 0.50	18～20	8～20	①みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 ②10,000 のいずれか低い額		－	農林漁業者の財務体質強化を図るために必要な資本金
関 係	農業基盤整備資金	補 助	1.40, 1.55	25	3～10	－	－	－	農地又は牧野の改良、造成、預託のための家畜の取得等に必要な資金
		非 補 助	1.40						
災害復旧		0.85～1.40							
担い手育成農地集積資金		無利子	25	10	①貸付対象事業費の10% ②地元負担額の5/6 のいずれか低い額		－	農業基盤整備資金の貸付けと併せて農家負担金の軽減を図るための資金	
農 漁 施 設 資 金	共同利用施設	災害復旧	1.40, 1.85	15～30	3～5	－	－	80	農業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧等に必要な資金
		主務大臣指定施設	1.40, 1.55						
		災害復旧	0.85～1.40	1施設あたり300～600					
		畜産経営環境調和推進資金	補 助	1.40	15～20	3	3,500 ～12,000	7,000 ～40,000	80 ～90
非 補 助	1.40								
共同利用	1.40		20	－	－		80		
農林漁業セーフティネット資金		0.85～1.40	15	3	一般 600 特認 年間経営費等の6/12		－	農林漁業経営の維持安定を図るのに必要な資金	
林 業 関 係	林業構造改善事業推進資金	補 助	1.55, 2.55	20	3	－		80	林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領に定める事業計画等に基づく素材、特用林産物の生産施設、林産物処理加工施設、造林機械、森林レクリエーション施設等の取得に必要な資金
		非 補 助	1.40			1,300 ～30,000	2,600 ～30,000		
林 業 関 係	林業経営育成資金	森 林 取 得 ・ 育 林	0.85～1.40	20 ～35	20～25	1,000 ～7,000	3,000 ～100,000	80 ～100	人工林等の取得、分収林特別措置法に規定する分収林契約による立木の取得、森林の保育等の育林等に必要な資金
		生産方式合 理 化	1.55	10	2	－	－	80	
振興山村・過疎地域経営改善資金	補 助	1.55, 2.55	25	8	－		80	山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく農林漁業の経営改善及び振興に必要な施設の取得等に必要な資金	
	非 補 助	1.40			1,300 ～2,600	5,200 ～50,000			

(5) 農 林 水 産 事 業 資 金 の

資金の種類			利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘 要		
						融資額(万円)		融資率 (%)			
						個人	法人				
林業関係	農林漁業経営資本強化資金		(高) 3.45 ～4.60 (低) 0.50	18～20	8～20	①みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 ②10,000のいずれか低い額		—	農林漁業者の財務体質強化を図るために必要な資本金		
	林業基盤整備資金	造林	補助	1.40, 1.55	30～50	20～35 (樹苗5)	—	—	80～100	造林に必要な資金	
			復旧造林	0.85～1.40							
		非補助	災害復旧	0.85～1.40	30～55 (樹苗15)						
			災害復旧	0.85～1.40							
	林道	補助	1.40, 1.55	20～25	3～7	—	—	80100	林道の改良, 造成等に必要な資金		
		非補助	1.40								
		災害復旧	0.85～1.40								
	利用間伐等推進		1.40	20	20	—	—	90100	1 利用間伐等に必要な資金 2 償還円滑化のための資金		
	伐採調整		1.40	30	30	400	—	—	伐採制限を受けた利用伐期齢以上の保安林の維持に必要な資金		
	森林整備活性化		無利子	20～30	20	負担額の2/7 (特認1/2, 3/5)		—	造林資金, 利用間伐等推進の1に同じ		
	農林漁業関係	共同利用施設	共同利用施設	1.40, 1.85	20	3	—	—	80	林業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金	
			災害復旧	0.85～1.40							
			主務大臣指定施設	主務大臣指定施設	1.40, 1.55	15	3	300～100,000—		80～100	林業者による素材・特用林産物の生産施設, 林産物処理加工施設, 造林機械, 森林レクリエーション施設, 複合経営施設等の取得等に必要な資金
				災害復旧	0.85～1.40		1施設あたり300～600				
	農林漁業セーフティネット資金		0.85～1.40	15	3	一般 特認	600 年間経営費等の6/12	—	農林漁業経営の維持安定を図るのに必要な資金		
漁業関係	漁業経営改善支援資金	経営改善	1.40, 1.55	15	3	漁船3,000～270,000 漁具1,000～20,000		70～100	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁船, 漁具, 漁船用機器等の導入資金及び減船等を実施するために必要な資金		
		整備	とも補償	1.40	10～15	3～5	—	—		80	
			資源回復	1.40	15	5	1漁業者1年あたり1,500 又は1計画あたり70,000			—	
	振興山村・過疎地域経営改善資金	補助	1.55, 2.55	25	8	—	—	80	山村振興法又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく農林漁業の経営改善及び振興に必要な施設の取得等に必要な資金		
		非補助	1.40			1,300～2,600	5,200～50,000				
	農林漁業経営資本強化資金		(高) 3.45 ～4.60 (低) 0.50	18	8	①みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 ②10,000のいずれか低い額		—	農林漁業者の財務体質強化を図るために必要な資本金		
	漁業基盤整備資金	補助	1.40, 1.55	20	3	—	—	80100	漁港に係る防波堤, 岸壁等基本施設, 補給通信等機能施設, その他漁港の整備に必要な資金又は漁場, 水産種苗生産施設の改良・造成等に必要な資金		
		非補助	1.40								
		災害復旧	0.85～1.40								
		農林漁業関係	共同利用施設	共同利用施設	1.40, 1.85	20	3	—	—	80	漁業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金
災害復旧	0.85～1.40										
主務大臣指定施設	主務大臣指定施設			1.40, 1.55	15	3	2,000～60,000		80～100	漁業者による漁具, 養殖施設, 水産物処理加工施設等の取得等に必要な資金	
	災害復旧			0.85～1.40		1施設あたり300～600 漁船 1,000～110,000					
農林漁業セーフティネット資金		0.85～1.40	15	3	一般 特認	600 年間経営費等の6/12	—	農林漁業経営の維持安定を図るのに必要な資金			

貸 付 条 件 一 覧 表 (続) (令和6年12月31日現在)

資 金 の 種 類			利 率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘 要
						融 資 額 (万円)		融 資 率 (%)	
						個 人	法 人		
漁業経営安定資金	再建整備		1.40	15～20	3	750 ～3,500	1,500 ～4,500	-	公庫等が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金
	償還円滑化		1.40			3,000 ～10,000			
加 工	中山間地域活性化資金	加工流通施設	1.05～1.70	15	3	-	-	80	中山間地域内で生産される農林畜水産物等の付加価値の向上と販路の拡大に資する加工販売施設の取得等に必要な資金
		保健機能増進施設	1.05～1.70	15	3	-	-	80	中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金
		生産環境施設	1.40	25	8	-	-	80	中山間地域内における農業生産環境施設、林業生産環境施設又は漁業生産環境施設の取得等に必要な資金
	特定農産加工資金		1.05～2.00	25	3	-	-	80	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて行う関税引下げ等による影響への対応や、原材料の調達安定化に対応するための資金
	水 産 加 工 資 金		1.05～2.00	25	3	-	-	80	水産加工業法に基づく水産加工業者による指定魚種の食用及び非食用水産加工に必要な水産加工施設の取得等に必要な資金
流 通 関 係	卸売市場近代化施設	卸売市場	1.55～2.25	25	5	-	-	80	卸売市場に関する基本方針に基づく卸売市場建物、倉庫、冷蔵庫、運搬機械、処理加工施設等の市場施設又は卸売業者・仲卸業者施設の取得等に必要な資金
		卸売業者	1.55～2.25	15	3	13,000～108,000・-		70	
		仲卸業者				3,900～78,000・-			
	食品等流通改善資金	食品等生産販売提携型施設	0.85～1.85	25	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業（食品等生産販売提携型）の実施に必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設又は販売施設の取得等に必要な資金
		食品等生産製造提携型施設	0.85～1.85	25	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業（食品等生産製造提携型）の実施に必要な農林水産物生産施設、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連事業を行う法人への共同出資、農林漁業者等が行う食品製造加工業の事業資産の取得等に必要な資金
		卸売市場機能高度化型施設	0.85～1.85	25	3	-	-	80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業（卸売市場機能高度化型）に必要な品質管理保全施設、情報処理施設の取得、営業の譲受け、出資等に必要な資金
食品安定供給施設整備資金		1.05～2.20	15	3	-	-	40 ～80	動植物性残さを原材料として利用する加工等、食品の流通機能の高度化等、食品の製造等の新規事業等、新用途米穀の製造等に必要な資金	

(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表 (続) (令和 6 年12月31日現在)

資 金 の 種 類		利 率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘 要
					融資額 (万円)		融 資 率 (%)	
					個 人	法 人		
加	新規用途事業等資金	1.55～1.95	15	3	－	－	80	特定農林畜水産物について行う事業で、新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に必要な資金
	塩 業 資 金	1.35～2.25	20	3	－	－	40 80	製塩施設の取得等に必要な資金
工	農業競争力強化支援資金	1.05～1.55	20	3	－	－	80	農業競争力強化支援法に基づいて行う事業再編の実施に必要な施設の取得等、他の事業者の株式若しくは持分の取得、他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資に必要な資金
通	農林水産物・食品輸出基盤強化資金	0.85～2.50	25	3	－	－	80	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定輸出事業計画に従って行う輸出事業の実施に必要な施設の取得、他の事業者への出資、費用の支出等に必要な資金
関								
係	スマート農業技術活用促進資金	0.85～1.75	25	5	－	－	80	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく認定を受けた生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に従って行う施設の取得等に必要な資金

〔参考〕 1. 財投金利 1.40%
2. 長期プライムレート 1.90%

2-iii. 中 小 企 業 者

(1) 連 続 貸 借

① 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目	資 産 の 部									
		27	28	29	30	元	2	3	4	5
現 金 預 け 金		83,198	34,294	69,300	63,965	162,934	757,003	1,364,159	629,688	379,499
現 預 け 金		3	3	3	4	4	4	4	4	4
有 価 証 券		83,194	34,291	69,296	63,961	162,929	756,999	1,364,155	629,684	379,495
社 債		46	47	507	36	36	17	17	16	172
株 式		46	40	35	28	28	17	17	15	14
そ の 他 の 証 券		0	7	7	7	7	0	0	1	1
貸 出 金		—	—	464	—	—	—	—	—	157
証 書 貸 付 金		5,744,706	5,537,557	5,379,817	5,211,457	5,083,789	8,116,466	8,338,693	8,251,975	7,756,251
そ の 他 資 産		5,744,706	5,537,557	5,379,817	5,211,457	5,083,789	8,116,466	8,338,693	8,251,975	7,756,251
前 払 費 用		5,485	4,402	4,307	4,414	3,755	4,201	4,232	3,733	4,607
未 収 益		255	3	3	3	3	3	5	6	7
金 融 派 生 商 品		3,474	3,270	3,139	3,083	2,955	2,962	2,678	2,613	3,563
そ の 他 の 資 産		—	—	4	—	—	—	15	9	14
有 形 固 定 資 産		1,755	1,128	1,161	1,327	796	1,235	1,532	1,103	1,022
建 物		47,936	47,921	47,290	47,296	47,378	48,030	48,079	47,513	47,361
土 地		11,389	11,591	10,967	10,845	11,003	11,168	11,399	11,125	10,813
リ ー ス 資 産		35,727	35,727	35,721	35,712	35,701	35,701	35,700	35,700	35,699
建 設 仮 勘 定		330	225	168	277	432	800	705	528	707
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		102	1	99	178	32	172	117	10	12
無 形 固 定 資 産		386	376	334	281	207	187	156	148	129
ソ フ ト ウ ェ ア		3,854	3,718	3,224	2,755	2,879	4,429	5,096	5,334	8,127
リ ー ス 資 産		3,023	2,863	2,444	2,565	2,665	2,947	4,812	4,836	5,621
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		119	72	26	14	41	190	96	222	133
支 払 承 諾 見 返		711	782	754	175	172	1,291	187	276	2,372
貸 倒 引 当 金		6,034	8,426	12,009	15,617	19,619	22,928	26,565	28,225	28,015
資 産 の 部 合 計		△275,686	△269,668	△265,372	△277,726	△302,295	△474,118	△654,614	△693,503	△666,027
借 入 金		5,615,576	5,366,701	5,251,084	5,067,818	5,018,097	8,478,960	9,132,230	8,272,985	7,558,008
借 入 金		3,635,501	3,458,081	3,337,017	3,140,709	3,109,411	5,846,249	5,375,869	4,583,018	3,883,718
社 債		3,635,501	3,458,081	3,337,017	3,140,709	3,109,411	5,846,249	5,375,869	4,583,018	3,883,718
そ の 他 負 債		845,800	662,000	595,279	555,890	470,077	499,049	417,521	330,903	236,700
未 払 費 用		5,652	4,673	3,975	4,029	3,178	4,019	3,378	3,053	3,437
前 受 収 益		3,971	3,103	2,280	1,583	1,027	735	603	564	562
金 融 派 生 商 品		36	41	76	73	88	87	77	86	88
リ ー ス 債 務		0	1	—	3	57	16	—	—	—
そ の 他 の 負 債		486	324	222	322	529	1,115	912	857	967
賞 与 引 当 金		1,157	1,201	1,396	2,045	1,476	2,065	1,784	1,544	1,818
役 員 賞 与 引 当 金		1,080	1,092	1,125	1,180	1,202	1,232	1,213	1,251	1,272
退 職 給 付 引 当 金		5	6	6	6	6	6	6	6	7
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		19,733	19,992	20,182	20,160	20,268	20,485	21,288	22,048	22,813
支 払 承 諾		14	11	9	10	13	14	20	25	17
(負 債 の 部 合 計)		6,034	8,426	12,009	15,617	19,619	22,928	26,565	28,225	28,015
資 本 金		4,513,824	4,154,284	3,969,605	3,737,605	3,623,778	6,393,986	5,845,863	4,968,532	4,175,982
利 益 剰 余 金		1,469,185	1,549,285	1,594,085	1,635,785	1,703,937	2,546,937	3,920,007	3,986,313	4,047,643
そ の 他 利 益 剰 余 金		△367,432	△336,867	△313,070	△305,572	△309,618	△461,963	△633,639	△681,860	△665,774
繰 越 利 益 剰 余 金		△367,432	△336,867	△313,070	△305,572	△309,618	△461,963	△633,639	△681,860	△665,774
株 主 資 本 合 計		△367,432	△336,867	△313,070	△305,572	△309,618	△461,963	△633,639	△681,860	△665,774
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,101,752	1,212,417	1,281,014	1,330,212	1,394,318	2,084,973	3,286,367	3,304,452	3,381,868
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		—	—	464	—	—	—	—	—	157
(純 資 産 の 部 合 計)		—	—	464	—	—	—	—	—	157
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,101,752	1,212,417	1,281,479	1,330,212	1,394,318	2,084,973	3,286,367	3,304,452	3,382,025
		5,615,576	5,366,701	5,251,084	5,067,818	5,018,097	8,478,960	9,132,230	8,272,985	7,558,008

(注) 単位未満切り捨て

向 け 業 務

対 照 表

② 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目	年 度									
資 産 の 部	現 金 預 け 金	3,478	4,613	8,389	9,842	16,381	11,976	11,000	5,737	2,795
	現 金	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	預 け 金	3,478	4,613	8,389	9,842	16,381	11,976	11,000	5,737	2,795
	買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券	25,343	33,330	36,342	39,336	38,677	34,166	36,786	44,360	41,377
	国 債	21,004	21,199	21,193	21,186	21,180	21,173	21,166	21,160	21,153
	社 債	4,339	12,130	15,149	18,150	17,497	12,993	15,620	23,200	20,223
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 資 産	33	43	59	99	115	127	366	575	730
	前 払 費 用	—	31	50	70	90	79	0	0	0
	未 収 収 益	10	6	6	8	8	7	7	7	6
	金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	359	532	712
	そ の 他 の 資 産	22	5	2	21	16	41	0	35	11
	前 払 年 金 費 用	5	6	6	5	2	4	3	3	2
	支 払 承 諾 見 返	11,809	33,154	49,667	67,796	78,460	68,087	—	—	—
	貸 倒 引 当 金	△5	△99	△83	△73	△30	△18	—	—	—
資 産 の 部 合 計		40,664	71,049	94,382	117,007	133,606	114,344	48,157	50,676	44,905
負 債 及 び 純 資 産 の 部	社 債	4,000	13,000	19,800	24,200	30,000	21,000	22,500	25,000	19,200
	そ の 他 負 債	9	59	72	115	118	160	264	503	590
	未 払 費 用	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	前 受 収 益	—	36	62	89	117	104	—	—	—
	金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	262	460	574
	そ の 他 の 負 債	8	22	8	24	0	55	1	40	14
	賞 与 引 当 金	2	2	2	2	2	3	2	2	2
	役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 引 当 金	40	31	30	31	46	40	43	36	38
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 払 承 諾	11,809	33,154	49,667	67,796	78,460	68,087	—	—	—
	(負 債 の 部 合 計)	15,860	46,248	69,573	92,145	108,629	89,292	22,810	25,541	19,832
	資 本 金	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476
	利 益 剰 余 金	327	324	333	386	501	576	670	574	642
	利 益 準 備 金	170	249	286	310	348	424	500	585	574
	そ の 他 利 益 剰 余 金	157	75	46	76	153	151	170	△11	68
	繰 越 利 益 剰 余 金	157	75	46	76	153	151	170	△11	68
	株 主 資 本 合 計	24,803	24,800	24,809	24,862	24,977	25,052	25,146	25,050	25,118
	その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—	—	199	84	△44
	評価・換算差額等合計	—	—	—	—	—	—	199	84	△44
(純 資 産 の 部 合 計)		24,803	24,800	24,809	24,862	24,977	25,052	25,346	25,134	25,073
負債及び純資産の部合計		40,664	71,049	94,382	117,007	133,606	114,344	48,157	50,676	44,905

(注) 単位未満切り捨て

(2) 連 続 損 益

① 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	104,150	96,081	89,762	84,376	80,812	80,698	72,500	67,355	79,348
資 金 運 用 収 益	87,336	78,941	72,739	67,965	64,923	65,096	58,615	54,116	65,217
貸 出 金 利 息	87,332	78,939	72,737	67,963	64,921	65,095	58,613	54,115	65,216
有価証券利息配当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0
買 現 先 利 息	0	—	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2	1	1	1	1	0	0	0	0
そ の 他 の 受 入 利 息	0	0	0	0	0	0	—	0	0
役 務 取 引 等 収 益	34	47	72	107	131	157	162	177	202
そ の 他 の 役 務 収 益	34	47	72	107	131	157	162	177	202
そ の 他 業 務 収 益	—	—	4	—	—	—	—	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	4	—	—	—	—	—	—
政 府 補 給 金 収 入	14,655	14,871	15,039	14,179	14,391	14,180	12,737	12,224	13,184
一 般 会 計 より 受 入	14,651	14,869	15,037	14,178	14,390	14,179	12,737	12,223	13,184
特 別 会 計 より 受 入	3	2	2	1	0	0	0	0	0
そ の 他 経 常 収 益	2,123	2,220	1,906	2,123	1,365	1,264	985	837	743
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
償 却 債 権 取 立 益	175	153	54	254	79	87	102	90	90
株 式 等 売 却 益	—	10	136	366	81	386	238	132	53
そ の 他 の 経 常 収 益	1,948	2,056	1,716	1,502	1,204	789	644	614	599
経 常 費 用	79,395	65,498	65,955	76,845	84,799	232,949	244,114	115,539	63,244
資 金 調 達 費 用	21,152	16,210	11,796	8,412	5,666	4,423	3,820	4,245	4,249
コ ー ル マ ネ ー 利 息	58	△8	△6	△3	△3	17	△0	△0	—
借 用 金 利 息	15,198	11,947	8,944	6,197	4,096	3,285	2,948	3,507	3,765
社 債 利 息	5,894	4,270	2,858	2,218	1,572	1,120	872	738	483
役 務 取 引 等 費 用	79	77	68	62	58	59	59	57	55
そ の 他 の 役 務 費 用	79	77	68	62	58	59	59	57	55
そ の 他 業 務 費 用	268	344	452	550	432	294	27	488	905
外 国 為 替 売 買 損	18	94	203	339	340	137	10	476	893
国 債 等 債 券 償 却	—	—	—	3	—	8	—	—	—
社 債 発 行 費 償 却	249	248	249	206	91	149	17	12	11
金 融 派 生 商 品 費 用	0	1	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営 業 経 費	25,957	26,817	26,652	27,124	27,303	28,723	28,988	30,060	31,281
そ の 他 経 常 費 用	31,937	22,049	26,986	40,695	51,339	199,448	211,217	80,686	26,752
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,430	18,233	23,780	36,968	48,762	197,670	207,191	75,154	21,200
貸 出 金 償 却	2,549	1,890	1,762	2,733	1,529	1,254	3,222	2,651	3,534
株 式 等 償 却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	1,957	1,924	1,442	992	1,048	523	803	2,880	2,017
経常利益又は経常損失(△)	24,755	30,582	23,807	7,531	△3,986	△152,250	△171,613	△48,183	16,103
特 別 利 益	2	0	0	0	6	—	0	—	0
固 定 資 産 処 分 益	2	0	0	0	6	—	—	—	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	0	—	0
特 別 損 失	42	17	9	34	64	94	62	36	17
固 定 資 産 処 分 損	16	17	8	22	64	94	62	36	17
減 損 損 失	25	—	0	12	—	—	—	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	24,715	30,564	23,797	7,497	△4,045	△152,345	△171,676	△48,220	16,085

(注) 単位未満切り捨て

計 算 書

② 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	354	406	380	486	682	724	565	423	582
資 金 運 用 収 益	337	341	173	201	225	231	212	219	233
有価証券利息配当金	335	341	173	201	225	231	212	219	233
買 現 先 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2	0	0	0	0	0	0	0	0
役 務 取 引 等 収 益	12	46	165	273	385	479	—	—	—
そ の 他 の 役 務 収 益	12	46	165	273	385	479	—	—	—
そ の 他 業 務 収 益	—	—	—	—	—	—	229	89	192
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	—	—	—	—	229	89	192
そ の 他 経 常 収 益	4	18	41	11	71	13	123	113	156
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	16	9	42	12	18	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	4	18	24	1	29	1	105	113	156
経 常 費 用	197	330	334	410	529	573	395	434	514
資 金 調 達 費 用	0	1	2	4	3	3	3	8	44
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	△0	—	—	—	—	—	—	—
社 債 利 息	0	1	2	4	3	3	3	8	44
役 務 取 引 等 費 用	101	123	227	306	404	472	161	181	211
そ の 他 の 役 務 費 用	101	123	227	306	404	472	161	181	211
そ の 他 業 務 費 用	8	19	14	18	13	1	20	26	0
社 債 発 行 費 償 却	8	19	14	18	13	1	20	26	0
そ の 他 の 業 務 費 用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営 業 経 費	82	92	90	81	82	95	105	104	101
そ の 他 経 常 費 用	5	94	0	0	25	0	104	113	155
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5	94	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等 償 却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	—	0	0	0	25	0	104	113	155
経常利益又は経常損失(△)	157	75	46	76	153	151	170	△11	68
特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	157	75	46	76	153	151	170	△11	68

(注) 単位未満切り捨て

(3) 融 資

① 貸 付 額 の 推 移 (実行ベース)

(単位 百万円)

区 分	年 度		27		28		29		30	
	件数, 金額		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 庫 貸 付			24,777	1,672,017	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,093	1,233,137
方式	直接貸付		24,773	1,671,840	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,091	1,233,127
	代理貸付		4	177	0	0	0	0	2	11
使 途	設備資金		5,640	377,167	6,756	467,648	6,553	437,589	7,834	519,151
	運転資金		19,137	1,294,851	16,689	1,091,775	15,938	1,047,466	12,259	713,986
投資育成会社貸付			—	—	—	—	—	—	—	—
設備貸与機関貸付			—	—	—	—	—	—	—	—
計			24,777	1,672,017	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,093	1,233,137

区 分	年 度		元		2		3		4		5	
	件数, 金額		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 庫 貸 付			19,521	1,147,409	55,013	4,564,807	21,068	1,687,369	17,845	1,355,114	16,185	1,182,035
方式	直接貸付		19,521	1,147,409	55,013	4,564,807	21,068	1,687,369	17,845	1,355,114	16,185	1,182,035
	代理貸付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使 途	設備資金		7,993	499,730	4,108	322,479	4,265	337,724	4,636	381,765	4,823	383,640
	運転資金		11,528	647,679	50,905	4,242,327	16,803	1,349,644	13,209	973,348	11,362	798,395
投資育成会社貸付			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備貸与機関貸付			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計			19,521	1,147,409	55,013	4,564,807	21,068	1,687,369	17,845	1,355,114	16,185	1,182,035

業 務

② 業 種 別 貸 付 額 の 推 移 (実行ベース)

(単位 百万円)

業種名 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
製 造 業	806,641	768,096	715,171	586,081	509,234	1,527,836	637,317	590,541	522,527
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,831	3,548	2,889	2,439	2,416	3,031	2,449	1,837	1,014
建 設 業	85,246	81,709	80,656	70,152	66,399	351,312	107,829	85,953	76,086
卸 売 業, 小 売 業	321,782	258,664	268,159	193,721	177,060	884,760	302,292	252,861	216,688
不動産業, 物品賃貸業	113,989	102,400	105,913	83,603	84,603	219,608	92,589	68,422	57,878
運 輸 業, 郵 便 業	118,251	125,963	118,400	107,574	104,992	337,631	147,526	125,169	104,089
情 報 通 信 業	22,153	23,360	22,360	22,354	26,487	112,448	35,673	33,932	39,370
電気・ガス・熱供給・水道業	45,307	37,168	23,728	25,585	28,793	21,065	17,874	15,790	9,666
宿泊業, 飲食サービス業	60,845	64,146	62,330	64,097	66,577	497,029	173,443	76,678	57,593
医 療, 福 祉	2,216	2,192	2,670	2,082	3,314	13,170	5,199	4,110	3,590
教育, 学 習 支 援 業	7,283	7,096	5,026	6,517	7,154	35,565	8,047	4,945	5,963
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	10	—	—	—	—
学術研究, 専門・技術サービス業	14,492	15,561	16,252	12,523	11,324	72,338	17,941	17,333	18,419
生活関連サービス業, 娯楽業	31,721	34,120	27,002	27,110	29,040	301,316	77,697	45,196	35,419
サービス業(他に分類されないもの)	38,805	34,829	33,902	29,155	29,560	137,745	40,811	32,139	33,204
金 融 業, 保 険 業	450	563	588	138	440	2,290	245	200	522
計	1,672,017	1,559,422	1,485,055	1,233,137	1,147,409	4,517,149	1,666,939	1,355,113	1,182,034

(注) 百万円未満切り捨て

③ 原 資 の 構 成 と 推 移 (資金ベース)

(単位 百万円)

業種名 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一 般 会 計 出 資 金	2,900	36,400	4,500	10,300	30,152	842,600	1,373,000	66,300	61,300
東日本大震災復興特別会計出資金	8,000	7,700	3,300	1,400	1,000	400	70	6	30
産 業 投 資 出 資 金	19,000	36,000	37,000	30,000	37,000	—	—	—	—
財政融資資金借入金	872,000	771,000	876,000	721,200	844,000	3,699,600	526,800	112,400	81,500
簡 保 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産 業 投 資 借 入 金	3,460	—	13	319	—	—	—	—	—
政府保証国内債	60,000	60,000	50,000	40,000	—	—	—	—	—
政 府 引 受 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 外 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財 投 機 関 債	51,000	41,000	48,200	36,600	39,200	80,000	1,700	—	—
自己資金(回収金等)	646,147	617,702	475,714	407,574	185,742	△32,626	△206,328	1,165,016	1,039,172
計	1,662,507	1,569,802	1,494,727	1,247,393	1,137,094	4,589,974	1,695,242	1,343,722	1,182,002

貸 付 種 別	貸 付 対 象	貸 付 限 度 額
特 別 貸 付 チ ャ レ ン ジ 融 資 新 企 業 育 成 貸 付 新 事 業 育 成 資 金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内のかた	(直) 720百万円
ス タ ー ト ア ッ プ 支 援 資 金	スタートアップのかた	(直) 2,000百万円
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)であり、新規開業して7年以内のかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
再 挑 戦 支 援 資 金 (再 チ ャ レ ン ジ 支 援 融 資)	廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人のかた	(直) 720百万円
新 事 業 活 動 促 進 資 金	「経営革新計画」、「経営力向上計画」の承認を受けたかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
中 小 企 業 経 営 力 強 化 資 金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けているかた	(直) 720百万円
企 業 活 力 強 化 貸 付 企 業 活 力 強 化 資 金	経営の近代化及び合理化を進めるかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
I T 活 用 促 進 資 金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境変化に対応するための情報化投資を行うかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
海 外 展 開 ・ 事 業 再 編 資 金	経済の構造的変化に適応するために、海外展開や海外展開事業の再編等を行うかた	(直) 1,440百万円 (代) 120百万円
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 促 進 資 金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれるかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
事業承継・集約・活性化支援資金	経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化するかたなど	(直) 1,440百万円
観 光 産 業 等 生 産 性 向 上 資 金	観光に関する事業を行うかたであり、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図るかた	(直) 720百万円
働 き 方 改 革 推 進 支 援 資 金	非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を行うかたなど	(直) 720百万円
S D G s 推 進 資 金	S D G s の推進を図るかた	(直) 720百万円
環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 貸 付 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 資 金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備、産業公害防止施設等を設置するかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
B C P 資 金	災害発生に備えて防災に資する施設等を整備するかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト ・ 再 生 融 資 セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付 経 営 環 境 変 化 対 応 資 金	一時的な売上高の減少等業況が悪化しているかた、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしているかたなど	(直) 720百万円
金 融 環 境 変 化 対 応 資 金	金融機関との取引状況の変化等により一時的に資金繰りが悪化しているかた	(直) 300百万円
取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしているかたなど	(直・代) 150百万円

業 務 (続)
制 度

(単位 百万円, %)

利 率 (注)	貸 付 期 間 (以内)
基準利率 特別利率①, ②, ③ (上限2.5%)	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率② (上限2.5%)	設 備 20年 運 転 20年 社債・新株予約権付貸付 20年
基準利率 特別利率①, 特別利率①-0.2%, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 15年
基準利率, 基準利率-0.2% 特別利率①, ②	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率, 基準利率-0.2% 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ②, ③ (上限2.5%)	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ② (上限2.5%)	設 備 20年 運 転 10年
基準利率 特別利率①	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率, 基準利率-0.65% 特別利率①, ②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率 特別利率②, ③	設 備 20年 運 転 7 年
基準利率, 基準利率-0.4% (運転: 上限2.5%)	設 備 15年 運 転 8 年
基準利率 (運転: 上限2.5%)	設 備 15年 運 転 8 年
基準利率 倒産対策利率A, B	運 転 8 年

(3) 融 資
④ 貸 付

貸 付 種 別	貸 付 対 象	貸 付 限 度 額
企 業 再 生 貸 付 事業再生・企業再建支援資金	民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行ったかた、経営改善又は経営再建等に取り組むかたなど	(直) 720百万円
災 害 復 旧 貸 付	指定した災害により被害を受けた中小企業者	(直) 別枠150百万円 (代) 別枠75百万円
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 貸 付	東日本大震災により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 300百万円 (代) 75百万円 社会的要因関連 (直) 720百万円
令 和 2 年 7 月 豪 雨 特 別 貸 付	令和2年7月豪雨により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 300百万円 (代) 75百万円 社会的要因関連 (直) 720百万円
令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 特 別 貸 付	令和6年能登半島地震により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 300百万円 (代) 75百万円 社会的要因関連 (直) 720百万円
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているかた	(直) 600百万円
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあつて、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図るかた	(直) 1,500百万円
挑 戦 支 援 資 本 強 化 特 別 貸 付	新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。）または企業再生貸付（一部の制度を除く。）の貸付けを受けるかたのうち、地域経済の活性化に係る一定の要件を満たすかた	(直) 1,000百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 特 別 貸 付 特 例 制 度 公 庫 融 資 借 換 特 例	特別貸付制度（一部を除く）の貸付対象に該当するかた 経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付、事業再生・企業再建支援資金、事業承継・集約・活性化支援資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付又は挑戦支援資本強化特別貸付の貸付けを受けるかた	(直) 1,400百万円
設 備 資 金 貸 付 利 率 特 例	東日本大震災からの再建復興を図るため、特別貸付制度（一部を除く）による設備資金の貸付けを受けるかた	
賃 上 げ 貸 付 利 率 特 例	特別貸付制度（一部を除く）による貸付けを受けるかた	

(注) 適用利率は、一部を除き、信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率を適用

業 務 (続)
制 度 (続)

(単位 百万円, %)

利 率 (注)	貸 付 期 間 (以内)	
基準利率 特別利率②, ③ (上限2.5%)	設 備 運 転	20年 15年 (一部1年)
基準利率, 災害利率 特別災害利率	設 備 運 転	15年 10年
基準利率, 基準利率-1.4% 基準利率-1.2%, 基準利率-1.1% 基準利率-0.9%, 基準利率-0.5% 基準利率-0.3%, 基準利率-0.2% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限2.5%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率	設 備, 運 転	20年
コロナ劣後ローン利率	設 備, 運 転	5年1ヵ月 7年 10年 15年 20年
劣後ローン利率	設 備, 運 転	5年1ヵ月, 6年から20年までの 各年
シンジケートローンの参加金融機関が合意した貸付利率	設 備, 運 転	30年
基準利率等 加重平均金利		
0.5% (貸付期間の全ての期間についての控除利率)		
0.5% (貸付後2年間の控除利率)		

(3) 融 資
⑤ 金 利

実施年度 種別	29											
基 準 利 率	(4.12)	(5.17)	(6.9)	(7.12)	(8.9)	(9.13)	(10.12)	(11.10)	(12.13)	(1.18)	(2.9)	(3.9)
							1.16					
特 別 利 率 ①							0.76					
特 別 利 率 ②							0.51					
特 別 利 率 ③							0.30					
実施年度 種別	元											
基 準 利 率	(4.1)	(5.7)	(6.3)	(7.1)	(8.1)	(9.2)	(10.1)	(11.1)	(12.2)	(1.6)	(2.3)	(3.2)
	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11
特 別 利 率 ①	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71
特 別 利 率 ②	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
特 別 利 率 ③	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
実施年度 種別	3											
基 準 利 率	(4.1)	(5.6)	(6.1)	(7.1)	(8.2)	(9.1)	(10.1)	(11.1)	(12.1)	(1.4)	(2.1)	(3.1)
	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.07
特 別 利 率 ①	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
特 別 利 率 ②	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.42
特 別 利 率 ③	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
実施年度 種別	5											
基 準 利 率	(4.3)	(5.1)	(6.1)	(7.3)	(8.1)	(9.1)	(10.2)	(11.1)	(12.1)	(1.4)	(2.1)	(3.1)
	1.03	1.07	1.04	1.02	1.04	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.30
特 別 利 率 ①	0.63	0.67	0.64	0.62	0.64	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.90
特 別 利 率 ②	0.50	0.42	0.39	0.37	0.39	0.55	0.60	0.70	0.75	0.65	0.55	0.65
特 別 利 率 ③	0.45	0.35	0.30	0.30	0.30	0.45	0.55	0.65	0.70	0.60	0.50	0.60

(注) ()内は月日。
金利は、貸付期間5年以内の利率を示している。

業 務 (続)
の 推 移(単位 %)

30

(4. 11)	(5. 16)	(6. 13)	(7. 11)	(8. 10)	(9. 13)	(10. 11)	(11. 9)	(12. 12)	(1. 17)	(2. 14)	(3. 13)
						1. 11			1. 11	1. 11	1. 11
						0. 71			0. 71	0. 71	0. 71
						0. 46			0. 46	0. 46	0. 46
						0. 30			0. 30	0. 30	0. 30

2

(4. 1)	(5. 1)	(6. 1)	(7. 1)	(8. 3)	(9. 1)	(10. 1)	(11. 2)	(12. 1)	(1. 4)	(2. 1)	(3. 1)
1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11
0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71	0. 71
0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46	0. 46
0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30

4

(4. 1)	(5. 2)	(6. 1)	(7. 1)	(8. 1)	(9. 1)	(10. 3)	(11. 1)	(12. 1)	(1. 4)	(2. 1)	(3. 1)
1. 08	1. 06	1. 06	1. 07	1. 06	1. 06	1. 03	1. 05	1. 03	1. 20	1. 08	1. 20
0. 68	0. 66	0. 66	0. 67	0. 66	0. 66	0. 63	0. 65	0. 63	0. 80	0. 70	0. 80
0. 43	0. 41	0. 41	0. 42	0. 41	0. 41	0. 38	0. 40	0. 38	0. 55	0. 65	0. 60
0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 35	0. 30	0. 40	0. 60	0. 55

6

(4. 1)	(5. 1)	(6. 3)	(7. 1)	(8. 1)	(9. 2)	(10. 1)	(11. 1)	(12. 2)	(1. 6)
1. 30	1. 40	1. 50	1. 50	1. 50	1. 50	1. 35	1. 45	1. 65	1. 65
0. 90	1. 00	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	0. 95	1. 05	1. 25	1. 25
0. 65	0. 75	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85	0. 70	0. 80	1. 00	1. 00
0. 55	0. 60	0. 65	0. 70	0. 70	0. 60	0. 60	0. 65	0. 75	0. 80

(4) 証 券 化

① 原資の構成と推移（資金ベース）

(単位 百万円)

年 度 科 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
政 府 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財 政 融 資 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
簡 保	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 小 企 業 債 券	4,000	9,000	6,800	8,400	5,800	—	8,300	10,900	—
自己資金（回収金等）	339	203	67	48	94	3,303	46	8	—
計	4,339	9,203	6,867	8,448	5,894	3,303	8,346	10,908	—

② 保証型に係る業種別保証状況

(単位 百万円)

業 種	17年度			18年度			19年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
製 造 業	168	2,626	23.7%	31	1,043	13.3%	13	309	14.0%
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	115	2,097	19.0%	30	1,111	14.1%	9	161	7.3%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2	84	0.8%	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	10	280	2.5%	7	242	3.1%	8	147	6.7%
運 輸 業	39	870	7.9%	19	576	7.3%	3	66	3.0%
卸 売 ・ 小 売 業	130	2,546	23.0%	56	1,809	23.0%	25	573	26.0%
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	1	3	0.0%	—	—	—
不 動 産 業	34	1,017	9.2%	40	1,515	19.3%	18	539	24.5%
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	25	515	4.7%	19	501	6.4%	6	131	6.0%
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究, 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	61	1,022	9.2%	38	1,056	13.4%	14	274	12.5%
合 計	584	11,060	100.0%	241	7,861	100.0%	96	2,202	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨てである。

比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。

平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

支 援 業 務

③ 保証型に係る都道府県別保証状況

(単位 百万円)

地 域			17年度			18年度			19年度		
			件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
北海道	北 地 区	道	14	268	2.4%	23	465	5.9%	12	226	10.3%
		青森	12	399	3.6%	15	441	5.6%	2	17	0.8%
		岩手	2	100	0.9%	1	63	0.8%	—	—	—
		宮城	8	182	1.6%	9	273	3.5%	2	8	0.4%
		秋田	5	122	1.1%	6	126	1.6%	2	49	2.2%
		山形	1	14	0.1%	—	—	—	1	35	1.6%
		福島	7	67	0.6%	5	86	1.1%	—	—	—
		東北計	35	884	8.0%	36	989	12.6%	7	109	5.0%
		茨城	11	105	0.9%	2	105	1.3%	—	—	—
		栃木	1	14	0.1%	—	—	—	—	—	—
関東・甲信越・静岡地区	部 地 区	群馬	6	143	1.3%	3	100	1.3%	3	112	5.1%
		埼玉	129	1,894	17.1%	5	140	1.8%	1	35	1.6%
		千葉	7	175	1.6%	6	175	2.2%	1	35	1.6%
		東京計	279	5,000	45.2%	37	1,694	21.6%	19	420	19.1%
		神奈川	4	192	1.7%	11	469	6.0%	7	168	7.6%
		新潟	5	129	1.2%	—	—	—	—	—	—
		長野	4	98	0.9%	3	108	1.4%	—	—	—
		山梨	5	133	1.2%	2	45	0.6%	1	35	1.6%
		静岡	8	215	1.9%	6	206	2.6%	3	85	3.9%
		関東・甲信越・静岡地区計	459	8,100	73.2%	75	3,045	38.7%	35	890	40.4%
中部地区	陸 地 区	岐阜	2	58	0.5%	1	21	0.3%	—	—	—
		愛知	3	88	0.8%	9	364	4.6%	1	21	1.0%
		三重	—	—	—	2	73	0.9%	—	—	—
		中部計	5	147	1.3%	13	482	6.1%	1	21	1.0%
		富山	1	35	0.3%	1	5	0.1%	1	35	1.6%
		石川	11	249	2.3%	6	151	1.9%	1	21	1.0%
		福井	5	49	0.4%	6	150	1.9%	2	63	2.9%
		北陸計	17	333	3.0%	13	308	3.9%	4	119	5.4%
		滋賀	1	35	0.3%	2	44	0.6%	2	49	2.2%
		京都	2	74	0.7%	2	91	1.2%	1	28	1.3%
関西地区	歌 地 区	大阪	6	175	1.6%	17	721	9.2%	5	98	4.5%
		兵庫	2	70	0.6%	4	175	2.2%	7	136	6.2%
		奈良	1	16	0.1%	2	37	0.5%	—	—	—
		和歌山	—	—	—	2	105	1.3%	—	—	—
		関西計	12	371	3.4%	28	1,150	14.6%	15	311	14.1%
		鳥取	—	—	—	1	32	0.4%	—	—	—
		島根	1	21	0.2%	3	49	0.6%	—	—	—
		岡山	7	149	1.3%	7	206	2.6%	2	38	1.7%
		広島	8	199	1.8%	10	301	3.8%	2	28	1.3%
		山口計	—	—	—	2	91	1.2%	3	35	1.6%
中国地区	国 地 区	広島計	16	369	3.3%	23	679	8.6%	7	101	4.6%
		島根	1	7	0.1%	—	—	—	—	—	—
		岡山	3	104	0.9%	2	35	0.4%	1	35	1.6%
		広島	3	59	0.5%	4	39	0.5%	—	—	—
		愛媛	—	—	—	1	70	0.9%	—	—	—
		高知	—	—	—	1	70	0.9%	—	—	—
		四国計	7	170	1.5%	7	144	1.8%	1	35	1.6%
		福岡	7	168	1.5%	6	87	1.1%	9	294	13.4%
		佐賀	—	—	—	2	98	1.2%	—	—	—
		長崎	1	14	0.1%	3	84	1.1%	1	7	0.3%
九州地区	児 地 区	熊本	6	60	0.5%	7	215	2.7%	1	34	1.6%
		大分	1	52	0.5%	1	7	0.1%	1	14	0.6%
		宮崎	1	21	0.2%	2	39	0.5%	—	—	—
		鹿児島	3	98	0.9%	2	63	0.8%	2	38	1.7%
		九州計	19	413	3.7%	23	595	7.6%	14	387	17.6%
		沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		合 計	584	11,060	100.0%	241	7,861	100.0%	96	2,202	100.0%

(注) 本社所在地ベースによる。

金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。

比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。

平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

④ 買取型（キャッシュ方式）に係る業種別貸付状況

(単位 百万円)

業 種	17年度			18年度			19年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
製 造 業	324	7,501	27.2%	118	2,736	32.9%	47	958	19.5%
鉱 業	3	130	0.5%	—	—	—	—	—	—
建 設 業	198	4,628	16.8%	68	1,225	14.7%	36	740	15.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	3	80	1.0%	—	—	—
情報通信業	37	805	2.9%	9	184	2.2%	5	150	3.1%
運 輸 業	87	2,176	7.9%	26	537	6.5%	11	295	6.0%
卸売・小売業	285	6,925	25.1%	89	1,734	20.9%	64	1,598	32.6%
金融・保険業	—	—	—	1	10	0.1%	—	—	—
不動産業	35	1,193	4.3%	26	833	10.0%	15	395	8.1%
飲食店・宿泊業	30	657	2.4%	8	115	1.4%	11	280	5.7%
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	3	85	0.3%	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	159	3,484	12.6%	41	855	10.3%	22	490	10.0%
合 計	1,161	27,584	100.0%	389	8,309	100.0%	211	4,906	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。
比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

⑤ 買取型（シンセティック方式）に係る業種別貸付状況

(単位 百万円)

業 種	30年度			元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製 造 業	304	6,248	18.1%	269	5,322	16.0%	87	2,030	11.9%	277	5,438	15.8%	295	6,036	14.7%	363	6,467	14.2%
鉱 業	2	36	0.1%	6	105	0.3%	—	—	—	4	75	0.2%	3	44	0.1%	4	61	0.1%
建 設 業	437	7,902	22.8%	498	8,312	25.0%	235	4,512	26.5%	536	10,048	29.3%	570	11,433	27.9%	701	12,489	27.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	25	0.1%	2	40	0.1%	1	13	0.1%	2	36	0.1%	2	25	0.1%	9	153	0.3%
情報通信業	69	1,664	4.8%	64	1,565	4.7%	46	1,230	7.2%	44	1,039	3.0%	47	1,145	2.8%	53	873	1.9%
運 輸 業	131	2,668	7.7%	145	2,807	8.4%	71	1,509	8.9%	139	3,063	8.9%	154	3,465	8.4%	194	3,692	8.1%
卸売・小売業	349	7,695	22.2%	372	7,098	21.4%	162	3,861	22.7%	307	6,561	19.1%	364	7,963	19.4%	489	9,754	21.5%
金融・保険業	3	38	0.1%	1	18	0.1%	1	5	0.0%	2	10	0.0%	4	33	0.1%	4	27	0.1%
不動産業	141	3,668	10.6%	136	2,459	7.4%	62	1,266	7.4%	184	4,083	11.9%	229	5,442	13.3%	217	5,528	12.2%
飲食店・宿泊業	64	1,316	3.8%	73	1,310	3.9%	22	508	3.0%	26	540	1.6%	35	720	1.8%	81	1,502	3.3%
医療・福祉	1	5	0.0%	2	75	0.2%	3	50	0.3%	2	35	0.1%	9	167	0.4%	4	50	0.1%
教育・学習支援業	7	135	0.4%	16	325	1.0%	7	160	0.9%	4	93	0.3%	16	327	0.8%	12	220	0.5%
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	66	1,089	3.1%	68	1,279	3.8%	32	583	3.4%	60	964	2.8%	57	1,047	2.6%	81	1,340	2.9%
生活関連サービス業、娯楽業	37	707	2.0%	43	657	2.0%	23	317	1.9%	28	549	1.6%	53	974	2.4%	78	1,384	3.0%
サービス業(他に分類されないもの)	95	1,400	4.0%	112	1,860	5.6%	49	960	5.6%	101	1,789	5.2%	112	2,187	5.3%	120	1,896	4.2%
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	10	0.0%	2	36	0.1%
合 計	1,707	34,596	100.0%	1,807	33,232	100.0%	801	17,004	100.0%	1,716	34,323	100.0%	1,951	41,018	100.0%	2,412	45,472	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。
比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。

(注) 本社所在地ベースによる。
金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。
比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

⑦ 買取型（シンセティック方式）に係る都道府県別貸付状況

(単位 百万円)

地 域	30年度			元年度			2 年度			3 年度			4 年度			5 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
北海道	194	3,060	8.8%	243	3,647	11.0%	34	619	3.6%	121	2,372	6.9%	112	2,225	5.4%	127	2,407	5.3%
青森	8	239	0.7%	3	85	0.3%	4	200	1.2%	39	726	2.1%	43	742	1.8%	37	744	1.6%
岩手	46	829	2.4%	18	309	0.9%	—	—	—	—	—	—	31	480	1.2%	27	408	0.9%
宮城	35	659	1.9%	61	1,193	3.6%	14	403	2.4%	52	1,476	4.3%	73	1,951	4.8%	83	1,803	4.0%
秋田	6	95	0.3%	4	122	0.4%	—	—	—	1	50	0.1%	—	—	—	16	311	0.7%
山形	34	830	2.4%	27	496	1.5%	11	380	2.2%	31	964	2.8%	58	1,461	3.6%	67	1,767	3.9%
福島	5	75	0.2%	79	584	1.8%	—	—	—	2	39	0.1%	2	70	0.2%	14	337	0.7%
東北地区計	134	2,727	7.9%	192	2,789	8.4%	29	983	5.8%	125	3,255	9.5%	207	4,704	11.5%	244	5,370	11.8%
茨城	5	45	0.1%	3	50	0.2%	6	75	0.4%	6	60	0.2%	2	59	0.1%	4	105	0.2%
栃木	153	1,882	5.4%	148	1,717	5.2%	129	1,363	8.0%	285	3,366	9.8%	148	1,984	4.8%	243	2,985	6.6%
群馬	2	40	0.1%	16	201	0.6%	17	401	2.4%	21	385	1.1%	48	701	1.7%	69	885	1.9%
埼玉	43	472	1.4%	50	578	1.7%	52	654	3.8%	110	1,569	4.6%	87	1,329	3.2%	207	3,074	6.8%
千葉	2	30	0.1%	2	50	0.2%	—	—	—	1	20	0.1%	78	1,800	4.4%	101	2,064	4.5%
東京都	378	9,936	28.7%	224	5,954	17.9%	135	4,068	23.9%	152	4,410	12.8%	171	4,572	11.1%	100	2,369	5.2%
神奈川県	19	550	1.6%	68	1,747	5.3%	52	1,560	9.2%	153	3,994	11.6%	166	4,861	11.9%	319	7,620	16.8%
新潟	—	—	—	30	298	0.9%	22	245	1.4%	—	—	—	1	30	0.1%	—	—	—
長野	—	—	—	2	70	0.2%	1	30	0.2%	1	30	0.1%	—	—	—	103	1,565	3.4%
静岡県	29	478	1.4%	78	1,083	3.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	60	0.1%
岡崎	210	3,716	10.7%	139	2,761	8.3%	112	3,263	19.2%	171	4,163	12.1%	48	1,249	3.0%	61	1,249	2.7%
関東・甲信越・静岡地区計	841	17,149	49.6%	760	14,509	43.7%	526	11,659	68.6%	900	17,997	52.4%	749	16,585	40.4%	1,210	21,976	48.3%
岐阜	—	—	—	20	171	0.5%	4	42	0.2%	37	596	1.7%	55	975	2.4%	40	719	1.6%
愛知	1	29	0.1%	5	170	0.5%	2	80	0.5%	15	393	1.1%	26	768	1.9%	69	1,125	2.5%
三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中部地区計	1	29	0.1%	25	341	1.0%	6	122	0.7%	52	989	2.9%	81	1,743	4.2%	109	1,844	4.1%
富山	58	891	2.6%	60	712	2.1%	—	—	—	3	60	0.2%	43	905	2.2%	24	550	1.2%
石川	—	—	—	11	120	0.4%	—	—	—	2	50	0.1%	—	—	—	8	185	0.4%
福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	25	0.1%	2	70	0.2%	1	20	0.0%
北陸地区計	58	891	2.6%	71	832	2.5%	—	—	—	7	135	0.4%	45	975	2.4%	33	755	1.7%
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	317	0.9%	25	201	0.5%	36	303	0.7%
京都	3	40	0.1%	2	80	0.2%	—	—	—	—	—	—	25	333	0.8%	11	125	0.3%
大阪	134	3,268	9.4%	124	2,890	8.7%	47	1,102	6.5%	161	3,610	10.5%	146	3,517	8.6%	140	3,177	7.0%
兵庫	227	5,958	17.2%	205	4,832	14.5%	44	700	4.1%	119	1,975	5.8%	121	2,657	6.5%	91	1,904	4.2%
奈良	—	—	—	2	25	0.1%	—	—	—	48	981	2.9%	16	285	0.7%	10	110	0.2%
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
関西地区計	364	9,266	26.8%	333	7,827	23.6%	91	1,802	10.6%	363	6,883	20.1%	333	6,993	17.0%	288	5,619	12.4%
鳥取	6	72	0.2%	3	30	0.1%	—	—	—	—	—	—	40	779	1.9%	77	1,417	3.1%
島根	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	16	0.0%	10	160	0.4%
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73	1,625	4.0%	113	2,750	6.0%
広島	—	—	—	1	50	0.2%	—	—	—	—	—	—	6	165	0.4%	4	85	0.2%
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	1,028	2.5%	55	757	1.7%
中国地区計	6	72	0.2%	4	80	0.2%	—	—	—	—	—	—	196	3,613	8.8%	259	5,169	11.4%
徳島	29	330	1.0%	20	183	0.6%	1	20	0.1%	—	—	—	2	45	0.1%	4	65	0.1%
香川	—	—	—	93	1,895	5.7%	81	1,300	7.6%	—	—	—	55	1,083	2.6%	56	1,054	2.3%
愛媛	7	112	0.3%	16	538	1.6%	—	—	—	—	—	—	36	694	1.7%	33	745	1.6%
高知	—	—	—	1	30	0.1%	—	—	—	—	—	—	6	115	0.3%	10	115	0.3%
四国地区計	36	442	1.3%	130	2,646	8.0%	82	1,320	7.8%	—	—	—	99	1,937	4.7%	103	1,979	4.4%
福岡	—	—	—	1	20	0.1%	—	—	—	88	1,812	5.3%	100	1,763	4.3%	39	353	0.8%
佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	30	0.1%	2	40	0.1%	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	72	930	2.7%	47	511	1.5%	31	439	2.6%	57	830	2.4%	25	380	0.9%	—	—	—
大宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	10	0.0%	1	30	0.1%	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九州地区計	72	930	2.7%	48	531	1.6%	32	469	2.8%	148	2,692	7.8%	129	2,243	5.5%	39	353	0.8%
沖縄	1	30	0.1%	1	30	0.1%	1	30	0.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,707	34,596	100.0%	1,807	33,232	100.0%	801	17,004	100.0%	1,716	34,323	100.0%	1,951	41,018	100.0%	2,412	45,472	100.0%

(注) 本社所在地ベースによる。

金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。

比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。

2-iv. 信用保険

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科目										
資産の部	現金預け金	3,081,511	3,079,733	3,062,645	3,092,320	3,084,299	4,572,170	6,970,450	7,002,722	6,891,614
	現金	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	預け金	3,081,511	3,079,733	3,062,645	3,092,320	3,084,299	4,572,170	6,970,450	7,002,722	6,891,614
	その他の資産	14,040	10,813	10,888	10,110	14,269	23,806	6,172	7,666	11,306
	前払費用	429	0	—	—	—	0	0	0	0
	未収収益	332	127	83	75	69	39	32	278	319
	その他の資産	13,277	10,685	10,805	10,035	14,200	23,767	6,139	7,387	10,987
	有形固定資産	18,868	18,541	18,260	18,045	17,819	17,679	17,456	17,252	17,089
	建物	4,773	4,484	4,219	4,002	3,771	3,570	3,376	3,196	3,007
	土地	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968
	リース資産	87	58	48	55	65	122	97	76	105
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	39	30	24	19	14	18	14	11	8
	無形固定資産	1,788	2,080	1,662	1,174	1,145	1,164	1,586	2,700	3,213
	ソフトウェア	1,547	1,054	1,603	1,167	1,085	1,032	938	813	3,030
	リース資産	40	10	3	0	0	29	13	34	21
	その他の無形固定資産	200	1,015	55	6	59	103	634	1,852	161
資産の部合計		3,116,207	3,111,169	3,093,457	3,121,650	3,117,534	4,614,820	6,995,667	7,030,342	6,923,224
負債及び純資産の部	保険契約準備金	1,350,357	1,185,155	1,002,665	838,433	773,166	1,536,853	1,737,697	1,787,277	1,482,971
	その他の負債	1,265	1,191	1,391	1,390	1,017	1,667	1,453	1,250	1,940
	未払費用	26	28	28	30	31	29	28	28	28
	リース債務	140	79	58	61	74	171	127	126	145
	その他の負債	1,097	1,083	1,304	1,297	912	1,466	1,298	1,094	1,766
	賞与引当金	199	209	207	217	223	201	192	197	194
	役員賞与引当金	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	退職給付引当金	4,343	4,581	4,634	4,574	4,583	4,673	4,285	4,211	4,300
	役員退職慰労引当金	1	1	1	0	1	2	1	3	5
	(負債の部合計)	1,356,168	1,191,140	1,008,901	844,619	778,993	1,543,398	1,743,632	1,792,941	1,489,414
	資本剰余金	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284	3,503,984	5,394,121	5,309,054	5,284,100
	資本準備金	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284	3,503,984	5,394,121	5,309,054	5,284,100
	利益剰余金	11,155	86,045	196,571	288,646	286,257	△432,562	△142,087	△71,653	149,709
	利益準備金	—	11,155	86,045	196,571	288,646	286,257	—	—	—
	その他利益剰余金	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653	149,709
	繰越利益剰余金	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653	149,709
株主資本合計		1,760,039	1,920,029	2,084,555	2,277,030	2,338,541	3,071,421	5,252,034	5,237,400	5,433,810
(純資産の部合計)		1,760,039	1,920,029	2,084,555	2,277,030	2,338,541	3,071,421	5,252,034	5,237,400	5,433,810
負債及び純資産の部合計		3,116,207	3,111,169	3,093,457	3,121,650	3,117,534	4,614,820	6,995,667	7,030,342	6,923,224

(注) 単位未満切り捨て

等 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	276,048	302,026	313,778	291,390	195,366	201,636	182,005	179,653	477,596
資 金 運 用 収 益	2,173	851	414	402	340	249	156	1,338	1,953
有価証券利息配当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2,173	851	414	402	340	249	156	1,338	1,953
保 險 引 受 収 益	273,555	301,029	313,146	290,746	194,860	201,250	181,680	178,170	475,439
保 險 料	137,030	131,218	125,489	121,914	122,704	190,561	180,047	176,590	165,800
責任共有負担金収入	6,862	4,609	5,167	4,600	6,888	10,688	1,632	1,579	5,334
保険契約準備金戻入額	129,663	165,202	182,489	164,231	65,267	—	—	—	304,305
そ の 他 経 常 収 益	320	145	216	242	165	136	168	143	202
そ の 他 の 経 常 収 益	320	145	216	242	165	136	168	143	202
経 常 費 用	264,893	227,136	203,252	199,313	197,756	920,455	324,093	251,307	327,886
保 險 引 受 費 用	255,869	217,858	193,825	190,344	189,340	910,314	314,476	243,994	318,231
保 險 金	352,873	313,079	281,882	270,192	261,285	211,683	178,027	256,352	384,977
回 収 金	△97,003	△95,221	△88,056	△79,848	△71,944	△65,056	△64,394	△61,937	△66,745
保険契約準備金繰入額	—	—	—	—	—	763,687	200,844	49,579	—
営 業 経 費	4,938	5,248	5,305	5,198	5,019	5,195	4,906	4,823	5,266
そ の 他 経 常 費 用	4,085	4,029	4,120	3,770	3,396	4,945	4,709	2,488	4,389
そ の 他 の 経 常 費 用	4,085	4,029	4,120	3,770	3,396	4,945	4,709	2,488	4,389
経常利益又は経常損失(△)	11,155	74,889	110,526	92,076	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653	149,709
特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	0	—	—	1	0	0	—	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	—	—	1	0	0	—	0	0
当期純利益又は当期純損失(△)	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	△718,819	△142,087	△71,653	149,709

(注) 単位未満切り捨て

(3) 信用保険等業務
① 融資基金原資の推移

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	19	20上期	20下期	20合計	21～2	3	4	5
一 般 会 計 出 資	—	(△12,651) —	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計出資	—	—	—	—	—	—	—	—
累 計	673,228	660,577	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 累計欄は、中小企業信用保険公庫（特会承継分を含む）からの累計額であり、当該年度の損益処理前の残高である。
2. 出資欄における上段（ ）内計数は、融資基金取崩し額である。
3. 融資基金は、平成20年10月日本政策金融公庫設立時において、資本準備金に計上している。

② 信用保証協会に対する年度別貸付状況

(単位 百万円)

項目別 年 度	貸 付 原 資			年 度 中 貸 付					年 度 末 貸 付 残 高				
				長 期			短 期	計	長 期			短 期	計
	前年度繰越	年度中出資	年度中回収	普 通	特 別	小 計			普 通	特 別	小 計		
19.....	210,272	—	462,956	—	462,175	462,175	—	462,175	—	462,175	462,175	—	462,175
20..... (4～9月)	211,053	(△12,651) —	242,859	—	—	—	—	—	—	219,316	219,316	—	219,316
20..... (10～3月)	—	—	219,316	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20..... (4～3月)	211,053	(△12,651) —	462,175	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
元.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.....	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 平成20年9月までは、中小企業金融公庫の実績額、平成20年10月以降は日本政策金融公庫の実績額を計上している。
2. 年度中出資欄における上段（ ）内計数は、融資基金取崩し額である。
3. 株式会社日本政策金融公庫においては、出資された額の全額を資本準備金として計上している。

(3) 信用保険等業務

④ 保険種類別保険金支払状況

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
区 分										
(中小企業信用保険)										
普 通 保 険	件 数	4,467	3,956	3,602	3,250	3,140	2,636	1,801	2,002	2,741
	金 額	63,171	56,791	50,091	47,302	43,645	39,075	29,912	34,444	45,334
無 担 保 保 険	件 数	40,009	36,440	33,193	32,513	31,775	23,434	17,608	25,231	39,644
	金 額	287,858	254,941	230,776	221,235	215,661	170,986	146,779	220,773	337,995
特 別 小 口 保 険	件 数	264	186	180	170	146	87	49	50	70
	金 額	454	296	271	299	280	178	70	78	118
流動資産担保保険	件 数	42	25	17	17	17	17	13	15	7
	金 額	867	779	295	580	400	356	331	288	130
公 害 防 止 保 険	件 数	1	—	1	—	—	—	—	—	1
	金 額	3	—	5	—	—	—	—	—	15
エネルギー対策保険	件 数	—	—	—	—	—	—	—	1	2
	金 額	—	—	—	—	—	—	—	0	8
海外投資関係保険	件 数	1	—	1	1	4	2	—	—	2
	金 額	49	—	40	16	198	153	—	—	98
新事業開拓保険	件 数	6	3	—	2	—	—	1	1	—
	金 額	43	3	—	4	—	—	2	26	—
事業再生保険	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 定 社 債 保 険	件 数	87	102	81	168	260	220	230	162	248
	金 額	428	265	390	755	1,075	935	933	715	1,278
特定支払契約保険	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
研究開発等促進保険	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	件 数	44,877	40,712	37,075	36,121	35,342	26,396	19,702	27,462	42,715
	金 額	352,873	313,076	281,868	270,191	261,260	211,684	178,027	256,325	384,977
(機械保険経過業務)										
割 賦 ・ ロ ー ン	件 数	—	1	2	—	—	—	—	—	—
	金 額	—	4	13	—	—	—	—	—	—
リ ー ス	件 数	—	—	1	1	1	—	—	1	—
	金 額	—	—	0	1	1	—	—	27	—
合 計	件 数	—	1	3	1	1	—	—	1	—
	金 額	—	4	14	1	1	—	—	27	—
(破綻金融機関等関連特別保険等)										
破綻金融機関等関連 特別保険	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連 特別無担保保険	件 数	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	24	—	—	—	—
合 計	件 数	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—	24	—	—	—	—

(3) 信用保険等業務

⑤ 保険種類別元本回収金納付状況

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
(中小企業信用保険)									
普 通 保 険	41,072	39,922	34,366	29,818	25,644	21,911	21,242	18,466	20,398
無 担 保 保 険	50,411	49,679	48,213	45,044	41,723	38,975	39,090	39,301	41,818
特 別 小 口 保 険	332	315	315	270	289	263	222	240	214
流 動 資 産 担 保 保 険	111	89	43	82	56	33	32	47	83
公 害 防 止 保 険	6	8	9	9	6	2	4	3	8
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 険	0	0	0	0	1	0	0	0	0
海 外 投 資 関 係 保 険	19	2	2	4	12	6	3	1	2
新 事 業 開 拓 保 険	85	44	63	54	53	31	34	60	90
事 業 再 生 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 定 社 債 保 険	552	543	377	312	364	401	152	203	139
特 定 支 払 契 約 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
研 究 開 発 等 促 進 保 険	12	23	7	11	12	6	6	10	4
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	92,600	90,627	83,396	75,604	68,160	61,628	60,786	58,331	62,757
(機械保険経過業務)									
割 賦 ・ ロ ー ン	53	46	45	30	34	31	22	22	24
リ ー ス	85	72	65	62	54	39	42	35	17
合 計	138	118	110	92	88	70	64	58	41
(破綻金融機関等関連特別保険等)									
破綻金融機関等関連特別保険	0	0	0	0	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別無担保保険	0	8	2	0	15	0	0	0	0
合 計	0	8	2	0	15	0	0	0	0

2－v. 危機対応

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	799,968	798,251	779,106	756,033	742,410	767,321	1,198,479	1,168,219	1,137,919
	預 け 金	799,968	798,251	779,106	756,033	742,410	767,321	1,198,479	1,168,219	1,137,919
	買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貸 出 金	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	4,570,649	4,359,978	3,808,865	3,275,672
	証 書 貸 付	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	4,570,649	4,359,978	3,808,865	3,275,672
	そ の 他 資 産	749	600	439	365	192	269	174	170	113
	前 払 費 用	—	—	—	—	—	—	0	0	0
	未 収 収 益	722	536	430	288	182	188	153	131	113
	そ の 他 の 資 産	27	64	8	77	10	80	20	39	0
	有 形 固 定 資 産	1	0	1	1	1	3	3	2	3
	リ ー ス 資 産	1	0	1	1	1	3	3	2	3
	無 形 固 定 資 産	58	43	28	15	24	118	93	69	55
	ソ フ ト ウ ェ ア	57	43	28	15	5	117	92	68	48
	リ ー ス 資 産	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	その他の無形固定資産	0	0	0	—	19	—	0	0	5
	前 払 年 金 費 用	29	27	25	23	19	18	17	13	10
	資 産 の 部 合 計	3,874,051	3,623,221	3,162,820	2,571,751	2,070,388	5,338,380	5,558,745	4,977,341	4,413,773
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	4,420,649	4,209,978	3,728,865	3,195,672
	借 入 金	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	4,420,649	4,209,978	3,728,865	3,195,672
	社 債	—	—	—	—	—	150,273	150,145	80,072	80,015
	そ の 他 負 債	6,035	4,893	3,091	1,824	926	11,141	14,465	13,494	10,222
	未 払 費 用	676	528	421	274	171	179	148	121	95
	契 約 負 債	—	—	—	—	—	—	14,252	13,321	10,092
	前 受 収 益	5,314	4,285	2,644	1,433	735	10,855	—	—	—
	リ ー ス 債 務	1	1	1	1	2	5	4	3	4
	そ の 他 の 負 債	43	78	24	114	17	100	60	48	30
	賞 与 引 当 金	6	6	6	6	7	7	6	7	6
	役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 引 当 金	100	97	102	83	90	92	84	99	107
	役員退職慰労引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 償 損 失 引 当 金	24,497	28,529	38,045	29,244	25,652	25,449	25,950	28,088	28,803
	利 子 補 給 引 当 金	—	5,084	—	—	—	—	—	—	—
	(負 債 の 部 合 計)	3,103,884	2,862,909	2,424,466	1,846,471	1,354,417	4,607,613	4,400,631	3,850,628	3,314,828
	資 本 金	957,462	969,330	969,398	969,466	969,534	995,960	1,446,028	1,446,038	1,447,648
	利 益 剰 余 金	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	△265,192	△287,914	△319,325	△348,703
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	△265,192	△287,914	△319,325	△348,703
	繰 越 利 益 剰 余 金	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	△265,192	△287,914	△319,325	△348,703
	株 主 資 本 合 計	770,166	760,311	738,353	725,279	715,971	730,767	1,158,113	1,126,712	1,098,944
	(純 資 産 の 部 合 計)	770,166	760,311	738,353	725,279	715,971	730,767	1,158,113	1,126,712	1,098,944
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,874,051	3,623,221	3,162,820	2,571,751	2,070,388	5,338,380	5,558,745	4,977,341	4,413,773

(注) 単位未満切り捨て

円滑化業務

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	37,692	25,684	24,702	15,866	11,251	10,139	12,749	11,679	10,883
資 金 運 用 収 益	28,477	20,850	16,583	12,938	8,147	6,631	5,767	4,681	3,798
貸 出 金 利 息	27,792	20,815	16,529	12,892	8,078	6,576	5,756	4,654	3,729
有価証券利息配当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	685	34	45	46	41	55	11	27	69
その他の受入利息	—	—	7	0	27	—	—	—	—
役 務 取 引 等 収 益	3,272	2,900	2,153	1,376	834	1,998	3,371	3,340	3,416
損 害 担 保 補 償 料	3,272	2,900	2,153	1,376	834	1,998	3,371	3,340	3,416
政 府 補 給 金 収 入	354	289	256	162	146	154	164	155	181
一 般 会 計 より 受 入	354	289	256	162	146	154	164	155	181
そ の 他 経 常 収 益	5,588	1,644	5,709	1,388	2,123	1,354	3,446	3,502	3,485
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償損失引当金戻入益	4,518	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	1,070	1,644	5,709	1,388	2,123	1,354	3,446	3,502	3,485
経 常 費 用	48,783	47,407	46,728	29,008	20,627	21,769	35,471	43,090	40,260
資 金 調 達 費 用	27,792	20,815	16,537	12,892	8,105	6,480	5,628	4,581	3,672
借 用 金 利 息	27,792	20,815	16,529	12,892	8,078	6,575	5,754	4,653	3,728
社 債 利 息	—	—	—	—	—	△94	△126	△72	△56
その他の支払利息	—	—	7	0	27	—	—	—	—
役 務 取 引 等 費 用	9,549	6,593	—	—	—	—	—	—	—
損 害 担 保 補 償 金	9,549	6,593	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 業 務 費 用	11,059	10,566	7,555	4,941	2,750	5,143	19,910	24,739	22,207
社 債 発 行 費 償 却	—	—	—	—	—	161	2	2	1
利 子 補 給 金	11,059	5,481	7,555	4,941	2,750	4,981	19,907	24,737	22,206
利子補給引当金繰入額	—	5,084	—	—	—	—	—	—	—
営 業 経 費	203	193	189	179	169	206	198	208	202
そ の 他 経 常 費 用	178	9,238	22,446	10,995	9,602	9,939	9,734	13,560	14,178
補償損失引当金繰入額	—	8,992	22,231	10,847	9,507	9,903	9,189	13,140	13,191
そ の 他 の 経 常 費 用	178	246	214	147	95	35	545	420	986
経常利益又は経常損失(△)	△11,090	△21,722	△22,025	△13,142	△9,376	△11,630	△22,721	△31,410	△29,377
特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固 定 資 産 処 分 損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△11,090	△21,722	△22,025	△13,142	△9,376	△11,630	△22,721	△31,410	△29,377

(注) 単位未満切り捨て

(3) 危機対応円滑化業務実績

(単位 億円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
ツーステップ・ローン	1,052	5,292	854	－	350	35,495	2,912	157	－
貸付け等	1,052	5,292	854	－	350	35,495	2,912	157	－
C P 取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－
損害担保	10,775	5,474	892	11	8	23,646	5,932	1,708	－
貸付け等	10,775	5,474	892	11	8	23,646	5,932	1,708	－
C P 取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－
出 資	－	－	－	－	－	－	－	－	－
利子補給	111	55	126	50	28	46	182	230	205

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和6年3月末までに指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。
2. 損害担保のうち、貸付け等の実績は、指定金融機関が令和6年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和6年5月10日までに補償応諾した引受金額。
3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額（原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給）。

(4) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
貸 付 額	105,200	529,200	85,444	－	35,000	3,549,472	291,219	15,736	－
調 達 額									
借 入 金	105,200	529,200	85,444	－	35,000	3,399,472	291,219	15,736	－
政府保証国内債	－	－	－	－	－	150,000	－	－	－
財 投 機 関 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－
回 収 金 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	105,200	529,200	85,444	－	35,000	3,549,472	291,219	15,736	－

2－vi. 特 定 事 業 等

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	262	262	255	257	225	210	300	231	200
	預 け 金	262	262	255	257	225	210	300	231	200
	貸 出 金	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977	121,647	110,815	95,260	81,094
	証 書 貸 付	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977	121,647	110,815	95,260	81,094
	そ の 他 資 産	143	153	134	130	73	83	57	34	31
	前 払 費 用	－	－	－	－	－	－	0	0	0
	未 収 収 益	143	125	104	83	63	42	31	34	31
	そ の 他 の 資 産	0	28	30	47	9	40	26	0	0
	有 形 固 定 資 産	0	0	0	0	1	2	1	1	1
	リ ー ス 資 産	0	0	0	0	1	2	1	1	1
	無 形 固 定 資 産	19	14	9	6	9	19	15	101	103
	ソ フ ト ウ ェ ア	19	14	9	6	3	19	15	100	100
	リ ー ス 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の無形固定資産	0	0	0	－	6	－	0	0	3
	前 払 年 金 費 用	12	11	10	11	9	9	8	6	5
	資 産 の 部 合 計	76,715	68,697	57,273	45,108	133,296	121,972	111,198	95,635	81,436
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977	121,647	110,815	95,260	81,094
	借 入 金	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977	121,647	110,815	95,260	81,094
	そ の 他 負 債	145	161	134	154	76	96	69	38	35
	未 払 費 用	143	125	104	83	64	43	32	34	31
	リ ー ス 債 務	0	0	0	0	1	3	2	2	2
	そ の 他 の 負 債	0	35	28	70	11	49	35	1	0
	賞 与 引 当 金	3	3	3	3	3	3	3	3	4
	役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 引 当 金	54	54	60	44	49	47	45	50	55
	役員退職慰労引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(負 債 の 部 合 計)	76,479	68,473	57,060	44,906	133,107	121,794	110,933	95,353	81,189
	資 本 金	267	267	267	267	267	267	367	407	407
	利 益 剰 余 金	△31	△42	△54	△65	△77	△89	△102	△124	△160
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△31	△42	△54	△65	△77	△89	△102	△124	△160
	繰 越 利 益 剰 余 金	△31	△42	△54	△65	△77	△89	△102	△124	△160
	株 主 資 本 合 計	235	224	212	201	189	177	264	282	246
	(純 資 産 の 部 合 計)	235	224	212	201	189	177	264	282	246
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	76,715	68,697	57,273	45,108	133,296	121,972	111,198	95,635	81,436

(注) 単位未満切り捨て

促 進 円 滑 化 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	489	444	392	330	273	216	177	183	263
資 金 運 用 収 益	412	367	313	254	198	140	99	102	90
貸 出 金 利 息	412	367	313	254	198	140	99	102	90
預 け 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政 府 補 給 金 収 入	77	76	78	75	75	75	77	81	173
一 般 会 計 より 受 入	77	76	78	75	75	75	77	79	79
特 別 会 計 より 受 入	-	-	-	-	-	-	-	1	93
そ の 他 経 常 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 経 常 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経 常 費 用	499	455	404	341	286	227	189	206	298
資 金 調 達 費 用	412	367	313	254	198	140	99	102	90
借 用 金 利 息	412	367	313	254	198	140	99	102	90
そ の 他 業 務 費 用	-	-	-	-	-	-	-	1	93
利 子 補 給 金	-	-	-	-	-	-	-	1	93
営 業 経 費	87	88	90	86	87	86	90	102	114
そ の 他 経 常 費 用	-	0	0	0	0	0	0	0	-
そ の 他 の 経 常 費 用	-	0	0	0	0	0	0	0	-
経常利益又は経常損失(△)	△9	△11	△11	△10	△12	△11	△12	△22	△35
特 別 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 損 失	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固 定 資 産 処 分 損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△9	△11	△11	△10	△12	△11	△12	△22	△35

(注) 単位未満切り捨て

(3) 特定事業等促進円滑化業務実績

(単位 億円)

科 目 \ 年 度	年 度								
	27	28	29	30	元	2	3	4	5
ツーステップ・ローン	11	11	5	－	1,000	－	85	14	0
利子補給	－	－	－	－	－	－	－	0	1

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和6年3月末までに指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行）へ貸付実行した貸付金額。
2. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年11月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額（原則として各年12月1日から翌年5月31日までの期間を対象に7月31日までに、各年6月1日から11月30日までの期間を対象に翌年1月31日までに支給）。

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
貸 付 額		1,107	1,060	532	－	100,000	－	8,500	1,350	－
調 達 額	借 入 金	1,107	1,060	532	－	100,000	－	8,500	1,350	－
	政府保証国内債	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	財 投 機 関 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	回 収 金 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		1,107	1,060	532	－	100,000	－	8,500	1,350	－

3. 株 式 会 社 国

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	現 金 預 け 金	1,220,187	1,526,209	1,750,821	1,191,040	1,544,323	1,233,220	1,450,470	2,192,966	2,564,654
	現 預 け 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	買 現 先 勘 定 金	1,220,187	1,526,208	1,750,821	1,191,040	1,544,323	1,233,220	1,450,470	2,192,966	2,564,653
	有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	236,602	281,249	338,928	362,975	352,750	275,817	323,829	336,939	336,319
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	255	255	255	255	255	255
	貸 出 金	236,602	281,249	338,928	362,975	352,750	275,817	323,829	336,939	336,319
	証 書 貸 付 金	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561	13,133,980	13,556,815	14,759,174	15,587,788	16,423,476
	そ の 他 の 資 産	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561	13,133,980	13,556,815	14,759,174	15,587,788	16,423,476
	前 払 費 用	256,188	261,790	377,370	277,353	433,604	280,365	601,519	865,400	1,296,512
	未 収 取 益	521	653	630	596	610	667	480	717	1,170
	金 融 派 生 商 品	49,807	68,861	84,663	110,829	81,817	49,296	52,936	181,611	222,702
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	43,357	1,972	43,355	42,253	293,640	106,893	20,270	31,287	38,107
	そ の 他 の 資 産	162,230	189,920	141,180	123,340	56,950	106,650	527,100	651,110	1,033,820
	有 形 固 定 資 産	273	382	107,539	334	586	16,857	732	673	712
	建 設 仮 勘 定 資 産	27,804	27,613	28,355	27,940	28,115	29,084	29,206	30,710	32,793
	土 地	2,882	2,916	2,841	2,758	3,030	3,687	3,696	3,665	5,616
	リ ー ス 資 産	24,427	24,311	24,311	24,311	24,311	24,311	24,311	24,311	24,311
	建 設 仮 勘 定 資 産	13	5	—	—	—	—	—	—	8
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	34	—	79	79	0	31	221	1,869	1,114
	無 形 固 定 資 産	446	380	1,122	790	772	1,054	976	863	1,742
負 債 及 び 純 資 産 の 部	ソ フ ト ウ ェ ア	2,737	2,711	3,464	6,701	5,220	4,206	9,169	8,461	11,462
	リ ー ス 資 産	2,737	2,711	3,464	6,701	5,220	4,206	9,169	8,461	11,462
	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支 払 承 諾 見 返 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貸 倒 引 当 金	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767	2,118,383	1,835,123	1,721,217	1,534,258	1,522,529
	資 産 合 計	△168,262	△222,036	△273,564	△293,126	△285,855	△339,841	△470,834	△410,526	△536,412
	借 入 金	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523	16,874,791	18,423,753	20,146,000	21,651,336
	借 入 金	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713	6,786,499	6,651,321	7,554,208	8,513,677	9,193,988
	社 会 的 他 負 債	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713	6,786,499	6,651,321	7,554,208	8,513,677	9,193,988
	未 払 費 用	2,668,558	3,301,565	4,392,597	4,583,492	4,886,646	4,964,965	5,634,984	6,191,755	6,636,856
	前 受 取 益	528,890	461,442	435,385	304,608	424,436	373,918	609,212	962,159	1,312,677
	金 融 派 生 商 品	31,815	43,592	54,097	68,151	57,187	39,408	45,097	113,537	157,420
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	57,888	65,572	54,322	51,281	41,920	31,415	22,883	16,002	10,087
	リ ー ス 債 務	375,363	332,906	181,102	140,358	49,864	133,144	482,548	719,364	1,032,900
	デ リ バ テ ィ ブ 取 引 受 入 担 保 金	63,380	18,880	56,280	44,620	268,460	127,610	18,610	30,860	37,350
	そ の 他 の 負 債	16	3	—	—	—	—	—	—	9
	賞 与 引 当 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	賞 与 引 当 金	426	487	89,582	195	7,004	42,340	40,072	82,394	74,909
	退 職 給 付 引 当 金	516	519	546	566	586	585	597	614	660
	退 職 慰 勞 引 当 金	6	6	9	9	10	10	9	10	10
	支 払 承 諾 見 返 金	7,090	6,807	6,785	6,988	6,715	6,338	6,056	5,690	4,631
	支 払 承 諾 見 返 金	39	16	25	31	44	47	51	37	52
	支 払 承 諾 見 返 金	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767	2,118,383	1,835,123	1,721,217	1,534,258	1,522,529
	(負 債 合 計)	15,108,255	16,064,061	15,465,477	14,962,176	14,223,323	13,832,310	15,526,338	17,208,202	18,671,407
資 産 の 部	資 本 金	1,391,000	1,683,000	1,765,200	1,785,300	1,883,800	1,963,800	2,023,800	2,108,800	2,211,800
	利 益 剰 余 金	972,140	842,366	883,615	905,343	995,583	981,353	974,259	1,126,821	1,109,809
	利 益 準 備 金	929,368	800,754	821,601	852,751	879,277	937,732	959,601	966,930	1,046,875
	そ の 他 利 益 剰 余 金	42,772	41,612	62,014	52,591	116,306	43,620	14,658	159,890	62,934
	繰 越 利 益 剰 余 金	42,772	41,612	62,014	52,591	116,306	43,620	14,658	159,890	62,934
	株 主 資 本 合 計	2,363,140	2,525,366	2,648,815	2,690,643	2,879,383	2,945,153	2,998,059	3,235,621	3,321,609
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,303	2,468	△1,209	△557	△3,486	2,088	16,084	25,300	41,226
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	104,923	△20,223	△114,658	△11,048	231,303	95,238	△116,730	△323,123	△382,907
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	109,226	△17,755	△115,868	△11,606	227,816	97,327	△100,645	△297,823	△341,680
	(純 資 産 合 計)	2,472,367	2,507,611	2,532,947	2,679,037	3,107,200	3,042,480	2,897,414	2,937,797	2,979,929
	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523	16,874,791	18,423,753	20,146,000	21,651,336

(注) 単位未満切り捨て

際 協 力 銀 行

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目									
経 常 収 益	240,005	294,656	389,589	476,885	481,996	283,665	309,943	657,216	1,123,950
資 金 運 用 収 益	213,806	259,250	336,748	450,481	417,298	233,550	227,537	570,011	1,021,286
貸 出 金 利 息	196,859	253,672	323,960	435,549	399,375	213,473	173,933	552,609	972,232
有価証券利息配当金	2,682	755	1,829	1,361	1,003	1,648	530	1,057	6,931
買 現 先 利 息	7	4,822	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息	2,787	4,822	10,946	13,536	16,858	2,256	1,917	16,332	42,088
金利スワップ受入利息	11,250	—	—	—	—	16,086	51,128	—	—
その他の受入利息	219	0	12	34	60	84	27	11	34
役 務 取 引 等 収 益	22,091	26,836	23,722	22,713	25,269	26,391	25,770	22,648	29,384
その他の役務収益	22,091	26,836	23,722	22,713	25,269	26,391	25,770	22,648	29,384
そ の 他 業 務 収 益	141	—	128	272	—	8,668	31,394	44,805	53,651
外国為替売買益	117	—	—	—	—	8,668	31,394	38,122	53,473
国債等債券売却益	—	—	—	54	—	—	—	—	—
金融派生商品収益	—	—	—	197	—	—	—	6,674	178
その他の業務収益	23	—	128	20	—	—	—	7	—
そ の 他 経 常 収 益	3,965	8,570	28,989	3,416	39,429	15,055	25,240	19,751	19,627
貸倒引当金戻入益	—	—	—	—	7,215	—	—	19,352	—
償却債権取立益	0	0	—	3,208	29,308	2	6,673	—	11,591
株式等売却益	1,890	—	—	61	—	4,176	173	97	3,150
組合出資に係る持分損益	1,914	8,421	—	—	2,741	10,708	18,191	—	4,671
その他の経常収益	160	148	157	146	163	167	201	300	214
経 常 費 用	197,276	253,118	327,495	424,013	365,247	239,450	295,171	497,339	1,060,138
資 金 調 達 費 用	123,779	177,433	249,256	365,878	329,800	150,276	135,363	460,022	902,748
借 用 金 利 息	57,339	91,175	115,370	156,898	126,812	41,163	21,107	186,866	362,856
社 債 利 息	66,429	59,420	90,627	113,064	118,280	108,967	114,152	143,229	175,095
金利スワップ支払利息	—	26,836	43,192	95,797	84,686	—	—	127,876	360,427
その他の支払利息	10	—	65	118	19	145	102	2,048	4,369
役 務 取 引 等 費 用	1,653	1,919	1,807	2,323	2,605	2,381	2,829	3,111	3,946
その他の役務費用	1,653	1,919	1,807	2,323	2,605	2,381	2,829	3,111	3,946
そ の 他 業 務 費 用	1,310	3,136	5,410	2,695	8,899	5,991	1,988	2,111	1,991
外国為替売買損	—	482	138	1,008	6,464	—	—	—	—
社債発行費償却	729	1,662	2,309	1,081	1,117	1,112	1,069	1,423	1,107
金融派生商品費用	145	422	2,218	—	814	4,104	316	—	—
その他の業務費用	434	569	743	604	503	774	603	688	884
営 業 経 費	17,631	16,726	19,429	20,801	21,043	19,868	21,458	24,083	25,566
そ の 他 経 常 費 用	52,901	53,902	51,592	32,314	2,899	60,932	133,531	8,011	125,887
貸倒引当金繰入額	52,770	53,855	51,528	19,561	—	53,986	130,992	—	125,886
株式等償却	—	—	57	11,787	—	6,945	2,526	3,486	—
貸 出 金 償 却	—	—	—	—	2,897	—	—	—	—
株式等売却損	130	—	—	—	—	0	7	—	—
組合出資に係る持分損益	—	—	—	964	—	—	—	4,524	—
その他の経常費用	—	46	6	—	2	0	4	—	0
経 常 利 益	42,738	41,537	62,094	52,871	116,748	44,215	14,771	159,877	63,811
特 別 利 益	43	75	9	6	16	10	4	13	5
固定資産処分益	43	75	9	6	16	10	4	13	5
貸倒引当金戻入益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
償却債権取立益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債務履行引受契約関連益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	—	—	8	—	0	—	0	—	882
固定資産処分損	—	—	8	—	0	—	0	—	—
その他の特別損失	—	—	—	—	—	—	—	—	882
当 期 純 利 益	42,772	41,612	62,095	52,877	116,765	44,225	14,774	159,890	62,934

(注) 単位未満切り捨て

(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表

(単位 百万円, %)

年 度	輸 出 金 融		輸 入 金 融		投 資 金 融		事業開発等金融		出 資		合 計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
平成27	141,084	6	252,315	11	1,858,162	81	24,820	1	14,373	1	2,290,753
28	175,097	9	—	0	1,721,096	88	33,762	2	16,258	1	1,946,215
29	34,788	3	238,098	21	764,450	67	30,000	3	77,781	7	1,145,118
30	102,750	8	—	0	1,178,056	86	41,785	3	43,779	3	1,366,370
令和元	189,014	12	—	0	1,382,185	86	22,048	1	9,652	1	1,602,899
2	1,096	0	50,640	2	2,024,116	89	183,818	8	15,043	1	2,274,713
3	60,863	3	239,043	12	1,593,445	81	47,808	2	35,283	2	1,976,442
4	42,998	2	230,000	10	1,847,464	83	76,224	3	23,341	1	2,220,027
5	55,350	3	210,813	12	1,362,217	75	91,984	5	87,215	5	1,807,580

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

年 度 科 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
財 政 投 融 資	661,566	1,548,188	1,244,780	741,732	636,766	551,339	602,018	1,342,803	1,485,960
産業投資出資金(注3)	—	142,000	82,200	20,100	98,500	80,000	60,000	85,000	103,000
財政融資資金借入金	244,900	530,500	209,500	109,600	43,700	14,900	11,500	909,200	952,700
政府保証外債(5年以上)	416,666	875,688	953,080	612,032	494,566	456,439	530,518	348,603	430,260
一 般 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国為替資金借入金	1,595,878	1,142,740	854,443	654,959	422,974	2,051,120	1,299,188	2,523,897	4,679,978
自 己 資 金 等	△153,595	△490,490	△372,237	54,683	644,390	△742,198	174,584	△2,055,375	△4,891,659
合 計	2,103,849	2,200,438	1,726,986	1,451,374	1,704,130	1,860,262	2,075,790	1,811,325	1,274,279

4. 独立行政法人国際協力

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

年 度 末		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	流 動 資 産	11,526,038	11,778,767	12,171,739	12,520,290	12,706,238	13,445,271	14,052,593	15,272,949	16,991,302
	現 金 及 び 預 金	87,531	208,993	255,639	323,390	180,956	220,490	158,858	302,830	510,248
	有 価 証 券	-	2,000	5,000	-	-	-	-	-	-
	貸 付 金	11,502,091	11,661,980	12,005,004	12,300,294	12,614,846	13,341,710	14,053,147	15,125,568	16,592,568
	貸 倒 引 当 金	△153,208	△165,531	△171,804	△165,844	△142,053	△176,363	△227,219	△240,443	△227,003
	前 渡 金	9,754	19,943	22,629	19,217	16,209	14,594	11,497	7,293	6,519
	前 払 費 用	109	118	47	29	11	25	7	70	321
	未 収 収 益	35,529	32,645	29,981	28,003	26,380	33,239	32,632	31,729	36,506
	そ の 他	44,232	18,620	25,244	15,202	9,890	11,576	23,671	45,901	72,142
	固 定 資 産	52,268	85,380	107,204	110,639	119,225	158,555	188,617	200,267	221,068
	有 形 固 定 資 産	8,610	8,607	8,904	9,431	9,370	9,165	9,367	9,137	9,249
	無 形 固 定 資 産	236	647	5,236	5,758	5,655	5,016	4,877	9,227	12,913
	投 資 有 価 証 券	924	2,646	4,701	6,033	3,875	6,645	11,255	14,038	22,786
	関 係 会 社 株 式	41,753	43,634	43,546	44,100	46,732	76,089	78,868	80,948	80,682
	金 銭 の 信 託	-	15,511	32,551	40,809	52,912	60,953	83,559	86,045	93,853
	破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	63,845	87,063	87,063	87,063	87,063	87,063	87,063	87,063	87,063
	貸 倒 引 当 金	△63,845	△73,484	△75,454	△83,193	△87,063	△87,063	△87,063	△87,063	△87,063
	そ の 他	745	755	657	638	681	688	691	872	1,585
	合 計	11,578,306	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	13,603,826	14,241,210	15,473,216	17,212,370
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	291,432	232,426	213,256	246,141	146,954	146,301	161,061	216,167	255,222
	1年以内償還予定財政融資 資金借入金	219,212	188,060	150,179	138,032	106,613	104,069	96,878	141,879	149,592
	未 払 金	6,024	5,763	9,698	8,078	8,425	6,495	6,052	7,407	4,403
	未 払 費 用	6,794	6,128	5,788	6,847	5,779	5,220	5,456	13,543	24,938
	そ の 他	59,402	32,476	47,590	93,185	26,137	30,517	52,675	53,338	76,289
	固 定 負 債	2,019,783	2,149,375	2,451,974	2,641,459	2,763,230	3,426,630	3,970,863	5,042,792	6,612,352
	債 券	477,305	590,596	683,132	733,299	791,079	898,211	1,015,324	1,204,619	1,473,576
	財 政 融 資 資 金 借 入 金	1,537,319	1,552,259	1,761,334	1,899,402	1,962,569	2,518,683	2,945,905	3,828,725	5,128,234
	退 職 給 付 引 当 金	4,063	4,293	4,203	4,193	4,226	3,841	3,794	3,740	3,982
	そ の 他	1,096	2,227	3,305	4,564	5,356	5,896	5,841	5,707	6,560
	(負 債 合 計)	(2,311,215)	(2,381,801)	(2,665,229)	(2,887,600)	(2,910,185)	(3,572,931)	(4,131,924)	(5,258,958)	(6,867,574)
	資 本 金	7,862,158	7,992,228	8,037,408	8,083,418	8,150,728	8,202,168	8,249,188	8,296,278	8,344,118
	政 府 出 資 金	7,862,158	7,992,228	8,037,408	8,083,418	8,150,728	8,202,168	8,249,188	8,296,278	8,344,118
	利 益 剰 余 金	1,472,558	1,546,921	1,626,110	1,703,881	1,799,526	1,832,533	1,855,344	1,909,692	1,983,178
	準 備 金	1,369,796	1,472,558	1,546,921	1,626,110	1,703,881	1,799,526	1,832,533	1,855,344	1,909,692
	当 期 未 処 分 利 益	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645	33,008	22,811	54,348	73,486
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△67,625	△56,803	△49,805	△43,969	△34,974	△3,806	4,753	8,288	17,500
	その他有価証券評価差額金	△52	△40	826	3,391	6,493	3,058	3,710	1,033	5,558
	そ の 他	△67,573	△56,762	△50,631	△47,360	△41,467	△6,864	1,044	7,255	11,943
	(純 資 産 合 計)	(9,267,091)	(9,482,347)	(9,613,713)	(9,743,329)	(9,915,279)	(10,030,895)	(10,109,285)	(10,214,257)	(10,344,796)
	合 計	11,578,306	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	13,603,826	14,241,210	15,473,216	17,212,370

機 構 有 償 資 金 協 力 部 門

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
経 常 費 用	有償資金協力業務関係費	90,402	99,105	94,049	89,945	86,837	101,060	129,546	112,819	133,363
	債 券 利 息	5,751	6,116	7,327	9,331	9,515	8,396	8,431	20,260	42,972
	借 入 金 利 息	21,180	18,633	17,130	16,541	21,707	12,542	12,510	16,902	25,949
	金利スワップ支払利息	8,228	8,270	7,395	6,720	6,222	5,679	5,436	6,350	9,807
	そ の 他 支 払 利 息	—	0	1	2	1	100	0	0	0
	業 務 委 託 費	22,204	24,432	32,484	33,865	29,138	17,585	22,889	21,899	13,058
	債 券 発 行 費	329	591	557	567	361	558	527	673	699
	金 融 派 生 商 品 費 用	—	—	—	—	—	—	—	9,525	15,777
	外 国 為 替 差 損	—	—	—	1,200	—	—	—	1,946	—
	人 件 費	3,625	3,812	3,896	4,156	4,170	4,059	4,145	4,269	4,595
	賞 与 引 当 金 繰 入	260	284	299	323	337	341	331	383	417
	退 職 給 付 費 用	133	514	137	390	433	15	294	364	△184
	物 件 費	12,542	12,605	14,212	13,621	12,296	11,608	13,650	14,294	17,132
	減 価 償 却 費	246	187	461	1,341	1,726	1,945	1,965	1,842	1,399
	税 金	81	81	80	92	—	95	94	97	104
	投資有価証券評価等損	78	548	174	—	—	471	391	788	—
	関係会社株式評価等損	845	126	144	—	—	118	—	—	1,285
	金銭の信託運用損	—	838	1,497	—	—	—	—	—	—
	利 息 費 用	—	—	—	—	—	△0	△0	△0	△0
経 常 収 益	貸 倒 引 当 金 繰 入	10,798	21,961	8,244	1,779	—	34,310	50,857	13,223	—
	偶発損失引当金繰入	4,089	—	—	—	—	847	—	—	352
	そ の 他 業 務 費 用	13	105	10	17	837	2,391	8,020	—	—
	そ の 他 経 常 費 用	—	0	0	0	—	0	7	2	0
	合 計	90,402	99,105	94,049	89,945	86,837	101,060	129,546	112,819	133,363
経 常 収 益	有償資金協力業務収入	189,266	172,676	171,701	165,946	180,904	133,356	151,423	161,290	192,977
	貸 付 金 利 息	161,474	152,761	145,294	138,201	131,739	122,934	118,545	127,304	144,059
	国 債 等 債 券 利 息	9	0	0	0	0	—	—	—	—
	金利スワップ受入利息	—	—	—	—	—	—	112	154	1,020
	受 取 配 当 金	24,369	13,645	19,319	20,872	15,852	4,329	14,035	9,127	4,292
	貸 付 手 数 料	3,391	2,920	3,308	2,339	2,590	3,119	3,315	3,257	4,062
	外 国 為 替 差 益	11	750	1,248	—	1,311	1,050	1,773	—	8,712
	投資有価証券評価等益	—	—	—	323	2,016	—	—	—	709
	関係会社株式評価等益	12	—	—	555	16	—	316	425	—
	金銭の信託運用益	—	—	—	2,343	199	1,597	11,772	11,916	16,654
	金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	—	—	—	—	—	7,998	30
	貸 倒 引 当 金 戻 入	—	—	—	—	19,922	—	—	—	13,440
	偶発損失引当金戻入	—	2,600	2,532	1,313	7,243	—	692	1,103	—
	そ の 他 業 務 収 益	—	—	—	—	17	327	863	6	—
	そ の 他 経 常 収 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	財 務 収 益	34	18	266	782	687	27	34	414	4,981
	受 取 利 息	34	18	266	782	687	27	34	414	4,981
	雑 収 益	810	769	1,342	973	875	686	927	2,177	2,399
	償 却 債 権 取 立 益	20	20	20	20	20	—	30	3,290	6,540
	合 計	190,130	173,483	173,328	167,721	182,486	134,070	152,414	167,170	206,897
臨 時 損 失	固 定 資 産 除 却 損	3	5	20	6	8	4	59	8	33
	固 定 資 産 売 却 損	3	1	0	0	0	0	1	0	16
	減 損 損 失	—	15	—	—	—	—	—	—	—
	厚生年金基金代行返上損	—	—	77	—	—	—	—	—	—
臨 時 利 益	合 計	6	21	97	6	9	4	59	9	48
	固 定 資 産 売 却 益	8	6	6	2	3	2	3	5	0
	厚生年金基金代行返上益	3,032	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	3,041	6	6	2	3	2	3	5	0
当 期 総 利 益		102,762	74,363	79,188	77,771	95,645	33,008	22,811	54,348	73,486

(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表

(単位 百万円, %)

年 度	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門				
	円 借 款		海 外 投 融 資		合 計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
平成27	2,074,514	92	186,359	8	2,260,873
28	1,467,427	99	18,365	1	1,485,792
29	1,845,384	98	43,013	2	1,888,398
30	1,253,324	99	12,815	1	1,266,139
令和元	1,459,437	96	63,729	4	1,523,166
2	1,493,184	95	73,429	5	1,566,613
3	1,158,009	91	116,740	9	1,274,749
4	2,323,888	95	126,680	5	2,450,567
5	2,125,803	86	338,489	14	2,464,292

(4) 原資の構成と推移 (独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	5
一 般 会 計 出 資 金	46,010	67,310	51,440	47,020	47,090	47,840
財 政 投 融 資	386,633	231,900	720,995	587,371	1,139,541	1,615,748
財政融資資金借入金	332,100	231,900	667,500	524,100	1,024,700	1,449,100
政 府 保 証 債	54,533	0	53,495	63,271	114,841	166,648
自 己 資 金 等	656,732	808,342	666,317	753,788	603,271	509,265
合 計	1,089,375	1,107,552	1,438,752	1,388,178	1,789,902	2,172,853

Ⅲ 株 式 会 社 日 本

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産 の 部	貸 出 金	13,119,393	13,210,171	12,874,274	13,063,197	12,521,358	14,837,718	14,490,758	15,176,293	14,922,265
	コ ー ル ロ ー ン	-	-	463,179	260,000	720,000	684,000	705,000	509,000	420,000
	有 価 証 券	1,828,773	1,789,322	1,905,546	1,984,876	2,400,948	2,612,535	3,086,107	2,996,588	3,299,330
	金 銭 の 信 託	16,032	14,037	9,411	18,305	18,467	16,824	13,201	11,988	16,750
	買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現 金 預 け 金	433,496	987,258	996,990	959,585	1,252,106	2,124,938	2,115,882	1,362,791	1,772,418
	そ の 他 資 産	172,215	174,607	208,284	177,711	151,158	164,520	168,673	219,693	180,639
	有 形 固 定 資 産	113,291	111,916	111,698	110,833	110,442	110,369	109,724	108,488	106,477
	無 形 固 定 資 産	6,883	9,831	13,369	13,883	12,038	10,776	10,938	10,247	8,275
	繰 延 税 金 資 産	-	-	-	-	-	-	12,335	-	-
	前 払 年 金 費 用	1,290	1,268	1,210	1,215	1,191	1,078	2,736	4,340	5,934
	支 払 承 諾 見 返	180,124	181,010	201,796	273,239	267,306	446,616	557,127	860,653	731,806
	貸 倒 引 当 金	△61,907	△56,441	△44,895	△35,412	△35,578	△57,935	△83,960	△99,528	△110,562
	投 資 損 失 引 当 金	△594	△414	△176	△46	△36	△33	△33	△30	△0
	合 計	15,808,999	16,422,568	16,740,690	16,827,388	17,419,402	20,951,409	21,188,490	21,160,526	21,353,335
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	7,840,720	8,383,916	8,432,199	7,807,941	7,882,447	10,479,945	10,370,044	9,880,113	9,627,659
	(財政融資資金借入金)	3,821,070	3,726,489	4,153,430	4,372,900	4,812,647	5,477,745	5,862,129	5,837,649	5,880,487
	(簡保生命保険資金借入金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(産業投資借入金)	108,021	98,463	91,029	7,035	3,548	1,510	422	-	-
	(その他の借入金)	3,911,629	4,558,964	4,187,740	3,428,006	3,066,252	5,000,690	4,507,493	4,042,464	3,747,172
	コ ー ル マ ネ ー	-	13,000	-	-	-	-	-	-	-
	債 券	3,221,870	3,016,714	3,086,650	3,190,536	3,314,656	3,483,570	3,339,098	3,115,657	3,161,914
	社 債	1,501,288	1,690,391	1,841,582	2,106,213	2,377,101	2,734,779	3,048,137	3,315,239	3,557,726
	そ の 他 負 債	176,320	106,304	88,586	179,306	187,896	150,445	103,791	76,724	244,920
	引 当 金	11,027	11,300	11,162	11,174	11,403	11,313	11,409	12,448	12,890
	繰 延 税 金 負 債	27,603	25,444	22,077	15,882	5,047	3,654	-	13,091	7,263
	支 払 承 諾	180,124	181,010	201,796	273,239	267,306	446,616	557,127	860,653	731,806
	(負 債 合 計)	12,958,957	13,483,227	13,681,008	13,584,295	14,045,859	17,310,326	17,429,609	17,273,928	17,344,183
	資 本 金	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
	危 機 対 応 準 備 金	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529
	特 定 投 資 準 備 金	130,000	230,000	330,000	588,000	848,000	1,368,000	1,543,000	1,524,089	1,577,805
	特 定 投 資 剰 余 金	618	1,813	3,099	5,412	12,436	28,172	22,438	43,737	55,302
	資 本 剰 余 金	995,466	945,466	895,466	766,466	636,466	336,466	241,466	275,921	294,063
	利 益 剰 余 金	429,751	479,443	548,371	610,436	629,290	651,840	705,538	763,192	830,470
	その他有価証券評価差額金	52,206	42,233	47,773	42,079	20,709	37,519	37,936	78,988	67,487
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	35,045	33,430	28,018	23,745	19,687	12,131	1,547	△6,284	△22,930
	(純 資 産 合 計)	2,850,042	2,939,340	3,059,681	3,243,093	3,373,542	3,641,083	3,758,881	3,886,598	4,009,152
	合 計	15,808,999	16,422,568	16,740,690	16,827,388	17,419,402	20,951,409	21,188,490	21,160,526	21,353,335

政 策 投 資 銀 行

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
経 常 収 益	344,910	269,738	267,057	268,994	260,166	238,752	280,207	331,444	374,023
資 金 運 用 収 益	216,972	193,678	189,537	188,051	174,958	160,461	174,261	191,344	220,141
(貸 出 金 利 息)	187,526	165,276	156,192	152,860	139,508	132,477	128,163	147,674	180,601
(有価証券利息配当金)	21,402	20,089	24,620	27,814	28,976	22,324	41,401	39,243	34,341
(コールローン利息)	82	—	153	100	31	120	71	57	40
(買 現 先 利 息)	226	—	—	—	—	—	—	—	—
(預 け 金 利 息)	43	11	22	27	108	38	57	110	279
(金利スワップ受入利息)	7,549	8,164	8,553	7,263	6,339	5,508	4,560	4,265	4,902
(その他の受入利息)	141	136	△4	△16	△6	△7	7	△6	△24
役 務 取 引 等 収 益	10,333	12,682	11,684	12,854	11,561	15,026	10,368	11,996	13,892
そ の 他 業 務 収 益	9,526	5,896	6,259	7,274	15,172	14,095	15,035	19,500	6,200
(外国為替売買益)	—	4,805	—	6,381	—	—	15,035	19,495	5,909
(国債等債券売却益)	3,519	257	286	283	762	—	—	—	—
(国債等債券償還益)	—	—	—	124	2	—	—	—	—
(金融派生商品収益)	5,107	—	5,041	—	14,072	13,839	—	—	—
(その他の業務収益)	899	833	931	484	334	256	—	5	291
そ の 他 経 常 収 益	108,077	57,480	59,576	60,814	58,474	49,168	80,541	108,602	133,789
(株 式 等 売 却 益)	45,787	24,866	6,293	14,016	8,181	22,385	6,587	45,040	71,798
(金銭の信託運用益)	214	380	672	663	892	432	531	639	1,399
(その他の経常収益)	62,073	32,163	52,568	46,135	49,401	26,351	73,423	62,923	60,592
経 常 費 用	170,241	155,924	146,716	152,113	182,739	168,508	198,050	202,811	233,477
資 金 調 達 費 用	106,933	98,097	89,303	87,896	77,086	53,720	44,470	79,061	119,273
(債 券 利 息)	35,056	34,831	33,198	37,676	33,958	21,743	19,401	46,182	74,991
(コールマネー利息)	—	△11	△27	△52	△72	△84	△188	△239	△202
(借 用 金 利 息)	66,982	58,113	51,097	45,257	36,605	27,606	21,961	18,695	15,621
(社 債 利 息)	4,825	5,172	5,090	5,083	6,670	4,552	3,412	14,644	29,123
(金利スワップ支払利息)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(その他の支払利息)	68	△3	△10	△68	△75	△97	△116	△222	△260
役 務 取 引 等 費 用	391	183	245	105	130	442	691	2,242	2,787
そ の 他 業 務 費 用	8,296	3,357	3,515	3,523	12,316	8,901	13,933	8,082	7,933
(外国為替売買損)	4,043	—	1,423	—	10,074	6,587	—	—	—

(2) 連 続 損 益 計 算 書 (続)

(単位 百万円)

年 度 科 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
(国債等債券売却損)	2,616	—	1	16	5	1	—	—	—
(国債等債券償還損)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(国債等債券償却)	—	65	135	—	—	110	—	—	5,254
(債券発行費償却)	867	709	870	861	817	936	506	303	664
(社債発行費償却)	768	943	1,084	1,271	1,418	1,265	1,138	1,147	1,134
(金融派生商品費用)	—	1,639	—	1,374	—	—	12,288	6,611	881
(その他の業務費用)	—	—	—	—	—	—	—	19	—
営 業 経 費	42,401	45,207	48,007	50,912	53,644	52,982	54,154	57,911	60,748
そ の 他 経 常 費 用	12,219	9,077	5,645	9,675	39,561	52,461	84,801	55,512	42,733
(貸倒引当金繰入額)	—	—	—	—	1,708	23,985	34,898	25,617	17,125
(偶発損失引当金繰入額)	3	24	—	—	—	—	0	—	148
(投資損失引当金繰入額)	69	—	8	6	—	—	—	—	—
(貸 出 金 償 却)	1,198	12	—	19	220	1,400	10	17,141	1,890
(株 式 等 売 却 損)	0	117	—	—	—	85	153	1,406	87
(株 式 等 償 却)	1,797	1,491	366	1,440	32,162	7,950	41,825	2,844	4,494
(金銭の信託運用損)	—	—	13	—	—	—	—	—	15
(その他の経常費用)	9,149	7,432	5,255	8,208	5,470	19,039	7,913	8,502	18,971
経 常 利 益	174,668	113,814	120,341	116,880	77,427	70,243	82,156	128,633	140,546
特 別 利 益	70	117	1	1	0	677	30	837	2,241
固 定 資 産 処 分 益	70	117	1	1	0	677	30	837	2,241
貸倒引当金戻入益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
償 却 債 権 取 立 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資損失引当金戻入益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 損 失	441	232	54	33	294	292	131	276	592
固 定 資 産 処 分 損	93	221	23	33	129	139	36	276	189
減 損 損 失	347	11	31	—	165	153	94	—	403
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	174,298	113,699	120,287	116,849	77,133	70,628	82,056	129,194	142,195
法人税、住民税及び事業税	50,844	30,703	33,596	32,068	29,817	29,010	36,330	23,785	38,469
法 人 税 等 調 整 額	5,587	2,832	△3,244	△1,719	408	△6,616	△11,106	10,836	6,601
当 期 純 利 益	117,865	80,163	89,935	86,500	46,908	48,234	56,832	94,573	97,125

(3) 投 融 資 額 の 推 移

(単位 億円)

年 度 項 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
投 融 資 額 総 額	30,277	40,126	31,534	37,909	39,519	57,867	32,226	40,219	38,200
(うち危機対応業務)	1,012	5,287	854	—	26	22,293	2,638	253	—

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 億円)

年 度 項 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
財 政 投 融 資	6,993	11,777	9,727	7,722	12,703	17,173	11,195	5,680	8,270
産 投 出 資 金	650	500	500	1,290	1,300	2,200	800	500	900
産 投 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政融資資金借入金	3,000	8,000	5,800	3,000	8,000	10,500	7,800	3,600	4,000
簡 保 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	3,343	3,277	3,427	3,432	3,403	4,473	2,595	1,580	3,370
自 己 資 金 等	23,284	28,349	21,807	30,186	26,816	40,694	21,031	34,539	29,930
計	30,277	40,126	31,534	37,909	39,519	57,867	32,226	40,219	38,200

Ⅳ 株 式 会 社 商 工

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
科 目										
資 産	コール・ローン、預 け金、現金勘定	1,199,741	1,780,475	1,568,294	1,902,100	1,364,736	1,824,522	1,690,595	2,118,443	2,112,650
	有 価 証 券 勘 定	1,703,504	1,543,111	1,514,685	1,383,976	1,283,350	1,464,473	1,215,142	977,951	1,219,610
	貸 出 金 勘 定	9,539,545	9,356,834	8,648,176	8,289,725	8,294,117	9,521,403	9,607,809	9,639,065	9,627,444
	動 産 ・ 不 動 産 勘 定	54,743	53,740	54,292	48,053	48,159	52,790	53,275	56,052	66,464
	支 払 承 諾 見 返	102,575	103,433	102,700	104,967	110,780	112,071	120,768	131,426	143,442
	そ の 他 資 産	167,625	177,866	207,316	210,676	225,447	217,415	214,113	200,140	197,438
	貸 倒 引 当 金	△260,245	△236,579	△205,240	△189,666	△177,240	△180,070	△182,364	△184,860	△194,504
	合 計	12,507,489	12,778,881	11,890,224	11,749,831	11,149,349	13,012,604	12,719,338	12,980,500	13,226,795
負 債 ・ 資 本 金	預 金 勘 定	5,291,726	5,381,988	5,149,493	5,342,338	5,355,867	6,331,519	6,199,392	6,475,501	6,744,002
	債 券 勘 定	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
	借 用 金 勘 定	1,059,572	954,225	461,779	341,130	251,106	1,497,590	1,584,123	1,523,824	1,512,143
	引 当 金 勘 定	29,813	35,921	51,960	74,608	65,899	54,590	50,309	48,403	45,887
	支 払 承 諾	102,575	103,433	102,700	104,967	110,780	112,071	120,768	131,426	143,442
	そ の 他 負 債	297,826	621,411	693,202	686,169	418,867	259,700	242,402	355,330	465,349
	負 債 合 計	11,598,380	11,841,099	10,918,674	10,787,521	10,192,670	12,042,640	11,739,564	11,983,334	12,207,222
	資 本 金	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
	政 府 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	組 合 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	危 機 対 応 準 備 金	150,000	150,000	150,000	135,000	129,500	129,500	129,500	129,500	129,500
	特 別 準 備 金	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811
	資 本 剰 余 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他資本剰余金	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	利 益 剰 余 金	118,975	145,797	177,595	187,583	196,822	201,099	214,621	233,124	243,992
	利 益 準 備 金	19,713	20,612	21,512	22,411	23,311	24,210	25,109	26,008	26,907
	その他利益剰余金	99,262	125,184	156,083	165,172	173,511	176,889	189,512	207,115	217,085
	任 意 積 立 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前 期 繰 越 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	当 期 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自 己 株 式	△1,027	△1,038	△1,050	△1,062	△1,072	△1,136	△1,146	△1,153	△1,160
	評 価 差 額 金	21,695	23,559	25,541	21,323	11,965	21,035	17,335	16,230	27,775
	資 本 合 計	909,109	937,782	971,551	962,310	956,679	969,963	979,774	997,166	1,019,573
	合 計	12,507,489	12,778,881	11,890,224	11,749,831	11,149,349	13,012,604	12,719,338	12,980,500	13,226,795

- (注) 1. 預金勘定には譲渡性預金を含む。
2. 借入金勘定にはコールマネーを含む。
3. 当期利益は当期純利益の数字となっている。
4. 動産・不動産勘定は有形固定資産＋無形固定資産、評価差額は評価換算差額等、資本合計は純資産の部合計の数字となっている。
5. 平成20年度(21年3月期)より政府出資金・組合出資金は開示していない。

組 合 中 央 金 庫

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

年 度 科 目	27	28	29	30	元	2	3	4	5
(経 常 損 益 の 部)									
経 常 収 益	170,250	160,234	170,187	146,438	119,022	117,932	128,520	139,806	145,144
貸 出 金 利 息	132,292	119,161	103,701	92,450	87,251	96,996	100,377	105,312	109,023
有価証券利息配当金	7,807	7,253	5,723	5,604	4,397	3,726	3,369	4,005	5,444
貸倒引当金戻入	—	—	20,985	—	—	—	—	—	—
そ の 他 収 益	30,151	33,819	39,779	48,384	27,373	17,211	24,775	30,489	30,678
経 常 費 用	136,725	111,035	113,240	115,646	98,441	110,262	98,313	108,969	123,226
債 券 利 息	8,607	4,366	2,097	1,555	1,007	1,108	282	2,110	2,678
預 金 利 息	4,597	3,985	3,456	4,052	4,123	2,861	2,695	3,821	3,802
債券発行費用償却	17	15	12	17	16	26	23	14	32
貸出金有価証券償却	921	683	440	646	438	419	197	865	473
貸倒引当金繰入	32,677	5,927	—	1,420	6,040	19,067	19,767	19,175	27,002
営 業 経 費	78,619	81,685	77,409	77,715	74,983	79,175	68,969	71,728	75,104
そ の 他 費 用	11,287	14,374	29,825	30,240	11,832	7,606	6,380	11,257	14,135
経 常 利 益	33,526	49,199	56,947	30,792	20,581	7,670	30,208	30,837	21,918
(特 別 損 益 の 部)									
特 別 利 益	23	—	102	686	—	4,444	1,228	354	79
特 別 損 失	303	240	745	6,850	4,520	1,450	589	223	1,089
税 引 前 当 期 利 益	33,246	48,959	56,304	24,628	16,061	10,664	30,847	30,968	20,909
法人税、住民税及び事業税	14,129	14,160	13,179	11,343	2,265	2,400	8,065	10,339	10,005
法 人 税 等 調 整 額	7,550	3,480	6,830	△1,200	60	△510	4,476	△2,370	△4,460
当 期 利 益	11,567	31,319	36,296	14,485	13,736	8,774	18,305	22,999	15,364
前 期 繰 越 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 未 処 分 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 預金利息には譲渡性預金利息を含めている。
2. 債券発行差金の償却額は、債券利息に含めて表示している。
3. 当期利益は当期純利益の数字となっている。
4. 平成20年度(21年3月期)より前期繰越利益・当期未処分利益は開示していない。

(3) 年 度 別 貸 出 実 行 額

(単位 百万円)

年 度 区 分	27	28	29	30	元	2	3	4	5
直 接 貸	4,445,023	4,421,310	3,516,793	3,605,675	3,698,012	4,729,421	3,107,928	2,941,746	2,877,385
代 理 貸	1,662	1,669	1,115	1,032	924	629	547	245	1,037
合 計	4,446,685	4,422,979	3,517,908	3,606,707	3,698,936	4,730,050	3,108,475	2,941,991	2,878,422

(注) 員外貸付、海外現地法人向け貸付、当座貸越は除く。

(4) 年度別業種別貸出実行額

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
製 造 業	1,512,254	1,500,607	1,207,390	1,209,975	1,220,135	1,329,507	917,351	900,832	853,716
農 林 水 産 業	12,212	13,687	11,454	14,741	13,173	12,199	11,814	9,876	9,981
鉱 業	7,034	6,198	5,288	5,756	5,409	3,332	3,971	2,962	4,286
建 設 業	217,722	210,341	152,231	165,323	168,109	219,606	122,821	116,882	130,774
卸・小 売 業	1,607,571	1,582,239	1,274,501	1,290,002	1,273,025	1,465,538	1,042,125	1,029,327	961,496
金 融・保 険 業	13,154	11,712	9,691	12,459	10,169	16,037	12,428	8,436	13,000
不 動 産 業	294,382	279,801	223,535	241,740	277,820	322,904	233,827	235,321	248,486
運 輸 通 信 業	447,336	478,741	377,180	382,636	403,211	498,407	375,985	326,119	306,281
電気・ガス・水道業	5,108	3,077	2,666	4,244	7,946	11,011	11,683	20,149	27,278
サ ー ビ ス 業	328,250	334,907	252,857	278,799	319,015	850,880	375,923	291,842	322,087
合 計	4,445,023	4,421,310	3,516,793	3,605,675	3,698,012	4,729,421	3,107,928	2,941,746	2,877,385

(注) 直接貸の実行額(員外貸付、海外現地法人向け貸付、当座貸越は除く)。

(5) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
払 込 資 本 金	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
債 券 発 行 残 高	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
預 金	5,291,726	5,381,988	5,149,493	5,342,338	5,355,867	6,331,519	6,199,392	6,475,501	6,744,002
借 用 金	1,059,572	954,225	461,779	341,130	251,106	1,497,590	1,584,123	1,523,824	1,512,143
そ の 他	1,018,094	1,376,461	1,498,059	1,504,433	1,222,792	1,065,600	1,053,832	1,182,246	1,312,156
総 資 金	12,404,914	12,675,448	11,787,524	11,644,864	11,038,569	12,900,533	12,598,570	12,849,073	13,083,354

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含む。
2. 借入金にはコールマネーを含む。
3. 総資金は、貸借対照表合計から支払承諾勘定を控除して表示している。

(6) 商工債年度別発行額及び発行残高

(単位 百万円)

年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5
区 分										
利 付	金融機関等	484,590	313,400	207,020	427,800	473,100	392,760	328,600	303,100	189,200
	法 人	785,920	817,650	650,920	489,010	349,340	391,470	410,650	436,420	424,560
	個 人	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0
	政 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,271,820	1,131,050	857,940	916,810	822,440	784,230	739,250	739,520	613,760
割 引	法 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,271,820	1,131,050	857,940	916,810	822,440	784,230	739,250	739,520	613,760
残 高	利 付	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
	割 引	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400

(7) 業 務 委 託 状 況

区 分	27	28	29	30	元	2	3	4	5
代理店数 (信用組合等)	134	132	130	127	124	124	124	122	119

(8) 貸 出 条 件

貸付対象先	貸 出 期 間			基 準 金 利		返済方法
	短期運転資金	長期運転資金	設 備 資 金	短期資金	長期資金	
中小企業等協同組合などの組合及びその構成員	原則として 1年未満	原則として 10年以内	原則として 15年以内	原則として 短期プライム レート以上	原則として 長期プライム レート以上	分割返済または 期限一時返済

財政金融統計月報第851号（政府関係金融機関等特集）の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

なお、ホームページには訂正後のものを掲載しております。

※ 訂正箇所は下線部分となります。

記

第851号

P. 128 （3）金融目的別・年度別承諾推移総括表

【誤】

（3）金融目的別・年度別承諾推移総括表

（単位 百万円，％）

年 度	輸 出 金 融		輸 入 金 融		投 資 金 融		事業開発等金融		出 資		合 計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
平成25	126,293	6	56,251	3	1,671,029	84	46,044	2	97,400	5	1,997,018
26	406,427	14	—	0	2,451,080	83	46,717	2	32,873	1	2,937,097
27	141,084	6	252,315	11	1,858,162	81	24,820	1	14,373	1	2,290,753
28	175,097	9	—	0	1,721,096	88	33,762	2	16,258	1	1,946,215
29	34,788	3	238,098	21	764,450	67	30,000	3	77,781	7	1,145,118
30	102,750	8	—	0	1,178,056	86	41,785	3	43,779	3	1,366,370
令和元	189,014	12	—	0	1,382,185	86	22,048	1	9,652	1	1,602,899
2	1,096	0	50,640	2	2,024,116	<u>78</u>	183,818	<u>7</u>	15,043	1	2,274,713
3	60,863	3	239,043	12	1,593,445	81	47,808	2	35,283	2	1,976,442

【正】

（3）金融目的別・年度別承諾推移総括表

（単位 百万円，％）

年 度	輸 出 金 融		輸 入 金 融		投 資 金 融		事業開発等金融		出 資		合 計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
平成25	126,293	6	56,251	3	1,671,029	84	46,044	2	97,400	5	1,997,018
26	406,427	14	—	0	2,451,080	83	46,717	2	32,873	1	2,937,097
27	141,084	6	252,315	11	1,858,162	81	24,820	1	14,373	1	2,290,753
28	175,097	9	—	0	1,721,096	88	33,762	2	16,258	1	1,946,215
29	34,788	3	238,098	21	764,450	67	30,000	3	77,781	7	1,145,118
30	102,750	8	—	0	1,178,056	86	41,785	3	43,779	3	1,366,370
令和元	189,014	12	—	0	1,382,185	86	22,048	1	9,652	1	1,602,899
2	1,096	0	50,640	2	2,024,116	<u>89</u>	183,818	<u>8</u>	15,043	1	2,274,713
3	60,863	3	239,043	12	1,593,445	81	47,808	2	35,283	2	1,976,442

財政金融統計月報編集案内

1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省大臣官房政策金融課（TEL. 03-3581-4111、内線6304番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
第100号～165号は第168号
第166号～199号は第200号
第200号～250号は第252号
第251号～299号は第300号
第300号～350号は第352号
第351号～399号は第400号
第400号～450号は第452号
第451号～499号は第500号
第500号～559号は第560号
第560号～599号は第600号
第600号～649号は第650号
第650号～699号は第700号
第700号～749号は第750号
第750号～799号は第800号
第800号～849号は第850号
各巻末年譜参照

第864号	令和6年度予算特集
第865号	租税特集
第866号	国際経済特集
第867号	関税特集
第868号	国際収支特集
第869号	財政投融资特集
第870号	国庫収支特集
第871号	対内外民間投資特集
第872号	国有財産特集
第873号	政府関係金融機関等特集

《令和7年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第874号	租税特集	第879号	国庫収支特集
第875号	国際経済特集	第880号	対内外民間投資特集
第876号	関税特集	第881号	国有財産特集
第877号	国際収支特集		
第878号	財政投融资特集		

定価：1,331円（税込）

次 号 予 告

第874号 租 税 特 集

欧米主要国における最近の税制改革の動向

—— 統 計 ——

一	般	統	計
所	得	税	税
法	人	等	税
相	続	税	税
間	接	税	税
国	際	課	税
地	方	税	税

財 政 金 融 統 計 月 報 第 873 号

令和7年7月23日 発行

定価は
表紙に表示してあります。

編 集 財務省財務総合政策研究所
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中 和 印 刷 株 式 会 社
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14
電話 (03) 3552-0426(代)

販 売 所 各 県 の 官 報 販 売 所
政 府 刊 行 物 セ ン タ ー

（霞が関
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル1階
TEL (03) 3504-3885
FAX (03) 3504-3889

仙台
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22
（宮城県管工事会館1階）
TEL (022) 261-8320
FAX (022) 261-8321